経済上の連携に関する日本国とペルー共和国との間の協定

前文

第一 章 総則

第一 条 自由貿易地域の設定

第三条 第二条 地域及び地方の政府 他の協定との関係

第四条 般的定義

第五条 透明性

第六条 公衆による意見提出の手続

第七条 秘密の情報

1

第八条 審査及び上訴

第九条 腐敗行為の防止に関する措置

第十条 一般的例外

第十一条 安全保障のための例外

第十二条 租税

第十三条 一時的なセーフガード措置

第十四条 委員会

第十五条 連絡部局

第十六条 実施取極

第二章 物品の貿易

第一節 一般規則

第十八条 定義

第十九条 物品の分類

第二十条 内国民待遇

第二十一条 関税の撤廃又は引下げ

第二十二条 非関税措置

第二十三条 輸入許可手続

第二十四条の手数料及び手続います。

第二十五条 輸出税、手数料その他の課徴金

第二十六条 関税上の評価

第二十八条 価格帯制度

第二節 セーフガード措置

第二十九条 一般規定

第三十条 二国間セーフガード措置

第三十一条 条件及び制限

第三十二条 調査手続

第三十三条 暫定的な二国間セーフガード措置

第三十四条 通報

第三十五条 協議及び補償

第三十六条 見直し

第三節 他の規定

第三十七条 物品の貿易に関する小委員会

第三章 原産地規則

第三十八条 定義

第三十九条 原産品

第四十条 完全に得られる産品

第四十一条 原産資格割合

第四十二条 原産資格を与えることとならない作業

第四十三条 累積

第四十四条 僅少の非原産材料

第四十五条 組み立ててないか又は分解してある産品

第四十六条 代替性のある産品又は代替性のある材料

第四十七条 セット

第四十八条 附属品、予備部品及び工具

第四十九条 小売用の包装材料及び包装容器

第五十条 船積み用のこん包材料及びこん包容器

第五十一条 間接材料

第五十二条 積送基準

第五十三条 原産地証明

第五十四条 原産地証明書

第五十五条 遡及して発給される原産地証明書

第五十六条 原産地証明書の再発給

第五十七条 原産地申告

第五十八条 認定輸出者

第五十九条 通報

第六十条 関税上の特恵待遇の要求

第六十一条 輸入に関する義務

第六十二条

原産

地

証

明

 \mathcal{O}

有効性

第六十三条 補助的な文書

第六十四条 文書及び記録の保管

第六十五条 軽微な誤り

第六十六条 確認手続

第六十七条 罰則

第六十八条 秘密性

第六十九条 原産地規則に関する小委員会

第七十条 運用上の手続規則

第七十一条 雑則

第七十二条

輸送中の産品又は蔵置されている産品のための経過規定

第四章 税関手続及び貿易円滑化

第七十三条 適用範囲

第七十四条

目的

第七十五条 定義

第七十六条 透明性

第七十七条 情報通信技術

第七十八条 危険度に応じた管理手法

第七十九条 通関

第八十条 積荷のための別個のかつ迅速な税関手続

第八十一条 事前教示

第八十二条 審査

第八十三条 税関協力及び情報の交換

第八十四条 罰則

第八十五条 税関手続及び貿易円滑化に関する小委員会

第五章 衛生植物検疫措置

第八十六条 適用範囲

第八十七条 権利及び義務の再確認

第八十八条 照会所

第八十九条 衛生植物検疫措置に関する小委員会

第六章 強制規格、任意規格及び適合性評価手続

第九十条 適用範囲

第九十一条 目的

第九十二条 定義

第九十三条 権利及び義務の再確認

第九十四条 国際標準

第九十五条 強制規格

第九十六条 適合性評価

第九十七条 透明性

第九十八条 技術協力

第九十 九条 強制規格、 任意規格及び適合性評価手続に関する小委員会

第百条 情報の交換

第七章

国境を越えるサービスの貿易

第百 条 適用範囲

第百二条 定義

第百三条 補助 金

第百四条 内 玉 民待遇

第百 五条 最恵国待遇

第百六条 市場アクセ

第百七条 現地 にこ おける拠点 ス

第百 八条 適合し ない ·措置

第百 九条 通報

第百十条 透明 性

第百十一 条 国内規制

第百十三条 第百十二条 支払及び資金の移転 承認

第百十四条 実施

第百十五条 利益 一の否認

10

第八章 電気通信サービス

第百十六条 適用範囲

第百十七条 定義

第百十八条 アクセス及び利用

第百十九条 番号ポータビリティ

第百二十条 競争条件の確保のためのセーフガ゛

ド

第百二十一条 主要なサービス提供者による待遇

第百二十二条 再販売

第百二十三条 相互接続

第百二十四条 専用回線によるサービスの提供及び価格

第百二十五条 独立の電気通信規制機関

第百二十六条 ユニバーサル・サービス

第百二十七条 免許の基準の公の利用可能性

第百二十八条 希少な資源の分配及び利用

第百二十九条 透明性

第百三十条 電気通信に関する紛争解決

第百三十一条 国際機関との関係

第百三十二条 他の章との関係

第九章 商用目的の国民の入国及び一時的な滞在

第百三十四条 適用範囲

第百三十三条

般原

則

第百三十五条 定義

第百三十六条 入国及び一時的な滞在の許可

第百三十七条 情報の提供及び手続の円滑化

第百三十八条 商用目的 の国民の入国及び一時的な滞在に関する小委員会

第百三十九条 協力

第百四十条 紛争解決

第百四十一 条 出 入国管理に関する措置

第百四十二条 透明性

第十章 政府 調達

第百 四十三条 適用範 囲

第百 四十 应 条 定義

第百四· 十五 条 内 国民待遇及び無差別

待 遇

第百四· 第百四· + 六条 原 産 地 規 則

第百 兀 一十八条 + 七条 調 契 約 達 \mathcal{O} \mathcal{O} 評 効果を減殺する措置 価

の禁止

第百四· 一十九条 技術 仕 様

第百五十条 入札 の手 続

第百五十一 条 供給者の資格の審査

第百五十二条 調達計 画 \mathcal{O} 公示

第百五十三条 調達予定 \mathcal{O} 公示

第百 五. 十五条 + ·四 条 入札説! 入札 \mathcal{O} 明書 期 限

第

百

五.

第 百 五. 十六条 落札

第 旨 五. 十七 条 限定入札

第百 五. 十八条 調達に関する情 報の 透明 性

第百 五. + 九条 苦情申 立て の手 続

第百六十条 政 府 調達 におい ける電子的な手段 の利用

第百六十一 条 例 外

第百六十二条 訂 正又は 修正

第百六十三条 調達機関 の民営化

第百六十四条 利 益 $\overline{\mathcal{O}}$ 否認

14

第百六十五条 追加的な交渉

第百六十六条 政府調達に関する小委員会

第十一章 知的財産権

第百六十七条 般規定

第百六十八条 内国民待遇

第百六十九条 最恵国 |待遇

第百七十条 手続事項 の簡素化及び調

和

第百七十一条 知的 財 産権 の取得及び維 持

第百七十二条 透明性

第百七十三条 知的 財産 の保護についての啓発の促進

第百七十四条 特 許

第百七十五条 意匠

第百七十六条 商標

15

第十二章 競争

第百七十七条 地理的表示

第百七十八条 著作権及び関連する権利

第百七十九条 開示されていない情報の保護

第百八十条 不正競争

第百八十一条 権利行使に関する一般規定

第百八十二条 国境措置に係る権利行使

第百八十三条 民事上の救済に係る権利行使

第百八十四条 刑事上の制裁に係る権利行使

第百八十五条 インターネット・サービス・プロバイダ

第百八十六条 協力

第百八十七条 知的財産権に関する小委員会

第百八十八条 他の考慮事項

第百八十九条 反競争的行為

第百九十条 反競争的行為の規制に関する協力

第百九十一条 無差別待遇

第百九十二条 手続の公正な実施

第百九十三条 透明性

第百九十四条 第七条1の規定の不適用

第十三章 ビジネス環境の整備

第百九十五条 基本原則

第百九十六条 ビジネス環境の整備に関する小委員会

第百九十七条 連絡事務所

第百九十八条 協議の場

第百九十九条 小委員会の決定の実施

第十四章 協力

第二百条 基本原則

第二百一条 協力の範囲及び形態

第二百二条 実施

第二百三条 協力に関する小委員会

第十五章 紛争解決

第二百四条 適用範囲

第二百五条 協力

第二百六条 あっせん、 調停又は仲介

第二百七条 紛争解決の場

の選択

第二百九条 第二百八条 協議 仲裁裁判所の設置

第二百十条 仲裁裁判所の構成

第二百十一条 仲裁人の資格

第二百十二条 仲裁裁判所の任務

第二百十三条 仲裁裁判手続

第二百十四条 仲裁裁判手続における情報

第二百十五条 仲裁裁判手続の併合

第二百十六条 仲裁裁判所の裁定

第二百十七条 仲裁裁判手続の停止及び終了

第二百十九条 第二百十八条 裁定の実施

未実施

(利益の停止)

第十六章 最終規定

第二百二十条

附属書、

付録及び注釈

第二百二十二条 第二百二十一条 効力発生 目次及び見出し

第二百二十三条 改正

第二百二十四条 終了

第二百二十五条 正文

附属書一

(第二章関係 第二十一条の規定に関する表

附属書二 (第二章関係) 第二十条及び第二十二条の規定に関連するペルー

- の措置

附属 書三 (第三章関係 묘 目 別 規 劐

附 属 書四 (第三章関係 原産 地

証

明

附 属 書五 (第七章関係

附

属

書六

(第七章関係

附属 書七 (第七章関係 金融サー ビス

附属 書八 (第九章関係 商用 目的 \mathcal{O} 玉 民 0 入国及び一 時的な滞在に関する特定の約束

附属 書九 (第十章関係 政 府 調達

附属書十 (第十一章関係) ぶどう酒及び蒸留酒の地理的表示

前文

日本国及びペルー共和国(以下「ペルー」という。) (以下日本国及びペルーを併せて「両締約国」とい

い、それぞれを「締約国」という。)は、

両 締 約国間 に おける長年の互恵的な協力並びに貿易及び投資の拡大を通じて発展を遂げてきた多年にわた

る友好関係並 びに強固な経済的及び政治的関係を強化することを決意し、

両 締 約国間 の経済的きずなを強化することが太平洋を越える貿易及び投資の流れの増大に寄与するであろ

うことを理解し、

この協定が . 両締約1 国間 の関係において新たな時代を開くものとなるであろうことを確信

両締 約国 の経 済が、 お 互. いを補完する条件に恵まれていること並びにその補完性が 両 締 約国 間 の貿易及び投

資の活 動を通じたそれぞれの経済力の利用により両締約国における持続可能な経済的発展を一層促進するこ

とに寄与するものであることを認識し、

この協定の実施が、 両締 約国 の国民の生活水準を向上させ、及び両締約国において新たなかつより良い雇

用の機会を創出することを信じ、

両 **ニ締約国間の貿易、ビジネス及び投資を規律する互恵的な規則を通じ、** 両締約国の経済の競争力を強化

両締約 国間 の経済関係を促進し、 両締約国 の市場を更に効率化し、及び活性化し、 並びに予見可能な通

商上の環境を確保することとなる明確な法的枠組みを創設することを希望し、

両締 約国 の二国間の貿易に対するあらゆる歪曲を回避することを決意し、

さらに、この協定において合意された様々な分野における効果的な協力の仕組みを発展させることを決意

Ļ

両締

約国が、

国家の政策目的を実現するためにそれぞれの締約国が締結し

基づき規制を行う権利を有することを認識し、

環境 の保護及び保全に適合した方法でこの協定を実施することを決意し、

世界貿易機関に反映される多角的貿易体制を強化し、 及び推進することの重要性を再確認して、

次のとおり協定した。

第一章 総則

第一条 自由貿易地域の設定

ている国際協定及びこの協定に

両 .締約国は、千九百九十四年のガット第二十四条及びサービス貿易一般協定第五条の規定に適合した形

で、ここに自由貿易地域を設定する。

第二条 他の協定との関係

1 両締約国は、 世界貿易機関設立協定その他の両締約国が締結している協定に基づく相互の関係に係る権

利及び義務を再確認する。

2 この協定と世界貿易機関設立協定その他 の両締約国が締結している協定との間で抵触が生ずる場合に

は、 両 締 約国は、 国際法の一 般原則を考慮しつつ、 相互に満足すべき解決を得ることを目的として直ちに

相互に協議する。

3 二千八年十一月二十一日にリマで署名された投資の促進、 保護及び自由化に関する日本国とペル ·共和

国との間 の協定 (以 下 「投資協定」という。) (その改正を含む。 は、 投資協定第二十四条 (合同 委員

及び第二十五条 (投資環境改善小委員会) の規定を除くほか、 必要な変更を加えた上で、この協定に

組み込まれ、この協定の一部を成す。

注釈 この協定と投資協定との間で抵触が生ずる場合には、この協定に別段の定めがあるときを除くほ

か、 2の規定が適用される。

第三条 地域及び地方 の政府

各締約国は、 この協定に基づく自国 の義務及び約束を履行するに当たり、 自国 $\overline{\mathcal{O}}$ 区域内の地域及び地方の

政府及び機関並びに中央、 る遵守を確保するため、 利用し得る妥当な措置をとる。 地域及び地方の政府及び機関によって委任された権限を行使する非 各締約国 は、 自国 1 ずれか の段階の政 政 府機 府若しくは 関 によ

ても、 この協定に基づく義務を免れることはできない。

機関又はそれらによって委任された権限を行使するいず

ħ

カゝ

の非

政

府

機関

以がこの

協定に従わ

な 1

場合であ

 $\overline{\mathcal{O}}$

第四 条 般的· 定義

この協定に別段の定 8 が あ る場合を除くほ か、 の協定の適用上、

- (a) 「区域」 とは、
- (i) 日 本国については、 次のものをいう。
- (A) 日本 国 \mathcal{O} 領 域
- (B) 日本 玉 が 国際法に基づいて主権的権利又は管轄権を行使する排他的経済水域及び大陸棚

(ii) ペルーについては、ペルーがペルーの憲法の関連規定及び国際法に基づいて主権又は主権的権利及

び管轄権を行使する本土の領土、 諸 島、 海域及びそれらの上空をいう。

注 釈 1 この自が規定する定義は、 国際法に基づく両締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものでは

ない。

注釈2 この協定の 「区域」 の定義及び 「区域」への言及は、 この協定の地理的 適用範囲を定める目

的のためにのみ適用される。

(b) 委員会」とは、 第十四 条 の規定に基づいて設置する委員会をいう。

(c) 税関当局」とは、 各締 約 国 又は 第三国 \mathcal{O} 法令に従い、 関 税に関する法令の 運 用及び執行につい . て 責

任を負う当局をいう。 日本 国 に つい ては財務省又はその後継機関 をい V , <u>~</u>° ル] に うい ては税務監督庁

又はその後継機関をいう。

(d) 「日」とは、暦日をいい、週末及び休日を含む。

(e) 「企業」とは、 営利目的であるか否かを問わず、 また、 民間又は政府のいずれが所有し、 又は支配し

ているかを問わず、 関係法律に基づいて設立され、 又は組織される事業体 (社団<u>、</u> 信託、 組合、 個 人企

業、合弁企業及び団体を含む。)をいう。

- (f) に関する一般協定をいう。 「千九百九十四年のガット」とは、 この協定の適用上、 世界貿易機関設立協定附属書一A千九百九十四年の関税及び貿易 千九百九十四年のガットの条項を引用する場合には、 そ
- (g) 「サー ピ ス貿易一 般協定」 とは、 世界貿易機関設立協定附属書一 B サー ビスの貿易に関する一般協定

 \mathcal{O}

解釈に係る注釈を含む。

h 「産品」とは、商品、生産品、製品又は材料をいう。

いう。

- (i) 義する商 「統一システム」とは、 品 の名称及び分類につい 商品 0 て 名称及び分類についての統 0 統 一システムであって、 システムに関する国際条約第 両締約国によりそれぞれ (T) 玉 || | | | 一条(a)に定 \mathcal{O} 下で
- 採用され、及び実施されるものをいう。
- (j) び行政上の行為を含む。 「措置」 には、 締約国 『が発出・ Ļ 又は実施する全ての法令、 規則、 手続、 要求、 規定、 慣行、 決定及
- (k) 「国民」とは、次の要件を満たす自然人をいう。

- (i) 日本国については、 日本国の法律の下で日本国 の国民であること。
- (ii) ペルーについては、 \sim ルー の法律の下でペルーの国民であること又はペルーに永住する権利を有す

ること。

- (1) 「原産品」とは、 第三章の規定に従って原産品とされる産品をいう。
- 「者」とは、自然人又は企業をいう。
- (n) 「世界貿易機関設立協定」 とは、 千九 百 九十四年四月十五日にマラケシュで作成された世界貿易機関

を設立するマラケシュ協定をいう。

第五条 透明性

1 各締約国 は、 自 玉 \mathcal{O} 法令、 行政上 一の手続、 般に適用される行政上の決定及び司法上の決定並びに自国

が 締結してい る国際協定であって、 この協定の運用に関連し、 又は影響を及ぼすものを速やかに公表

又は公に利用可能なものとする。

2 に、 方の締: 英語により、 約国 は、 他方の締約国 他方の締約国 の個別の質問に応じ、及び他方の締約国に情報を提供する。 [の要請があった場合には、 1に規定する事項に関し、 合理的な期間内

- 3 この条のい かなる規定も、 締約国がとる措置がこの協定に適合しているか否かについて影響を及ぼすも
- のでは、 ない。
- 4 入し、又は変更する場合には、 各締約国は、 この協定の実施及び運用に重大な影響を及ぼす法令、 緊急のときを除くほか、可能な限り、 行政上の手続又は行政上の決定を導 かつ、 自国 の法令に従い、 当該法
- 令、 行政上の手続又は行政上の決定の導入又は変更が公表され、又は公に利用可能なものとされる時と当
- 該法令、 行政上の手続又は行政上の決定の導入又は変更が効力を生ずる時との間に合理的な期間 を置 ごくよ

う努める。

注釈 V) 釈 の適 次 般に適用される行政上の決定」とは、 0 用対象となる全ての者及び事実関係に対して適用され、 ものを含まない。 行政上行われる決定又は解釈であって、 並びに行動規範を形成するものを 当該決定又は解

- (a) 行政上の手続において行われる決定であって、 個別の事案における特定の者、 物品又はサービス
- (b) 特定の行為又は慣行について判断するもの

に対して適用されるも

第六条 公衆による意見提出の手続

約国は、 可能な限り、かつ、 自国 の法令に従い、この協定の対象となる事項に影響を及ぼす一般に適

用される規制について公衆による意見提出のための機会を与えるよう努める。

第七条 秘密の情報

であって、

当該秘密

の情報の開示が自国

の法令の実施を妨げ、

公共の利益に反することとなり、

若しく

は

1 この協定に別段の定めがある場合を除くほか、この協定のいかなる規定も、 締約国に対し、 秘密 の情報

公私 の特定の企業の正当な商業上の利益を害することとなるであろうものを開示し、 又は当該秘密 0 情 報

の入手を許可することを要求するものと解してはならない。

2 方の締? 約 国は、 自 国 の法令に従い、 他方の締約国がこの協定に従って秘密のものとして提供した情報

の秘密性を保持する。

第八条 審査及び上訴

1 が ある場合にはその是正が行われるために、 各締約国は、 この協定の対象となる事項に関する行政上の行為について、 司法裁判所又は司法上の訴訟手続を設け、 その後の審査及び正当な理由 又は維持する。 当

ならず、 該司法裁判所は、 また、 当該事項に関する裁判の結果についていかなる実質的な利害関係をも有してはならな 公平なものとし、及び行政上の実施について責任を有する当局から独立していなければ

2 各締約国は、 当該司法裁判所又は司法上の訴訟手続において、 訴訟の当事者に対し次のことを要求する

権利が与えられることを確保する。

(a) 訴訟の当事者それぞれの立場を裏付ける主張を行い、 又はその立場を防御するための適当な機会が与

えられること。

(b) 証拠及び提出された意見 (自国の法令が要求する場合には、 行政当局が収集した記録を含む。) に基

づく決定が行われること。

3 各締約国 は、 自国 の法令に定める上訴又はその後の審査の手続に従うことを条件として、 問題となって

いる行政上の行為に関し、 2 b)に規定する決定が関係当局によって実施され、及び考慮されることを確保

する。

第九条 腐敗行為の防止に関する措置

各締約国は、 自国の法令に従い、この協定の対象となる事項に関する腐敗行為を防止し、及び阻止するた

めに、 措置をとり及び努力を払うことを確保する。

一般的例外

- 1 次章から第六章までの規定の適用上、千九百九十四年のガット第二十条の規定は、 必要な変更を加えた
- 上で、この協定に組み込まれ、この協定の一部を成す。
- 2 第七章から第九章までの規定の適用上、 サービス貿易一 般協定第十四条の規定は、 必要な変更を加えた
- 上で、 この協定に組み込まれ、 この協定 の一部を成す。

注釈

この条の規定の適用上、

千九百九十四

- の規定は、 人 動物又は植 物の生命又は健康 の保護のために必要な環境上の措置を含むこと並びに千
- 九百九十四年 ・のガ ット第二十条、一の規定は、 生物資源であるか否かを問わず、 有限天然資源の保存に
- 関する措置に適用することが了解される。
- 第十一条 安全保障のための例外
- 1 た上で、この協定に組み込まれ、 次章から第六章までの規定の適用上、千九百九十四年のガット第二十一条の規定は、 この協定の一部を成す。 必要な変更を加え

年のガット第二十条的及びサービス貿易一般協定第十四条的

2 第七章から第九章までの規定の適用上、サービス貿易一般協定第十四条の二の規定は、 必要な変更を加

えた上で、この協定に組み込まれ、この協定の一部を成す。

第十二条 租税

1 この条において明示的に定める場合を除くほか、 この協定のいかなる規定も、 租税に係る課税措置につ

いては、適用しない。

2 この協定 のいかなる規定も、 いずれかの租税条約に基づくいずれか一方の締約国 の権利及び義務に影響

を及ぼすものではない。 この協定と当該租税条約とが抵触する場合には、 その抵触 の限りにお いて、 当該

当該課税措置について適用する。

3

第五条1及び2並びに第七条1の規定は、

この協定が租税に係る課税措置に適用される限りにおいて、

租税条約が優先する。

当該語利措置にていて通用する。

注釈

1

租税に係る課税措置には、

次のものを含まない。

- (a) 第十八条に定義する関税
- (b) 千九百九十四年のガット第六条の規定、 世界貿易機関設立協定附属書一A千九百九十四年の関

税及び貿易に関する一般協定第六条 穴の実施に に関する協定(以下「ダンピング防止協定」とい

う。 又は世界貿易機関設立協定附 属 書一 A補助金及び相殺措置に関する協定 (以 下 補 莇

び 相殺措置 に関する協定」という。) に基づいて課されるダンピング防止税又は 相殺関税

(c) 提供された役務の費用に応じた輸入に関連する手数料その他 の課 徴 金

注釈 2 この条の 7 か なる規定も、 世界貿易機関設立協定に基づく両締約 国 の権利及び義務に影響を及ぼ

すものではない。

第十三条 一時的なセーフガード措置

締 約 国 は、 次 \mathcal{O} 1 ず 'n か の場合には、 千 九 百 九 + 应 年 \dot{O} ガ ット第十二条の規定、 世界貿易機関設立 協定附

属書 A千九百 九 十四四 年 の関税及び貿易に関する一 般協 定の 国際収支に係る規定に関する了解及び サ Ľ ス

貿易 般協定第十二条 の規定に従い、 また、 国際通貨基金協定に適合する範囲 内で、 措置を採用し、 又は維

持することができる。

- (a) 国際収支及び対外支払に関して重大な困難が生じている場合又は生ずるおそれがある場合
- (b) 例外的な状況において、 資金の移転が経済全般の運営、 特に通貨及び外国為替政策に重大な困難をも

たらし、又はもたらすおそれがある状況にある場合

第十四条 委員会

1 両締約国は、ここにこの協定について権限を有する両締約国の大臣又は上級職員を共同議長とする委員

会を設置する。

2 委員会は、両締約国政府の代表者から成る。

3 委員会は、次のことを行う。

(a) この協定の実施及び運用について検討及び監視を行うこと。

(b) 必要な場合には、 両締約国に対して適当な勧告を行い、及び特にこの協定の解釈又は適用について意

見を提供すること。

(c) この協定の解釈又は適用に関する問題に係る両締約国間の紛争を解決するよう努めること。

(d) この協定に基づいて設置する全ての小委員会の作業を監督し、 及び調整すること。

(e) 両締約国が合意するその他の行動をとること。

委員会は、次のことを行うことができる。

4

- (a) この協定の運用に必要な小委員会及び他の作業部会を設置すること。
- (b) 委員会の任務の遂行をこの協定に基づいて設置する小委員会及び他の作業部会に委任すること。
- (c) だし、当該改正は、 この協定の改正について検討し、及び両締約国に勧告し、並びにこの協定の改正を促進すること。 各締約国の国内法上の手続が満たされることを条件とする。
- (d) 第七十条に規定する運用上の手続規則を採択すること。
- 5 委員会の全ての決定は、合意によって行う。
- 6 内法· 両締約| 上の要件が満たされることを条件として、 国 が別段の合意をする場合を除くほか、 両締約国が当該国内法上の要件が満たされた旨を相互 委員会が決定を行うときは、 当該決定は、 各締約 国 に \mathcal{O} . 通 玉
- 7 委員会は、 両締約国が別段の合意をする場合を除くほか、 少なくとも毎年一回、 日本国及びペルーにお

いて交互に会合する。

報した日に効力を生ずる。

第十五条 連絡部局

1

方の締約国は、 この協定に関連する全ての事項について両締約国間の連絡を円滑にするため、 連絡部

局 の指定を行い、及びこの協定の効力発生の後九十日以内に当該指定について他方の締約国に通報する。

2 この協定に別段の定めがある場合を除くほ か、 他方の締約国への全ての情報の伝達、 要請又は通報は、

連絡部局を通じて行う。

3 連絡部局は、次のことを行う。

(a) 委員会の会合のために議題 の策定その他 の準備を共同で行い、 及び適当な場合には共同で当該会合の

事後措置をとること。

(b) 委員会が委任する事項に取り組むこと。

(c) 第二百九条に規定する仲裁裁判 所に対して事務上の支援を提供すること。

第十六条 実施取極

両締 約国政府は、 この協定 の特定の規定を実施するための詳 細及び手続を定める別 \mathcal{O} 取極 (以下 「実施取

極」という。) を締結する。 実施取極は、 この協定の効力発生の日に効力を生じ、 この協定が有効である限

り効力を有する。

第二章 物品の貿易

第一節 一般規則

第十七条 適用範囲

この協定に別段の定めがある場合を除くほか、 この章の規定は、 両締約国間の物品の貿易について適用す

る。

第十八条 定義

この章の規定の適用上、

(b)

セー

フガ

1

協定」

とは、

世界貿易機関設立協定附属書一

A セ

ーフ

ガー

ドに関する協定をいう。

- (a) 農業協定」 とは、 世界貿易機関設立協定附属書一 A農業に関する協定をいう。
- (c) 二国 間 セ フ ガ ド措置」 とは、 第三十条に規定する二国 間 セ フ ガ ド措置をいう。
- (d) 権限 0) ある調 査当局」とは、 次のものをいう。
- (i) 日本国については、 財務省、 経済産業省その他 日本国において調査の対象となる産業を管轄する省
- い ペルーについては、通商観光省又はその後継機関

又はそれらの後継機関

- (e) 「関税」 とは、 産品 の輸入について又は輸入に関連して課される関税、 輸入税その他あらゆる種類の
- 課徴金をいう。ただし、次のものを含まない。

(i)

千九

百

- (ii) 千九百· 九十四年 のガット第六条の規定、ダンピング防止協定及び補助金及び相殺措置に関する協定

九十四年のガット第二条2個の規定に適合して課される内国税に相当する課徴金

に適合して課されるダンピング防止税又は相殺関税

- 一提供された役務の費用に応じた手数料その他の課徴金
- (f) する産 「 国 内 品品 <u>|</u>産業| \mathcal{O} 生産 とは、 者 の全体又は当該生産 輸入産 品 に関 Ĺ 者のうち当該産品 締約国· 内 で活動する当該輸入産品 0) 生 産 高 0 合計が当該 と同 産品 種 の若しくは直接に競 0) 玉 |内総 生 産 高 \mathcal{O} 合 相
- (g) 当な部分を占めてい 輸 出 補 助 金 とは、 る生産者をいう。 農業協定第一 条eに定義する輸出補 助 金をいう。
- (h) 輸 入許 可手続」 とは、 輸入許 可制 度を実施するために用 \ \ \ 5 れる行政上の手続であって、 輸入締約

玉 の輸入に先立ち関係行政機関に対して申請書その他 この書類 (通関用のものを除く。) を提出するこ

とを要求するものをいう。

(i) 「暫定的な二国間セーフガード措置」 とは、 第三十三条に規定する暫定的な二国間セーフガード措置

をいう。

(k)

「重大な損害のおそれ」とは、

- (j) 重大な損害」とは、 国内産業の状態の著しい全般的な悪化をいう。

事実に基づき、

明らかに差し迫った重大な損害と認められるものをい

1 申立て、 推測又は希薄な可能性にのみ基づくものを含まない。

第十九条 物品 0) 分類

両 締 約国間 で取引され る物品 の分類 は、 統一システムに適合したものとする。

第二十条 内 玉 民 待 遇

附 属 書二に別段の定め が ある場合を除くほか、 方の締約国 は、 千九百九十四 年 \dot{O} ガ ット 第三条の 規定の

例により、 他 方の締 約国 の産品に対して内国民待遇を与える。 このため、 千 九 百九十 匹 年 \dot{O} ガ ット 第三条の

規定は、 必要な変更を加えた上で、この協定に組み込まれ、 この協定の一部を成す。

第二十一条 関税の撤廃又は引下げ

1

この協定に別段の定めがある場合を除くほか、 いずれの一方の締約国も、 他方の締約国 の原産品につい

- て、 附属書一の自国 の表に従って適用される税率を超えて関税を引き上げ、 又は導入してはならない。
- 2 書 ک の自国 の協定に別段の定めがある場合を除くほか、 の表に従って、 関税を撤廃し、 又は引き下げる。 方の締約国 は、 他方の締 約国 $\overline{\mathcal{O}}$ 原産品について、 附属
- 3 実行最恵 締 約 玉 一の原 税率よりも高 産品について附属書一に従って適用される関税率が、 い場合には、 当該原産 品について、 当該実行最恵国税率を適用する。 当該原産品と同 一の産品に適用される

国

- 4 (a) に定める条件に従って交渉する。 て交渉 両締 の対象として指定した原産 約 玉 は、 1 ず ħ カン 0 締約国 品 \mathcal{O} 要請が に関する市場アクセ あった場合には、 スの 附 条件の改善その 属 書 0 両 締 他 約 国 \mathcal{O} 事 のそれぞれ 項 ĺ . つ 7 て、 0 表に 当該 お
- (b) 拼 合には、 両締 の拡大について検討するため、 約国 附 属書 は、 この協定が効力を生ずる暦年 \mathcal{O} 両締 約 国 のそれぞれの表に定める関税の 協 滅議する。 -の後五月 年 自 の年以後、 引下げ時 いずれか 期 $\widehat{\mathcal{O}}$ 繰上げ又は関税を撤廃する範 の締: 約 国 \mathcal{O} 要請 が あ いった場
- 5 方の締? 約 国は、 次のことを行うことができる。
- (a) 他方の締 約国 の原産品に適用される関税について、一方的な税率の引下げの後、 附属書一の自国 一の表

表

に定める税率を上限として税率の引上げを行うこと。

(b) る了解に従って世界貿易機関 他方の締 約国 の原産品について、 の紛争解決機関が承認するところにより、 世界貿易機関設立協定附属書二紛争解決に係る規則及び手続に関す 更なる関税の引下げを停止

又は関税の引上げを行うこと。

第二十二条 非関税措置

1 Ŕ に組 はならない。 務及び同条に関連する世界貿易機関設立協定の \mathcal{O} 販 附 売に み込まれ、 他 属書二その他この 方 の締 つ 1 このため、 て、 約国 この協定の一 関税以外の禁止又は制限であって、 O産 品 協定の 千九百 の輸入について又は他方の締約国に仕向けられる産品 部を成す。 関連する規定に別段の定めがある場合を除くほ 九十四年 -の ガ ット第十一条の規定は、 規定に適合しない 千九 百 九 十四四 7 年 か \dot{O} 必要な変更を加えた上で、 なるものをも導入し、 ガ ツ ト第十一 か、 この輸出 ζ, ずれ 条の 若しくは の 一 規定に基づく義 又は 方の 輸出 この協定 維持 締 \mathcal{O} して た 約 . Ъ 玉

2 V > ずれ の一方の締約国も、 他方の締約国又は輸出者に対し、 次の措置を採用し、 又は維持することを要

求してはならない。

(a) ダンピング防止協定第八条及び補助金及び相殺措置に関する協定第十八条の規定に適合しない自発的

な約束

(b) セーフガード協定第十一条の規定に適合しない輸出自主規制

3 ずれの締約国も、 自国 の輸入者に対し、 輸入に従事すること又は産品を輸入するための条件として、

自国における販売者との間に千 九百九十四年 のガット第十一条1の規定に適合しない契約関係その他 の関

係を有することを要求してはならない。

第二十三条 輸入許可手続

1 に関 1 ずれ する協定」という。 の締約国 Ę 世界貿易機関設立協定附属書一)に適合しない措置を採用し、 A輸入許可手続に関する協定 又は維持してはならない。 このため、 (以 下 「輸入許 輸 入 ;可手続 許 可 丰

2 1 ずれ の一方の締約国も、 輸入許可手続に関する協定第五条の規定に基づく通報を行わない限り、 他方

必要な変更を加えた上で、この協定に組み込まれ、この協定の

部を成れ

第二十四条 行政上の手数料及び手続

 \mathcal{O}

締

約国

の産

品に対し輸入許可手続を適用してはならない。

続に関する協定は、

1 が 九十四年のガット第八条の規定は、 各締約国は、 千九百九十四年のガット第八条1個の規定に適合するものであることを確保する。 産品 の輸入若しくは輸出について又はそれらに関連して課される全ての手数料及び課徴金 必要な変更を加えた上で、この協定に組み込まれ、 この協定の一 このため、 千九 部を 百

2 ずれの一 方の締 約国も、 他方の締 約国 の原産品 の輸入に関連して領事手続 (関連する手数料及び課徴

金を含む。)を要求してはならない。

成す。

注 釈 この2の規定 の適用上、 「領事手続」 とは、 領事送状又は領事 査証 (商業送状、 原産 地 証 明 書、

となるものに対するもの) 積荷目録、 荷送人輸出申告その他 の取得に当たって輸出締約国 の全ての税関書類であって、 に所在する輸入締 輸入の際に又は輸入に 約国 (T) 領 事 が 関 連し 要求する手 て必要

続をいう。

3 をできる限り速やかに自国のウェブサイトにおいて利用可能なものとする。 各締約国は、 産品 の輸入若しくは輸出について又はそれらに関連して課される手数料及び課徴金の詳細

第二十五条 輸出税、手数料その他の課徴金

が、 る種 いずれの一方の締約国も、 国内消費に 類 の課徴金をも導入し、 向けられる同種 又は維持してはならない。 自国から他方の締約国に輸出される産品について、 の産品に課される税、 手数料その他の課徴金の額を超えない場合は、 ただし、そのような税、 税、 手数料その他 手数料その他のい (T) 課徴 この 金 かな \mathcal{O} 限 額

りでない。

第二十六条 関税上 の評 価

世界貿易機関設立協 協定」 定附 属書 という。 A 千 九 は、 百九十四年の関税及び貿易に関する一 必要な変更を加えた上で、 この協定に組み込まれ 般協定第七条の実施に 関する

部を成すこととし、 両締約] 国間 で取引される物品 の課 |税価| 額の決定について適用する。

協定

(以 下

「関税評

価

第二十七条 農業輸出 補 助金

- 1 1 て、 1 ずれ ١ ر . の 一 かなる輸 方の締 出補 約 国 助金をも導入し、 $\overline{\psi}$ 農業協定附属書一に掲げられ、 維持 į 又は再導入してはならない。 カ つ、 他方の締約 国に輸出される農産品につ
- 2 義務を履行していないと認める場合には、 1 ずれ . つ 方の締 約 国も、 輸出補助 金の導入、 相互に満足すべき解決を得ること、 維持又は再導入により他方の締約国がこの協定に基づく 特に、 補助金の交付を受け

この

協定

た産品の輸入が及ぼす影響に対抗するために輸入締約 国が採用することができる特定の措置について合意

することを目的として、 第十五章の規定に従い、 他方の締約国に対して協議を要請することができる。

第二十八条 価格帯制度

<u>~</u>° ルーは、 附属書一 のペルーの表の5欄に一個の星印 (*)を付した農産品に関し、 附属書一 第三編第

節2に規定する価格帯制度を維持することができる。

第二節 セーフガード措置

第二十九条 一般規定

1 各 [締約] 国 は、 千 九 百 九 十四四 年 のガ ット第十九条の規定、 セー フガー ド協定及び農業協定第五条の 規定に

基づく自国の権利及び義務を留保する。

2 \mathcal{O} 締 千 九百 約 国 九十四 が 他 方のは 年 締 ・のガ 約 国 ット第十九条の規定及びセーフガード協定又は農業協定第五 の原産品 の輸入に対してセーフガ] ド措置をとる場合には、 条の規定に従って一方 当該輸入に対してこ

 \mathcal{O} 節 の規定に基づく二国間 セ ・フガ] ド措置を同時にとってはならない。

方 の締約国が、 他方の締 約国 $\overline{\mathcal{O}}$ の原産品 の輸入に対し、 千九百九十四年のガット第十九条の規定及び

3

ド協定又は農業協定第五条の規定に従ってとられたセーフガード措置の終了後は、 いことによって中断されない。 セーフガー づく二国 セーフガード協定又は農業協定第五条の規定に従ってセーフガード措置をとるに先立ちこの節 一国間 セー 間 フガ F セーフガ · 措 置 ード措置 の適用期間は、] ド措置をとっている場合には、 一の残 存期間を上限として当該二国間 一方の締 一方の締約国が2の規定に従って当該二国間セーフガード措置をとらな 約国は、 千九百九十四年のガット第十九条の規定及びセーフガ 当該輸入に関する第三十一条1に規定する二国 セーフガード措置の適用を再開することが 当該輸入に対し、 の規定に基 当該 間

第三十条 二国間セーフガード措置

きる。

1

ができる。

該増 果として、 な原因となっているときは、 方の締 加 した数量が 当該原産 約 国 は、 方 品 第二十一 の締: が た絶対量に 約 この節の規定に従うことを条件として、二国間セーフガード措置をとること 条の規定に従って他方の締 玉 の国 において増加した数量 内 産業に対する重大な損害又は重大な損害のおそれを引き起こす重要 で 約 方の締 国 |の原産| 約 国 品 に輸入されている場合におい の関税を撤廃 į 又は引き下げた結 当

2 締約国は、 1に定める条件が満たされる場合には、 重大な損害を防止し、 又は救済し、かつ、 調整を容

易にするために必要な最小限度の範囲において、 次のいずれかの措置をとることができる。

- (a) 前節に定める関税の引下げの対象となる原産品の関税の更なる引下げを停止すること。
- (b)

次の税率のうち最も低いものを超えない水準まで当該原産品の関税を引き上げること。

- (i) 二国間 セー フガード措置をとる日における実行最恵国税率
- (ii) 附属書 の自国 の表 の3欄に定める基準税率

注釈 1 この協定の効力発生 の日におい て関税を撤廃する場合には、二千九年四月一 日における実

行最恵国税率を基準税率とする。

注釈2 ける実行最恵国税率が当該 附 属 書 0) 日 本国 \mathcal{O} 表の5欄に 原産品 の基準 「G」を掲げた原産品については、二千九年四月一日にお 税率に代わって適用される。

(iii) この協定の効力発生 \mathcal{O} 日 の前 日における実行最恵国税率

注釈 この協定 の効力発生の時に、 両締約国は、 この協定の効力発生の日の前日における実行最恵

国税率を交換する。

第三十一条 条件及び制限

1 止 限度及び期間を超えて維持されてはならず、また、 えてはならない。 いるという証 一国間 Ļ 二国間セーフガード措置は、 又は救済し、 セー ・フガ 拠があることを権限のある調査当局が次条に規定する手続に従って決定した場合には、] F ただし、 かつ、 措置の適用期間を延長することができ、 極めて例外的な状況において、 調整を容易にするために引き続き必要であること及び国内 重大な損害を防止し、又は救済し、 当該二国間セーフガー 当該二国間セーフガード措 延長を含めた合計の適用期間 かつ、 -ド措置の 調整を容易にするために必要な の適用期間]産業が 置が は、 重大な損害を防 は、 調 三年を超え 整を行 二年を超 当該 つて

2 国間 セー 国間 セー フガード ・フガ セー ・フガ 措置をとってい ド措置を漸 ド -措置 進的に緩 の予定適用期間 . る締約| 似和する。 国 は、 当該二国間セーフガード が 一年を超える場合には、 ·措置 調整を容易にするため、 の適用期間中一定の間隔で当該 当該二国

な

ものとする。

3 了後における関税率は、 二国間 セーフガ ード措置 当該二国間セーフガード措置がとられなかったとしたならば適用したであろう税 の対象とされた原産品について、 当該二国間セーフガード措置 一の適 用期 間 の終

間

4 れた期間と等しい期間 二国間セーフガード措置の対象とされた原産品の輸入については、当該二国間セーフガード措置がとら 又は一年のうちいずれか長い期間が経過するまで、二国間セーフガード 措置を再度

とってはならない。

調査手続

1 行った後にのみ二国間 締 約国は、 セーフガ セー ド協定第三条及び第四条20の規定に従い、 フガード措置をとることができる。このため、 自国 セ の権限のある調査当局 ーフガー ド協定第三条及び第 が 調 査 を

1 に規定する調査 に ついては、 ζ, かなる場合においても、 当該調 査 0 開始 0 日 0 後 年以内に完了させ

2 なければならない。

の権限のある調査当局は、 るおそれがあるか否かをこの節の規定に基づいて決定するためのものについては、 1に規定する調査であって、 当該国内産業の状態に関係を有する全ての要因であって、客観的な、かつ、 原産品 の輸入の増加が国内産業に重大な損害を与えているか否か又は与え 当該調査を行う締 約 数 国

3

四条

2 (c)

の規定は、

必要な変更を加えた上で、この協定に組み込まれ、

この協定の

部を成す。

品 値化されたもの \mathcal{O} 国内市場占拠率並びに販売、 (特に、 当該原産品 生産、 の輸入の絶対量における増加率及び増加量、 生産性、 操業度、 損益及び雇用についての水準の変化) 輸入が増加した当該原産 を評 価

る。

4 以外 は、 が存在することを客観的 原 で要因 産 1に規定する調 品 の輸入の |が同時 に国内産業に損害を与えている場合には、 増加が国内産業に重大な損害を与えているとの決定又は与えるおそれがあるとの決定 査 が当該 な証 拠に基づ 原 産品 づい \mathcal{O} 輸 て <u>立</u> 入の増加と重大な損害又は重大な損害のおそれとの 証 しない限り、 当該要因による損害の責めを当該 行ってはならない。 当該原産品 間 \mathcal{O} に因 輸 原産 入 果関係 品 \mathcal{O} 増 \mathcal{O} 輸 加加

第三十三条 暫定的な二国間セーフガード措置

入の

増加

に帰

してはならな

V)

1 締 態をとる暫定的な二国間セーフガード措置をとることができる。 おそれがあることについ 約 遅 玉 延すれば回復し難 0 原産 品 の輸 八の増. (1) 損害を与えるような危機的 ての明白な証 加 が 一方の締 拠があるという仮の決定に基づき、 約国 の国内産業に対する重大な損害を与えていること又は与える な事 態が 存在する場合には、 第三十条2に規定する措置 方の締 約 国は、 他 の形 方の

2 び第三十五条に定める関連する要件が満たされるものとする。暫定的な二国間セーフガード措置の 暫定的な二国間セーフガード措置 .の適用期間は、二百日を超えてはならない。当該適用期間中、 次条及 適 用 期

間は、第三十一条1に規定する適用期間に算入される。

3 約国 る。 する重大な損害を与えているとの決定又は与えるおそれがあるとの決定が行わ 締約国により行われる前条1に規定する調査の結果、 第三十一条3の規定は、必要な変更を加えた上で、暫定的な二国間セーフガード措置について適用す 暫定的な二国間セーフガード措置の結果として課された関税又はこれと同等の担保は、 の法令に従って払い戻され、 又は解除される。 他方の締約国 |の原産| 品 の輸入 れない場合には、 の増加 が その後一方の 国 丙 産 方の締 業 に . 対

第三十四条 通報

- 1 方の締約 国は、 次の場合には、 他方の締約国に対し直ちに書面による通報を行う。
- (a) 重大な損害又は重大な損害のおそれ及びその理由に関する第三十二条1に規定する調査を開始する場

合

(b) 二国間セーフガード措置をとり、 又は延長する決定を行う場合

- (c) 暫定的な二国間セーフガード措置をとる場合
- 2 締約! 1に規定する書面による通報を行う一方の締約国は、 国に提供する。 当該情報には、 次の事項を含める。 自国の法令に従い、 全ての関連する情報を他方の
- (a) 1個の場合における書面による通報については、 調 査 の開始の 理由 の要約、 調査 一の対象となる原産品
- (b) 害又は F 対象となる原産品 \mathcal{O} \mathcal{O} 措置 日付 正確な説 1 (b) 一の正 重大な損 の場合における書 確 明及び当該原産品が分類される統一システムの号、 な説 害 \mathcal{O} 明並びに当該二国間セーフガー \mathcal{O} 正 おそれがあることについ 確な説明 面による通報については、 及び当該原産 言が. ての 分類される統一システムの号、 証 ド措置を導入しようとする日付及び予定適 原産! 拠 0 要約、 品 の輸 とろうとする二国間 調査の対象となる期間並び 入の増加 により引き起こされた重大な損 当該 セーフガ 玉 間 に 用 · 調 セ] 査 期 F ・フガ 措 0) 間 開 置 始 \mathcal{O}
- 3 1 に規定する書面による通報その他のこの節の規定に基づく両締約国間の連絡については、 英語により

行う。

4 方の締約国は、 他方の締約国に対し、第三十二条1の規定に基づく調査の結果に関する一方の締 約国

覧することができるウェブサイトにおいて利用可能な場合には、 \mathcal{O} 権 限のある調査当局による報告書であって、公表されるものの写しを提供する。 その要件は、 満たされているものとみな 当該報告書が一 般に閲

第三十五条 協議及び補償

す。

- 1 暫定的な二国間 セー ・フガー・ F 措置 の適用後速やかに当該適用につい ての両締約国 間 の協議 を開: 始する。
- 2 国間、 セー ・フガー・ ド措置をとろうとし、 又は延長しようとする一方の締 約国 は、 第三十二条1に は規定す
- る調 補償について合意に達するため、 査 から得られ る情報を検討し、 他 当該二国間セーフガード措置に関し意見を交換し、及び3に規定する 方の締約国に対 Ļ 事 前 \mathcal{O} 協 :議を行うための十分な機会を与える。
- 3 国間 セ] フガード 措置をとろうとし、 又は延長しようとする一 方の締約 国 は、 他 方の 締 約 国に 対
- 当該二国間セーフガ ード措置の結果生ずると予想される関税の増大分と実質的に等価値の 対応を関 税に . 関
- する譲許について講ずることを約束することにより、 相互に合意する貿易上の補償の適切な方法を提供 す
- 4 両 .締約国が2の規定に従って協議を開始した後三十日以内に補償について合意することができない場合

る。

5 り、 用を停止する権利を有する締約国は、 であって当該二国間セーフガード措置と実質的に等価値のものの適用を停止することができる。 には、原産品について二国間セーフガード措置がとられた締約国は、 4に規定する譲許 かつ、当該二国間セーフガード措置が適用されている期間に限り、 の適用を停止する権利を行使する一方の締約国は、 実質的に同等の効果を達成するために必要な最小限度の期間 この協定に基づく関税に関する譲許 当該権利を行使することができる。 少なくとも当該譲許の適用を停止 譲 許 であ \mathcal{O} 適

第三十六条 見直し

する三十日前に他

方

の締

約

国

に書面により通報する。

二国間 両締: セー 約国 フガ は、 ード措置に関する制度を維持する必要があるか否かを決定するため、 別段の合意をする場合を除くほか、 この協定の効力発生の日から十年を経過した後、 この節の規定について 特に、

第三節 他の規定

必要に応じ見直しを行う。

第三十七条 物品の貿易に関する小委員会

1 両締約国は、ここに物品の貿易に関する小委員会 (以下この条において「小委員会」という。) を設置

する。

- 2 小委員会は、次のことを任務とする。
- (a) この章の規定の実施及び運用について検討及び監視を行うこと。
- (b) この章の規定に関連する他の問題であって両締約国が合意するものについて検討すること。

この協定に基づく各締約国の義務に変更がないことを確保するため、統一システムの改正に伴う附属

の改正について討議すること。

(c)

(d) この章の規定の適用範囲に関して両締約国間に生ずる相違について協議し、 及び当該相違を解決する

よう努めること。

- (e) 必要な場合には、 特定の任務を遂行するための特別作業部会を設置すること。
- (f) 委員会に対し小委員会の所見を報告すること。
- (g) 委員会が委任するその他の任務を遂行すること。
- 3 小委員会は、 両締約国政府の職員から成る。
- 4 小委員会は、 原則として二年ごとに会合を開催し、並びに両締約国が合意する時期及び場所において又

は手段によって会合を開催する。

第三章 原産地規則

第三十八条 定義

この章の規定の適用上、

するために指定され、

又は権限を与えられる団体又は

機関をいう。

(a) 「発給機関」とは、 締 約 国 [の権] 限のある当局により、 当該締 約国 の法令に従い、 原産 地 証 明 書を発給

(b) 「権限 \mathcal{O} ある当局」 とは、 各締約国の法令に従い、 原産 地 証明 書 の発給又は 発給機関 の指 定

情 報の確 認について、 責任を負う当局であって、 次の ものをいう。

て、

第五·

十八条に規定する認定輸出者の認定について、

及び第六十六条に規定する原産

地

証

明

に関

する

(i) 日本国については、経済産業省又はその後継機関

⑪ ペルーについては、通商観光省又はその後継機関

(c) 輸出者」とは、 輸出締約国に所在する者であって、 輸出締約国 から産品を輸出するものをいう。

(d) 「当該締約国の工船」 又は 「当該締約国の船舶」とは、それぞれ、次の①から⑪までの全ての要件を

に

つい

満たす工船又は船舶をいう。

- (i) 当該締約国において登録されていること。
- 当該締約国の旗を掲げて航行すること。
- 一次のいずれかの条件を満たすこと。
- (A) 両 締 約 国 0 国民が五十パーセント以上の持分を所有していること。
- (B) る工船又は船舶を有していないものが所有していること。 いずれ カン の締 約国に本店及び主たる営業所を有する法人であって、 第三国において登録されてい
- (e) とが可能な産品又は材料であって、 「代替性 のある産品」 又は 「代替性のある材料」とは、 当該産品又は材料の特性が本質的に同 それぞれ、 商取引にお 0) ŧ $\tilde{\mathcal{O}}$ いて相互に交換するこ をいう。
- (f) 及び開示の方法並びに作成すべき財務書類につき、 る会計原則又は十分に権威のある支持を得ている会計原則をいう。 き資産及び負債の変化、 般的 に認められている会計原則」とは、 資産及び負債並びにそれらの変化についての算定方法、 資産又は負債として記録すべき財産 締約国において特定の時に、 それらの規準は、 開示すべき情報 般的に認めら 又は債務、 一般に適用される 記録すべ ħ の範 ってい 囲

概括的な指針をもって足りるが、 詳細な手続及び慣行であることを妨げない。

- (g) う。 同)の有無にかかわらず、 種 の産品」とは、 外見上の微細な差異 形状及び品質を含む全ての点において同一である産品をいう。 (原産品であるか否かの決定に影響を与えないものをい
- (h) 「輸入者」とは、 輸入締約 国 に所在する者であって、 輸入締約国に産品を輸入するものをいう。
- (i) 「材料」 とは、 他 この産品 の生産において使用される産品をい V. 構 成要素、 成分、 原材料及び部 品を

含む。

- (j) 「非原産材料」 とは、 この章の規定に従って原産品とされない材料をいう。
- (k) 原 産 材料」とは、 この章 の規定に従って原産品とされる材料をい う。
- (1)あ つて、 船積み用のこん包材料及びこん包容器」 第四十九条に規定する小売用の包装材料及び包装容器以外の とは、 産品を輸送中に保護するため も の をいう。 に使用される産品 で
- (m)「関税上 の特恵待遇」 とは、 第二十一条2の規定に従って輸出 I 締約 国 \mathcal{O} 原産品について適用する関税

率をいう。

n 「生産者」とは、産品又は材料の生産に従事する者をいう。

- (o) う、 「生産」とは、 わなかけ、 捕獲、 産品を得る方法をいい、 収集、 狩猟、 製造、 栽培、 加工及び組立てを含む。 成育、 抽出、 採取、 採集、 繁殖、 採掘、 収穫、 漁ろ
- (p) 「関係当局」とは、 次のものをいう。
- (i) 日本国については、

財務省又はその後継機関

(ii) ペルーについては、 通商観光省又はその後継 機関

第三十九条 原産 品

この協定 の適 用上、 次 \mathcal{O} いず ħ か の産品 であ つて、 この章に規定する他の全ての関連する要件を満たすも

のは、 締約 国 \mathcal{O} 原 産品とする。

- (a) 当該 締 約 国 に お いて完全に得られ、 又は生産される産品であって、 次条に定めるもの
- (b) 当該 締 約 国 \mathcal{O} 原産. 材料の みから当該締約国において完全に生産される産品

(c) 規則 非原産材料を使用して当該締約国 (関税分類の変更、 原産資格割合又は特定の製造若しくは加工作業に関する要件を満たすことを求 [において完全に生産される産品であって、 附属書三に定める品目別

める規則) を満たすもの

第四十条 完全に得られる産品

前 条(a)の規定 の適用上、次に掲げる産品は、 締約国において完全に得られ、 又は生産される産品とする。

- (a) 生きている動物であって、 当該締約国に おいて生まれ、 かつ、成育されたもの
- (b) 当該締約国において生きている動物から得られる産品
- (c) 当該 締 約 玉 に おいて狩猟、 わ なか け、 漁ろう (当該締 約国 の基線内で行われるものに限る。 又は捕

獲により得られる産品

- (d) 当該 締 約 国に お いく て収穫され、 採取され、 又は採集され る植物及び植 物性生 産 品
- (e) 当該 締 約 国 に お 7 て抽出され、 又は得られる鉱物その 他 \mathcal{O} 天然の物質 $\widehat{(a)}$ いから (d)までに規定するもの

を除く。)

(f) 当該締治 約 国 |の船舶 により、 海から得られる水産物その 他 \mathcal{O} 産品

注釈 1 海 から得られる水産物その他 この章の規定 の適用上、 方の締: この産品 は、 約 国 他 0 船 方 の締 舶 により他 約国 の原産品とする。 方の締約国 の基線から二百海里までの

注釈2 この章のいかなる規定も、 海洋法の諸問 題に関するそれぞれの締約国 の立場を害するものと

みなしてはならない。

(g) 当該締約国の工船上でffに規定する産品から生産される産品

当該締約国の外の海底又はその下から抽出され、又は得られる産品。ただし、

当該締約国が、

国際法

に基づき、

(h)

当該海底又はその下を開発する権利を有することを条件とする。

次の①又は⑪から生じ、又は得られる廃品及びくず。ただし、当該廃品及びくずが原材料の回収にの

み適するものであることを条件とする。

(i)

(i) 当該締約国における製造又は加工作業

(ii) 当該締約国に お いて収集される中古の産品

(j) 当該締約 国にお いて

(a)から

(i)までに規定する産品のみから得られ、 又は生産される産品

第四十一条 原産資格割合

産品の原産資格割合は、 次の計算式により算定する。

1

$$QVC = \frac{FOB - VNM}{FOB} \times 100$$

この場合において、

「QVC」とは、百分率で表示される産品の原産資格割合をいう。

「FOB」とは、 2に規定する場合を除くほか、 輸送の方法を問わず、 産品の買手から当該産品の売手

に支払われる当該産品の本船渡しの価額をいう。 ただし、 当該産品が輸出される際に軽減され、 免除さ

れ、又は払い戻された内国税を含まない。

V N M」とは、 産品の生産において使用される全ての非原産材料の価 額をいう。

2 (a) 産品 の本船渡し \mathcal{O} 価額は存在するが、 当該価 額が不明で確認することができない場合には、 1に規定

する FO В 価 額 は、 当該 産品 の買手から当該産品 \mathcal{O} 生産 者へ の確認可能な最初の支払に係る価額によっ

て代替される。

(b) 産品 の本船渡しの価額が存在しない場合には、 1に規定するFOB価額は、 関税評価協定第 一条から

第八条までの規定に従って決定される価額とする。

3 1 の規定の適用上、 締約国における産品の生産において使用される非原産材料の価額は、 次のいずれか

の価額とする。

- (a) 産品の生産者が直接輸入する材料については、CIF価額
- (b) 産品 \mathcal{O} 生 産者が当該締約国において取得する材料については、

次のいずれ

かの

価

額

(i)

C

Ι

F

価

額

(ii) 材料を輸送するために当該締約国に 取引価 三額。 ただし、 当該非原産材料の供給者の倉庫から当該産品 お いて要する全ての費用 (例えば、 の生産者の 運賃、 保険料、 所在地まで当該非原産 こん包費) 及

び当該な に限 る。 締 約国にお を除外することができる。 **\ て輸送の際に要する他 この費用 般的に認められており、 カコ つ、 確認可能 なも

注釈 1 て輸入貨物 ک 0 3 0 0 規 課税価 定の適用上、 額として決定される価額を $\stackrel{-}{\overset{C}{I}}$ F 価 額 とは、 1 当該 V. 当該 非原産材料に 産品 \mathcal{O} 生 産者が ついて、 所在する 関税 える締 評価 約 協定に従 国 \mathcal{O} 輸

港に当該 非 原 産 材料を輸送するために要する適当な場合の運賃及び保険料、 こん包費並 び に 他 0

全ての費用を含む。

注釈2 該非原産材料に対して現実に支払われた又は支払われるべき価額をいう。 こ の 3 の規定の適用上、 「取引価 額 とは、 当該非原産材料の生産者が行う取引に関連して当

入

0

 \mathcal{O}

4 2(b)又は3(b)の規定の適用において、 産品又は非原産材料の価額を決定するに当たり、 関税評価協定

は、 必要な変更を加えた上で、 適用する。

5 この条の規定の適用上、締約国において産品の生産において使用される非原産材料の価額には、 当該産

の生産に当たって使用される当該締約国の原産材料の生産において使用される非原産材料の価額を含め

ない。

品

1

産

品は、

第四十二条 原産資格を与えることとならない作業

(a) 輸送又は保管の間 に産品を良好な状態に保存することを確保する作業 (例えば、 乾燥、 冷凍、 塩水漬

次の作業が行われたことのみを理由として締約国の原産品としてはならない。

け)その他当該作業に類する作業

(b) 改装及び仕分

(c) 瓶、 ケース及び箱に詰めることその他の包装作業 (小売用のこん包、 開こん及び再こん包作業を含

む。

(d) 組み立てられたものを分解する作業

(e) 統一システムの解釈に関する通則2個の規定に従って一の産品として分類される部品及び構成要素の

収集

- (f) 物品を単にセットにする作業
- g aからfまでの作業の組合せ

2 1の規定は、附属書三に定める品目別規則に優先する。

第四十三条 累積

とができる。 産 品 が 一 方の締約国 ただ Ļ 当該産品 の原産品 の最 であるか否かを決定するに当たっては、 後 0 生産工 程 が輸出国である一方の締 一方の締約 約 国に おい 国 は、 て行われ、 次のことを行うこ か つ、 当 該

生産工 程が前条に規定する作業を超える水準の ものである場合に限る。

- (a) \mathcal{O} 締約 方の締: 玉 の原産材料とみなすこと。 約国において当該産品を生産するための材料として使用される他方の締約国 の原産品を一 方
- (b) 他方 の締 約国において行われた生産を一方の締約国において行われた生産とみなすこと。
- (c) 当該産品が非原産材料を使用して生産される産品であるときに、 一方の締約国又は他方の締約国にお

1 て一又は二以上の生産者により行われる異なる段階における生産を考慮すること。

第四十四条 僅少の非原産材料

1 原産品とみなす。ただし、 附属書三に定める関税分類の変更に関する要件を満たさない産品については、 当該産品が原産品とされるためのこの章に規定する他の全ての関連する要件を 次の場合には、 締約国の

満たすことを条件とする。

(a) 統一システムの第一類、 第四 類から第一五類まで又は第一七類から第二四類までの各類に分類され . る

産 な 品 1 ŧ に O0 に いては、 限る。 当該産 の総額 品 の生産 が、 第四 に 干 お **\ 条の規定に従って決定される当該 て使用された非原産材料 (必要な関税分類の変更が 産 品 \mathcal{O} F Ō В 価 額 行わ \mathcal{O} 十パ れ て セ

ント以下であり、 か つ、 当該産! 品 \mathcal{O} 生 産に お 1 て使用される非原産材料 が、 0) 条の規定に従って 原産

品とされる産品と異なる号に掲げられる場合

(b) 統一システムの第二五類から第四 九類まで又は第六四類から第九七類までの各類に分類される産品に

ついては、 当該産品 品 の生産 において使用された非原産材料 (必要な関税分類の変更が行われ てい な ŧ

 \mathcal{O} に限る。 の総額が、 第四十一条の規定に従って決定される当該産品のFO В 価額の十パーセント以

下の場合

- (c) 7 統一シ て使用された非原産材料 ステムの第五〇類から第六三類までの各類に分類される産品については、 (必要な関税分類の変更が行われていない ものに限る。 当該産品 0) 総重量が の生産に 治該産 お
- 2 ŧ つとも、 1に 規定する非原産 材料 (T) 価 類は、 産品 に適用 可能な原産資格割合に関する要件に お V 7

第四十五条 組み立ててないか又は分解してある産品

は、

非原

産

材

料

の価

額に含める。

品

の総重

量

の十パーセント以下の場合

- 1 方の (a) の規定に従って完成品として分類される産品に 第三十 締 約 九条 国 に 他 から第四 上方の締: 約国 十二条までの から輸入される場合であっても、 関 連 規定 0 要件を満たし、 ついては、 他 組み立ててない 方のは か つ、 締約 統 国 シ 0 原 か ステム 又は 産品とみなす。 分解してあ 0 解釈に関 る状態で一 する通 則2
- 材料が統一システムの解釈に関する通則 国に輸入されるものについては、 締 約 国 に お V) て組み立ててないか又は分解してある産品 当該締 (a)約国 の原産品とみなす。 の規定に従って完成品として分類される産品として当該 \mathcal{O} 材料 ただし、組み立ててないか又は分解して か ら組み立てられる産品であって、 当 該 締約

2

たならば、 ある産品 の非原産材料が組み立ててないか又は分解してある形態でなく個別に当該締約国に輸入されてい 当該産品が第三十九条から第四十二条までの関連規定の適用される要件を満たしていたであろ

第四十六条 代替性のある産品又は代替性のある材料

う場合に限る。

1 めら ときは が 産 在 品 庫 れている会計原則に基づく在庫管理方式に従って決定することができる。 の生産 に それらの材料が当該締約国 おいて混在 において使用される場合において、 している代替性のある締約国 の原産材料であるか否かについては、 当該産品が当該 の原産材料及び当該原産材料と代替性のある非原産 締 約国 \mathcal{O} 当該締: 原産品であるか 約 国にお 否か 7 . て 一 を決定する 般的 にこ 材料 ·認

経ず、 約国において一般的に認められている会計原則に基づく在庫管理方式に従って決定することができる。 を除く。) において、 代 替性 又は のあ をも行われないときは、それらの産品が当該締約国 それらの産品が在庫において混在している締約 いかなる作業 る締約国 の原産品及び当該原産品と代替性のある非原産品が在庫にお (積卸しの作業及びそれらの産品を良好な状態に保存するために必要な他 国におい の原産品であるか否かについては、 て輸出に先立っていかなる生産 いて混在 している場合 当該 の作 程 締 業

2

3 れた会計年度又は会計期間を通じて選択した在庫管理方式を用いる。 1及び2に定めるいずれかの在庫管理方式を選択した場合には、 その選択をした者は、 当該選択が行わ

1 セットとして明示的に記述される産品は、 統一システムの解釈に関する通則3の規定に従って関税分類が決定されるセット及び統一システ 第四十七条 セット 当該セットに含まれる全ての産品がこの章

品とされる場合には、

締約

国

の原産品とする。

2 に規定する他 あって第四 1 の規定に + か の全ての関連する要件を満たす場合には、 条の規定に従って決定されるもの かわらず、 セ ットに含まれる全ての非原産 0 十パ 当該セ] 品 セ ント 0 価 ツ ٦ 以下であり、 額 の総額 は原産品とする。 が、 当該 カン つ、 セ 当 該 ツト セ . (T) ツ F \vdash O がこの В 価 額 章 で

の条の規定は、 附属書三に定める品目別規 則に優先する。

3

第四十八条 附 [属品、 予備部1 品及び工具

備 部 輸 入の際に産品とともに納入される附属品、 品又は工具の一部を成すものについては、 次のとおりとする。ただし、 予備部品又は工具であって、 当該附属品 当該産品の標準的な附属品、 予備部品又は工具 予

の規定に従って原産

ムに

該産品について慣習的なものであることを条件とする。 が仕入書において当該産品と別に記載されるか否かにかかわらず、 入書が当該産品 の仕入書と別立てにされないこと並びに当該附属品、 当該附属品、 予備部品又は工具の数量及び価 予備部品又は工具に係る仕 額 が

- (a) 変更又は特定の製造若しくは加工作業が行われたか否かを決定するに当たり、 は工具を考慮しない 当該産品の生産において使用された全ての非原産材料について附属書三に定める関連する関税分類の 当該附属品 予備部 品又
- (b) 産 におい 当該 産 て使用される締約国 品品 の原産資格割合を算定するに当たり、 の原産材料又は非原産 当該附属品、 材料 の価額として考慮する。 予備部品又は工具の価額を当該産 品品 の生

第四十九条 小売用の包装材料及び包装容器

- 1 否かを決定するに当たって考慮しない。ただし、 の規定に従って当該産品に含まれるものとして分類される場合には、 産品を小売用に包装するための包装材料及び包装容器については、 当該産品が次のいずれかに該当することを条件とする。 当該産品が 統一システムの解釈に関する通 締 約 国 $\overline{\mathcal{O}}$ 原産品であるか 到5
- (a) 完全に得られ、 又は生産される産品であって、第三十九条回に定めるものであること。

- (b) 原産材料のみから生産される産品であって、第三十九条的に定めるものであること。
- (c) 当該産品について附属書三に定める関連する関税分類の変更又は特定の製造若しくは加工作業が行わ

れていること。

2 産品が原産資格割合に関する要件の対象となる場合には、 小売用の包装材料及び包装容器については、

当該産品の原産材料又は非原産材料の価額として考慮する。

第五十条 船積み用のこん包材料及びこん包容器

産品 の船積み用のこん包材料及びこん包容器については、 当該産品が原産品であるか否かを決定するに当

たって考慮しない。

第五十一条 間接材料

産品 [が締約] 国 の原産品であるか否かを決定するに当たり、 当該産品の生産において使用される次の要素の

原産地については、決定する必要はないものとする。

- (a) 燃料及びエネルギー
- (b) 工具、ダイス及び鋳型

- (c) 設備及び建物の維持のために使用される予備部品及び産品
- (d) 生産にお いて使用され、 又は設備及び建物の稼働のために使用される潤滑剤、 グリース、コンパウン

ド材その他の産品

- (e) 手袋、眼鏡、履物、衣類、安全のための設備及び備品
- (f) 産品の試験又は検査に使用される設備、装置及び備品
- (g) 触媒及び溶剤
- (h) 他 (T) 産 品 に組 み込まれていないその他 の産品であって、 当該その他の産品 の生産における使用が当該

生産の一部であると合理的に示すことができるもの

第五十二条 積送基準

- 1 締 約 国 \mathcal{O} 原産品であって、 次のいずれかの条件を満たすものは、 積送基準を満たす原産品とする。

- (a) 第三国 を通過することなく輸出締約 国 から輸入締約国 へ直接輸送されること。
- (b) 約 経由、 国へ輸送されること。ただし、次の条件を満たすこと。 積替え又は倉庫への一時蔵置のために一又は二以上の第三国を通過して輸出締約国から輸入締

- (i) 当該原産品について積卸し以外の作業及び産品を良好な状態に保存するために必要な他の作業以外
- の作業が行われていないこと。
- (ii) 当該原産 品が第三国にある間、 当該第三国の税関当局の監督の下に置かれていること。
- 2 締 約国 |の原産| 品が 1に定める積送基準を満たさない場合には、 当該原産品は、 当該締約国 $\overline{\mathcal{O}}$ 原産品とは

みなさない。

第五十三条 原産地証明

この章の規定の適用上、次の文書を原産地証明とする。

- (a) 次条に規定する原産地証明書
- (b) 第五十七条に規定する原産地申告

第五十四条 原産地証明書

- 1 によ 輸 出締約 って権限を与えられた代理人によって行われる申請に基づき、 国 \mathcal{O} 権 限 \mathcal{O} ある当局は、 輸出者によって行われる申請又は当該輸出者の責任の下で当該輸出者 原産地 証 明書を発給する。
- 2 輸 出締約国 の権限のある当局は、この条の規定の実施のために、 自国 の関係法令により与えられた権限

に基づき、原産地証明書の発給機関を指定することができる。

- 3 出者 は 各 によ 附 締 属 約 つて 書 玉 四 は 0 権限を与えられた代理人が 原 附 産 属 書四 地 証 III 書 に定める様式に適合する原産地 の注釈に定める記入方法に従って、 輸出 者 の責任 の下で英語 証 明書 の書式を定める。 により記入する。 輸出者が英語により記 原産 地証明書に 入し、 又は当該 ついて 輸
- 5 4 原 産 品 産 に 地 つい 証 明 書は、 て 凉 産 地 次条に規定する場合を除くほ 証 明 書 の発給を申請する輸 出 か、 者 は、 船 積 いみの時 原産 地 ま 証 明 でに発給する。 書 \mathcal{O} 発給を行う輸出 締
- 6 \mathcal{O} ある当局 る全ての適 ŧ 産 品 のに基づ 0 輸 又は 出 切 ١ ر 発給 者 な文書を提出できるようにしておか て が 原 輸 機 産 出 関 地 締 0 約 要請 証 国 明 書 に所在する当該 が 0 あ 0 発給を申 た場合には 請することができる。 産 品 1 なけ つで \mathcal{O} 生 産 ŧ れ 者 ば でない なら 産 品品 な が · 場 輸 出 合には、 締 約 国 当該 \mathcal{O} 原 輸出 産 品 習者は、 であることを 次 \mathcal{O} いずれか 証 明 j
- (a) が 提供 当該 する情報又は誓約に基 輸 出 者が 輸 出 締 約 玉 \mathcal{O} 権 づくも 限 \mathcal{O} ある当局 \mathcal{O} 又は発給機関に提出する申告であって、 当該産! 品 0 生産者
- (b) 当該輸出 者の要請に応じ、 当該産 品 の生産者が輸出締約国 の権限のある当局又は発給機関に直接 がか 0

約

玉

 \mathcal{O}

権

限

 \mathcal{O}

任意に提出する申告

- 7 輸出締: 約国 の権 限 のある当局又は発給機関は、 産品が輸出締約国の原産品であると認めることができる
- 場合には、原産地証明書を発給する。
- 8 輸 出締: 約国 の権限のある当局又は発給機関は、 産品が輸出締約国 の原産品であることを確認するために
- 必要な措置をとる。この場合において、 当該権 限のある当局又は発給機関は、 当該産品が原産品であるこ
- とについて、 証拠を要求し、 及び輸出者又は生産者が所有する当該産品が 原産品であることに関する文書
- のとする。 当該権限 \mathcal{O} ある当局又は発給機関は、 また、 原産 地 証 明書が3に規定する書式に従って正

又は情報であってこの条に規定するものの検査その他の適当と認められる確認を実施する権利を有するも

記入されることを確保する。

とする。

- 9 各締約国 の権限のある当局又は発給機関は、 原産地証明書に相互に関係する番号を付して発給するもの
- 10 正 産品について原産地 確な情報を含むと信ずるに足りる理由がある場合には、 証明書の発給を受けた輸出者又は6個に規定する生産者は、 当該原産地証明書の正 確性又は有効性に影響を 当該原産地証明書に不

要求 報する。 及ぼす可能性があるいかなる変更についても、 のために使用されることなく当該権限のある当局又は発給機関に輸出者から返却されたときを除くほ 当該権限 のある当局は、 その通報を受領した場合には、 輸出締約国 |の権限 当該原産地 のある当局に対し書面により遅滞なく通 証明書が関税上 の特恵待遇 \mathcal{O}

か、輸入締約国の関係当局に対し速やかに通報する。

第五十五条 遡及して発給される原産地証明書

- 1 次の いずれ か の場合には、 例外的 に原産 地 証 明 書 を産 品 \mathcal{O} 船 積 み の後に発給することができる。
- (a) 誤り若り しくは意図的でない不作 為又は例外的 な状況により、 船 積み の時 に原産地 証 明 書が 発給されな

かった場合

- (b) 出 締約 原産 玉 地 証 の権限 明書 0 は発給されたものの、 あ る当局が満足するような説明がなされた場合 輸入の際に技術的な理由により受理されなかったことにつき、 輸
- 2 1 \mathcal{O} 規定により発給される原産 地 証 明書については、 当該原産地証明書の第九欄に 「ISSUED RETRO-

SPECTIVELY」との文言を記載するものとする。

第五十六条 原産地証明書の再発給

保有する輸出に関する文書に基づいて当該原産地証 地 CERTIFICATE OF ORIGIN NUMBER_DATED_」の文言を記載するものとする。 によって発給される原産地証明書については、 証 輸出者は、 明書を発給した輸出締約国 原産地 証明書が有効期間 |の権限 のある当局又は発給機関に対し、 の満了前に盗まれ、亡失し、又は著しく損傷した場合には、 当該原産地 明書の再発給を申請することができる。このような方法 証明書の第九欄に「DUPLICATE OF THE 当該権限のある当局又は発給機関が 再発給された原産地証明書につい ORIGINAL 当該原産

第五十七条 原産地申告

ては、

当 初

の原産

地

証明書の有効期間中は有効なものとする。

- 1 て作成することができるものとする。 第五十三条ゆに規定する原 産 地申告については、 次条に規定する認定輸出者のみがこの条の規定に従っ
- 2 成することができる。 原 産 地申告については、 関係する産品が輸出締約国 の原産品であると認めることができる場合にのみ作
- 3 ものに基づいて当該産品の原産地申告を作成することができる。 認定輸出者が輸出締約国に所在する産品の生産者でない場合には、 当該認定輸出者は、 次のいずれかの

- (a) 当該産品の生産者が当該認定輸出者に提供する情報
- (b) 当該産 品が輸出締約国 の原産品である旨の誓約であって、 当該産品の生産者が当該認定輸出者に提供

するもの

4 産品 認定輸出者は、 が な輸出な 締 約国 輸出締約国 の原産品であることを証明する全ての適切な文書を提出できるようにしておかなけ の権限のある当局の要請があった場合にはいつでも、 原産地申告を作成した れば

ならない。

- 5 ことにより、 ように十分詳細に記述した仕入書、 原産 地申: 告 英語により原産地申告を作成するものとする。 の申告文については、 納品 附属書四に定める。 書そ 0 他 \mathcal{O} 商業上 認定輸出者は、 の文書にタイプ 原産地申告については、 関係する産品について特定できる 盯 書し、 押印 当該 商業上の文書が 又は印 刷 する
- 6 認定輸出者は、 産品 の船積みの時まで又はその後に、 当該産品 の原産地申告を作成することができる。

発行された日に作成されたとみなす。

7 場合には、 産品について原産地 輸出締約国 申告を作成した認定輸出者は、 の権限のある当局に対し書面により遅滞なく通報する。 当該産品が輸出締約国 の原産品でないことを知った 当該権限のある当局は、そ

 \mathcal{O} 通報を受領した場合には、 輸入締約国の関係当局に対し速やかに通報する。

第五十八条 認定輸出者

- 1 輸 出締約国 |の権限 のある当局は、 輸出締約国に所在する輸出者に対し、 認定輸出者として原産地申告を
- 作成することを認めることができる。 ただし、次のことを条件とする。
- (b) (a) 当該輸 出者が輸 出締約国 の原産品 の船積みを頻繁に行っていること。

の作成に係る業務を適正に行うに足りる知識及び能力を有し、

かつ、

輸出

締

約 国の法令に定める条件を満たすこと。

当該輸

出者が原産

地申告

(c) であって、 当該輸出 |者が、 手書きで署名したとしたならば当該輸出者が負うことになったであろうものを負うことを書 当該権限 のある当局に対し、 当該輸出者を特定する原産地申告についての全ての責任

面

により約束すること。

- 2 申告については、 輸 出締約 国 の権限のある当局は、 認定輸出者による署名を必要としない 認定輸出者に対し、 原産地申告に記載する認定番号を与える。 原産 地
- 3 輸 出締約国 の権限のある当局は、 認定輸出者が権限を適正に行使することを確保する。

4 1 \mathcal{O} 場合には、 あ 輸出締約国 る当局は、 輸出締約 |の権| 認定輸出者が 限 のある当局は、 国の法令に従って、 1に規定する条件を満たさない場合又は認定輸出者が権限を適正に行使しな 認定輸出者としての認定をいつでも取り消すことができる。 当該認定を取り消さなければならない 当該権限

第五十九条 通報

1 方の締? 約 国 は、 この協定 の効力発生の時に、 他方の締約国に次のものを提供する。

- (a) 原産地証明書の書式
- (b) 所 にお 発給 **\ 機 7 関 原産 0 名称及び原 地 証 明 書 産 \mathcal{O} 発給の 地 証明書を発給できる職員の氏名並 ために使用される署名及び印章 びに権限 (T) 見本及び図案を記載し のある当局又は 発給 た登 機関 録 の事 務
- 2 わ を生ずる。 れ 登 た日の後五 録簿 の変更については、 日目に効力を生じ、 他 方のは 又はそれよりも遅い日であって当該通報において指定される日に 締 約 国に対して書面 により 通報する。 当該変更につい ては、 通 報 · 効力 が 行
- 3 番号並びに認定が効力を生ずる日付に関する情報を輸入締約国に対して提供する。 輸出 締約国 の権限のある当局は、 認定輸出者の認定番号の構成並びに認定輸出者の名称、 一方の締約国 住所及び認定 は、 当該

情 報 の変更 (当該変更が効力を生ずる日付を含む。) を他方の締約国に通報する。

第六十条 関税上の特恵待遇の要求

- 1 \mathcal{O} 特 輸 恵待遇を要求する場合には、 出締約国 の原産品について、 輸入締: 輸入者が輸入の際に輸入締約国において適用される手続に従って関税上 約国 は、 この協定に従い、 輸入締約国 の求めに応じ輸入者が 提 出
- する原産 地 証 明に基づき当該関税 上 \mathcal{O} 特 恵待遇を与える。

2

1

の規

定

に

か

か

わらず、

輸入締約

国

は、

次に掲げる輸入については

原産

地

証

明

の提出

を要求

- (a) 明 約 課税 に関する義務を回避することを目的として分割して行われたと合理的に 国が設定するこれ 価 額 \bigcirc 総額 が千五百アメリ よりも 高 1 額を超えな カ合衆国ド 1 ·輸出締: ル若しくは輸入締 約 玉 \mathcal{O} 原 産 品 約 国 \mathcal{O} 輸入 の通貨によるその相当額又は (ただし、 認め得る一 当該: 連 \mathcal{O} 輸入 輸 が 入 \mathcal{O} 原 輸 産 部を 地 入締 証
- (b) 輸 入締 約 国が原産 地 証 明に関する義務を免除した輸出締約 国 の原産品 の輸入

構

成しないことを条件とする。

3 品 に 輸 ついて関税上の特恵待遇を要求する輸入者に対して、 出 締 約 玉 |の原産| 品 が一又は二以上の第三国を通過して輸入される場合には、 次のもの の提出を要求することができる。 輸 入締 約国は、 当該原産

- (a) 日本国については、次のいずれかのもの
- (i) 通し船荷証券の写し
- (ii) 第三国 の税関当局その他関連する団体が提供する証 明書その他の情報であって、 当該第三国に おお į١

の作業及び産品を良好な状態に保存するために必要な他の作業以外の作業が当該

原産品

について行われていないことを証明するもの

て積卸

し以外

- (b) ペルーについては、次のもの
- (i) 経 由 又は 積替え の場合には、 運送に係る文書 (例えば、 航空貨物運送状、 船荷 証 券、 複合運 送に関
- する書質 類 であって、 輸 出 [締約] 玉 か ら輸入締約 国 の輸送を証 明 するも \mathcal{O}
- (ii) であって、 蔵置 の場合には、 輸 出 締 約国 運送に係る文書 か 5 輸入締: 約 国 (例えば、 の輸送を証 航空貨物運送状、 明するもの及び当該蔵置 船 荷 証 券、 を許可した第三国 複合運送に関する書 $\overline{\mathcal{O}}$ 税関 類

当局その他権限 \mathcal{O} ある当局により当該第三国 の法令に従って発給された文書

第六十一条 輸入に関する義務

1

この章に別段の定めがある場合を除くほか、 方の締約国 は、 他方の締約国から輸入される産品につい

て関税上の特恵待遇を要求する輸入者に対して次のことを要求する。

- (a) 有効な原産地 証明に基づき、 当該産品が輸出締約国 の原産品であることについて税関申告の際に書面
- による申告を行うこと。
- (b) (a)に規定する申告を行う際に原産地証明を所持すること。
- (c) 該当する場合には、前条3に規定する文書を所持すること。
- (d) 税関当局 の要請があった場合には、 原産地証明及び心に規定する文書を提出すること。
- (e) に、 申 申告を修正し、 告 0 基礎となる原産地 及び納付すべき関税を納付すること。 証明 が 不正 確な情報を含むと信ずるに足りる理由がある場合には、 速やか
- 2 原 産 品 の輸入者が輸入の際に原産 地 証 明を所持していない場合には、 当該輸入者は、 輸入締 約国 |の法令
- に従 された担保の払戻し又は解除を輸入締約国の税関当局に申請することができる。ただし、第五十四 当該原産品 に関税上の特恵待遇が与えられなかった結果として超過して徴収された関税又は 「条又は 提供
- 第五· 十七条の規定に従って発給され、 又は作成された原産 地 証明及び、必要に応じて、 当該原産 品品 の輸入
- に関するその他の文書を当該輸入の後一年を超えない期間内に当該税関当局に提出することを条件とす

る。

注釈 この2の規定にかかわらず、 日本国への輸入の場合には、 超過して徴収された関税の払戻しは適

用しない。

3 2の規定は、 輸入者が輸入の際に輸入締約国の税関当局に対し、 輸入する産品がこの協定に基づく原産

きであっても、適用しない。

品であると申告しなかった場合には、

当該産品

の有効な原産地証明が当該税関当局に事後に提出されたと

4 いとき又は当該輸入者がこの章に規定する関連する要件を満たさないときは、 輸 入者が産品について関税上の特恵待遇を要求する場合において、 当該産品 輸入締 が輸出締約 約国 は、 国 0 当該 原産 産品に 品 でな

ついて関税上の特恵待遇を与えないことができる。

第六十二条 原産地証明の有効性

1 原産 地 証明は、 発給され、 又は作成される日から十二箇月間有効なものとする。 輸入締約国 の税関当局

が 原産 地 証明 の提出を要求する場合には、 当該原産地 証明は、 その有効期間内における一又は二以上の税

関申告に含まれる一回限りの輸入のために、 輸入締約国の税関当局に提出される。

- 2 期 間 産品 は、 が輸入締約 当該税関当局がその一時輸入又は蔵置を認めた期間延長することができる。 国 の税関当局の監督の下で一時輸入され、 又は蔵置される場合には、 原産 地証 明の有効
- 3 の 特· 1 て、 輸 恵待遇を与える目的で当該原産 入締約国 定められた最終期日までに提出できなかったことが例外的な状況によるものであるときは、 の税関当局は、 原産地 地 証 証 明が1に規定する提出のための最終期日の後に提出される場合にお 明を受理することができる。 関税. 上

第六十三条 補助的な文書

第五 十四条5及び第五十七条4に規定する文書であって、 原産 地 証 明 の対象となる産品 が 輸出 締 約 玉 \mathcal{O} 原

産品であることを証 明する目的 0) ために使用されるものについ ては、 特に 次 \mathcal{O} もの を含めることができる。

- (a) 輸 出者又は生産者が関係する産品を得るために行った加工につい ての 直 接的 な 証 拠
- (b) \mathcal{O} 法令に従 1 ず h か の締 って使用されるもの 約 国 において使用され た材料の 原産性を証明する文書であって、 当 該 いずれ か \mathcal{O} 締 約 国
- (c) 約 玉 1 ずれ の法令に従って使用されるもの カ の締 約国における材料についての作業又は加工を証明する文書であって、 当 該 いずれかの締

(d) 使用された材料がいずれかの締約国の原産品であることを証明する原産地証明であって、 当該いずれ

かの締約国において発給され、又は作成されるもの

第六十四条 文書及び記録の保管

1 原産 地証明書の発給を受けた輸出者は、 当該原産 地 証明書の発給の日の後少なくとも五年間、 第五 干四四

条5に規定する文書を保管しなければならない。

2 原 産 地 証 明書を発給した輸出 締 約 国 |の権限 のある当局又は 発給機関は、 当該原産地 証 明 書に . つ い

録及び当該原 産 地 証 明書の発給に必要な補助 的 な情報を、 当該原産 地 証 明 書 0 発給の H \mathcal{O} 後少なくとも五

年間保管する。

3 原 産 地申告を作成した認定輸出者は、 当該原産 地申告 の作成の 日 の後少なくとも五年間、 当該原産 地 申

告の写し及び第五十七条4に規定する文書を保管しなけれ ばならない。

4 提出するものは、 産 品 の生産者であって、 原産 地 証 第五十四条6回に規定する誓約を提供するもの又は同条6回に規定する申告を 明書の発給 の日又は同条6個に規定する誓約が当該生産者により輸出者に対し

て提供された日の後少なくとも五年間、 当該産品 の原産地に関連する記録を保管しなければならない。

た

ての

記

だし、 当該生産者により提供された誓約又は提出された申告に基づき原産地証明書が発給されなかった場

この限りでな

5 第五十七条3份に規定する産品の生産者は、 同条3bに規定する誓約が当該生産者により認定輸出者に

\ <u>`</u> 対して提供された日の後少なくとも五年間、 ただし、 当該生産者により提供された誓約に基づき原産地申告が作成されなかった場合は、 当該産品の原産地に関連する記録を保管しなければならな この限

でない。

6 この条の規定に従って保管する記録には、 電子的な記録を含むことができる。

第六十五条 軽微な誤 1)

輸 入締約 玉 の税関当局は、 軽微 な誤り (例えば、 軽微な表現の相違又は語 句 の欠落、 タイプの誤り、 指定

された欄 から \mathcal{O} はみ出し)を考慮しない ものとする。 ただし、 当該軽微な誤りが ?原産地 証明に含まれる情報

の正 確 性 に疑いを生じさせるようなものではないことを条件とする。

第六十六条 確認手続

1 両締約国は、 この章の規定の適正な適用を確保するため、この協定及びそれぞれ自国の法令に従い、原

ŋ

産地証明に関する情報を確認するために相互に支援する。

- 2 め 輸 入締 輸入締約国の関係当局を通じて次のいずれかの方法により原産地証明に関する情報を確認することが 約国は、 輸出締約国から輸入される産品がこの章に規定する要件を満たすか否かを決定するた
- (a) 輸入者に対し、 原産地証明に関する情報を要請すること。

できる。

(b) 輸出 締 約 玉 |の権限 のある当局に対し、 原産地証明に関する情報を当該原産地証明に基づいて要請する

こと。

- (c) に関する情報を輸出締約 第六十四条の規定に従って文書及び記録を保管する輸出者、 国 |の権限 のある当局を通じて要請すること。 認定輸出者又は生産者からの原産 地 証 明
- (d) 条 て当該産品 輸出締 の規定に従って文書及び記録を保管する輸出者、 輸出締約国に対して要請すること。 約 国 の生産において使用された設備の確認を行い、 |の権 限 のある当局が輸 入締約国 の関係当局のオブザーバーとしての立会いの下に第六十四 認定輸出者又は生産者の施設を訪問することを通じ 及び収集した情報を訪問の後に提供すること

を、

- 3 る文書又は情報が得られた場合には、 しを輸出締約 輸 入締約国 国 の関係当局は、 [の権] 限 のある当局に返送する。 2の規定の実施 当該文書又は情報を当該要請の裏付けとして当該権限のある当局に のために、 原産地 証 確認 明に記載された情報が不正確であることを示唆す の要請を行う理由を付して、 原産 地 証 明 の写
- 4 (a) 輸 出締 約 国 [の権] 限 のある当局は、 26及び心の規定の実施のために、 要請された情報をその要請 の受

送付するものとする。

領

 \mathcal{O}

日

の後三箇

月以内に提供する。

- (b) 情 できる。 輸入締: 報をその要請 輸 約 出 国 締 の関係当局 の受領 約 玉 の権 \mathcal{O} は、 限 日 0) \mathcal{O} 後二箇月以内に提供する。 ある当局は、 必要と認める場合には、 当該関係当局 原産 が 追 地 加 証明に関する追加 0 情 報を要請する場合には、 の情報を要請することが 要請された
- 5 (a) \mathcal{O} 要請を行うため 輸 入締 約 玉 \mathcal{O} 関係当局 の書面 を、 は、 訪問 2 (d) の規定による訪問 の実施を希望する日の少なくとも三十日前までに受領の確認を伴う方 この実施 を輸出締約 国に対して要請する場合には、 そ
- (b) (a)の規定により送付される書面には、 次の事項に関する情報を含める。

法

により輸出締約国に送付する。

- (i) 当該書面を送付する輸入締約国の関係当局を特定する事項
- (ii) 者又は生産者であって、 輸出 締 約国に所在し、 その施設へ か つ、 第六十四条の規定に従って文書及び記録を保管する輸出者、 、の訪問 !が要請されるものの名称 認定輸出
- iii 訪問の実施を希望する日及び場所
- (iv) 訪 間 \mathcal{O} 目 的 及び)実施 の範 囲 (原 産 地 証 明に記載された産品であって、 確認の対象となっているもの
- (v) 訪問に立ち会う輸入締約国の関係当局の職員の氏名及び官職

 \mathcal{O}

明記,

を含む。

- (c) れ る書 輸 出 締 面を受領した後三十日以内に輸 約 国 は、 2 (d) 0 規定により要請される訪問 入締 約国 に対 して書面により \mathcal{O} 実施を受諾するか否 回答する。 lかを、 (a) の規定により 送付さ
- (d) n 収 輸 出 集した情報を輸 締 約 国は、 訪 間 入締 の最終 約 玉 日 の関係当局に提供する。 () () 後六十日以内 又は 相互に同意するその他 の期間内に、 2 (d) の規定によ
- 6 ある当局に対し、 輸 入締 約 玉 の関係当局 確認 の対象となる産品がこの章に規定する要件を満たすか否かについての書面による決 は、 輸 出 締 約 国 が 確 認 \mathcal{O} 要請を受領した後十二箇月以内に、 輸出 締 約 国 \mathcal{O} 権限の

定 (当該決定に係る事実認定及び法的根拠を含む。) を送付する。

- 7 (a) あって、2回の規定によるものに応じない場合には、 輸入締約国の関係当局は、 産品 の輸入者が当該関係当局からの原産地証明に関する情報に係る要請で 当該産品について関税上の特恵待遇を与えないこ
- (b) 輸入締約国 の関係当局は、 次のいずれかの場合には、 関税上の特恵待遇を与えないことができるもの

の権限のある当局に対し書面によりその旨の決定を送付する。

とし、

輸出締約

国

とができる。

- (i) 定する書面に対して回答するとの要件が満たされない場合 4若しくは5dに規定する期間内に情報を提供するとの要件又は5dに規定する期間内に5dに規
- ⑪ 2dに規定する要請が拒否される場合
- (iii) 品 が満たすことを証明するために十分でない場合 2(b)から(d)までの規定により輸入締約 玉 の関係当局に提供された情報がこの章に規定する要件を産
- (c) ついて関税上の特恵待遇を与えることを停止することができる。ただし、その停止が、 輸入締約国の税関当局は、 確認 の結果が出るまでの間、 問題とされる原産地証明の対象となる産品に 当該産品の引取

りを妨げる理由となってはならない。

(d) 章に規定する要件を満たすことが証明されるまで、 を満たさないとの決定を既に行っている場合には、 輸入締約国は、 自国の関係当局が特定の生産者の特定の産品について関税上の特恵待遇を与える要件 当該同種の産品の輸入者に対し、 その後に輸入される当該生産者の同種の産品がこの 当該同種の産品に

第六十七条 罰則

ついて関税上の特恵待遇を与えることを停止することができる。

各締: 約国 は、 この章の規定に関連する自国の法令の違反に対し、 適当な罰則その他の措置を採用し、 又は

維持する。

第六十八条 秘密性

1 として提供した情報の秘密性を保持するものとし、また、 方の締約国は、 自国の法令に従い、 他方の締約国がこの章の規定に従って一方の締約国に秘密のもの 当該情報を開示から保護する。

- 2 輸 入締約国 の関係当局がこの章の規定に従って入手する情報については
- (a) この章の規定の実施のために、 当該関係当局のみが利用することができるものとする。

(b) 外交上の経路又は輸出締約国の関係法令に従って設けられたその他の経路を通じて当該情報の使用の

許 |可を輸 入締約国が要請 ť かつ、 当該許可が輸入締約国に提供される場合を除くほか、 輸 入締 約 玉

は、 裁判所又は裁判官の行う刑事手続において使用してはならない。

第六十九条 原産地規則に関する小委員会

1 の章の規定を効果的に実施し、 及び運用するため、 両締約[国は、 ここに原産地規則に関する小委員会

(以下この条において「小委員会」という。) を設置する。

2 小委員会は、次のことを任務とする。

(a) 次の事項に関し、 検討し、 及び必要な場合には委員会に対し適当な勧告を行うこと。

(i) この 章 の規定の効果的 な、 統一 的な、 かつ、 一貫した運用 (この章の規定 $\overline{\mathcal{O}}$ 解釈、 適用及びこれら

に関する協力の増進を含む。)

(ii) 附属書三の改正 (統一システムの改正を考慮したもの) 及び附属書四の改正であって、 いずれか (T)

締約国が提案するもの

一次条に規定する運用上の手続規則

- (b) 合 の計算並びに電子証明の制度の開発を含む。)であって両締約国が合意するものについて検討するこ この章の規定に関連するその他の問題 (原産地の決定に関連する関税分類及び関税評価、 原産資格割
- (c) 委員会に対し小委員会の所見を報告すること。
- (d) 委員会が委任するその他の任務を遂行すること。
- 3 小 委員会は、 両締約国が合意する時期及び場所において又は手段によって会合を開催する。

第七十条 運用上の手続規則

委員会は、 この協定 0 効力発生 一の時 に、 この章の規定に関する詳細な指針を定める運用上の手続規則を採

択することができる。

第七十一条 雑則

輸入締約国と輸出締約国との間の連絡については、 英語により行う。

第七十二条 輸送中の産品又は蔵置されている産品 のための経過規定

この協定は、この章の規定に適合する産品であって、この協定の効力発生の日に輸出締約国から輸入締約

基準を満たすことを示す第六十条に規定する文書とともに、 国に輸送中であり、 ただし、 遡及して発給された原産地証明書又は原産地 又は税関当局の監督下で保税倉庫に一時蔵置されているものについて適用することがで この協定の効力発生の日の後四箇月以内に、 申告が、 当該産品が第五十二条に規定する積送 輸

第四章 税関手続及び貿易円滑化

入締約国の税関当局に提出されることを条件とする。

第七十三条 適用範囲

1 この章 の規定は、 両締約| 国間で取引される物品 の通関及び両締約国間で取引される物品 (輸送手段を含

む。 であって両締約 国 の関税領域に出入りするものに対する税関管理に必要な税関手続について適用す

る。

2 の章の規定は、 両締約国により、 各締約国 の法令に従って実施される。

注釈 この条及び第七十五条の規定の適用上、 「関税領域」とは、 締約国の関税法令が適用される領域を

いう。

第七十四条 目的

この章は、 両締約国間の物品の貿易を円滑化し、 並びに関税法令の違反を防止し、 調査し、及び抑止する

ため、次のことを行うことを目的とする。

- (a) 透明性、 関税法令の適正な適用及び物品の速やかな通関を確保する枠組みを確立すること。
- (b) 税関手続の分野における協力を促進すること。

第七十五条 定義

この章の規定 の適用上、 「関税法令」とは、 物品 の輸入、 輸出及び通過又は蔵置に関する法令であって、

各締約[玉 の関税領域の境界を越える規制物品 [の移動 の禁止、 制限その他これらに類する規制に関するものを

いう。

第七十六条 透明性

1 ても、 各締約国は、 可能な限り英語により、 自 国 の関税法令に関して一般に利用される全ての関連情報を、 容易に利用可能なものとすることを確保する。 **,** \ かなる利害関係者につい

2 には、 各締約国は、 利害関係者が当該改正を考慮に入れることができるよう、 利用可能なものとされた情報を自国の関税法令の改正により修正しなければならない場合 可能な限り、 修正された情報を当該改正

の効力発生に十分先立って英語により容易に利用可能なものとする。 ただし、その事前の周知を行うこと

ができない場合は、この限りでない。

3 に要請された情報のみでなく、 提起した個別的な税関に係る事項についての情報をできる限り迅速かつ正 各締約国は、 両締約 .国の利害関係者の要請があった場合には、 利害関係者が知るべきであると考えるその他の適切な情報も併せて提供 自国の関税法令に関し当該利害関係者が 確に提供する。 各締: 約国 は、 特 す

4 各締約 国は、 税関に係る事項に関する両締 約国 の利害関係者からの妥当な照会に応ずる一又は二以上の

照会所を指定し、 特に自国 のウ エ ブサイトにより、 当該照会所の名称及び住所を公に利用可能なものとす

る。

る。

第七十七条 情報通信技術

各締約国は、 自国 の税関手続 における情報通信技術の利用を促進する。

第七十八条 危険度に応じた管理手法

税関手続を容易にするため、 両締約| 国 は、 危険度の高い物品の検査活動に集中することができる危険度に

応じた管理手法の制度であって、危険度の低い物品の通関 (引取りを含む。)及び移動を簡素化するものを

維持する。

第七十九条 通関

1 両締約国は、 予見可能であり、 かつ、一貫性及び透明性がある方法でそれぞれの税関手続を適用する。

各締 約国は、 両締約国間で取引される物品の速やかな通関 (引取りを含む。) のため、次のことを行

う。

2

a 自国の税関手続を簡素化すること。

(b) 関税協力理事会の主催の下で作成される標準規定及び勧告規定その他の関連する国際的な基準及び勧

告された慣行に自国の税関手続を可能な限り調和させること。

- (c) 適当な場合には、 自国 の税関当局と次のものとの間の協力を促進すること。
- (ii) 自国の貿易関係者

(i)

自国

の他の国内当局

(d) 次の税関手続を採用し、又は維持すること。

(i) 輸入される物品が到着する前に当該物品 の通関に関する情報 (文書を含む。) を確認するための税

関手続

(ii) 税関当局が検査を終了した後又は検査を行わないことを決定した後に保税倉庫に蔵置することなく

直ちに物品を輸入のために引き取ることを認めるための税関手続。ただし、次の全ての条件を満たす

場合に限る。

- (A) 関税法令の違反がないこと。
- (B) 輸入承認書その他必要とされる書類が取得されていること。
- (C)関連 する税関手続について全ての許可が与えられていること。
- (D) 税が納付されており、 又はその徴収を確保するために適切な措置がとられていること。

第八十条 積荷のための別個のかつ迅速な税関手続

迅速なものを採用し、 各締 約国 は、 積荷 のための税関手続であって、 又は維持 持する。 その手続においては、 通常の税関手続とは別個の、 各締約国 の法令に従い必要な全ての税関 か · つ、 通常の税関手続よりも は書類が

提出された後の簡素化された物品の通関について規定するものとする。

第八十一条 事前教示

出締約 る当該 全て は維持する。 輸 \mathcal{O} 入締約国 情報とともに書 産 玉 品 の原産品とされるか否かに関 の輸出者、 ただし、 は 自 玉 産品 面 生産者若しくは権限を与えられた当該輸 \mathcal{O} による当該 法令に従 の輸入者若しくは権限を与えられた当該輸 V , 事 産品 前 \mathcal{O} 当該 教 の関税分類及び関税評 示 産 \mathcal{O} 申 品 請 の輸入に先立 を行 V, カコ 出者若しくは当該生産 一つ事 価 つ、 並 輸入締 入者 前 びに当該産品 の教 この代理・ 約国 宗に]が当該: うい 人又は輸 が 者 7 前章の規定に従って輸)の手: 事 $\bar{\phi}$ 代 出 前 理 続を採用 締 \mathcal{O} 人が、 教示を拒 約 国 に 所在 必 要な む す 又

第八十二条 審査

き合理的

な理由を欠く場合に限

る。

可能な行政上及び司 各締 約国 は、 自 国 法 による税関 上 \mathcal{O} 審 査 に に係る事項につい うい て 0) 手 続を提供する。 て の決定に関 当該審査は、 Ĺ 影響を受ける当事者に対し、 当該決定を行った職 員又は 容易に利用 部 . 局 カン

第八十三条 税関協力及び情報の交換

ら独立したものとする。

1

両 締 約 国 は、 それぞれ の税関当 局 \mathcal{O} 利 用 可 能な資源の 範囲内で、 税関手続の分野におい て相互に協力

及び情報を交換する。その協力及び情報の交換には、 相互行政支援及び技術援助を含む。

2 1 の規定に基づく協力及び情報の交換は、 実施取極で定めるところによって実施される。

3 第七条1の規定は、この条の規定に基づく情報の交換については、適用しない。

第八十四条 罰則

この章の規定 の適用上、 各締約国は、 自国の関税法令の違反に対する適当な制裁その他の措置を採用し、

又は維持する。

第八十五条 税関手続及び貿易円滑化に関する小委員会

1 する小委員会 この章の規定を効果的に実施し、 (以下この条において「小委員会」という。 及び運用するため、 両締約国は、)を設置する。 ここに税関手続及び貿易円滑化に関

2 小委員会は、次のことを任務とする。

(a) この章の規定の実施及び運用について検討すること。

(b) この章の規定に関連する分野であって、 両締約国間の貿易を円滑化するために改善されるべきものを

特定すること。

- (c) 委員会に対し小委員会の所見を報告すること。
- (d) 両締約国間に生ずる意見の相違を解決するため、 関税分類に関する問題について協議すること。

注釈 当該問題がこの他に規定する協議において解決されない場合には、 当該問題は、 関税協力理 事

会の統一システム委員会に付託されるものとする。

- (e) 委員会が委任するその他の任務を遂行すること。
- 3 小委員会は、両締約国政府の職員から成る。

小委員会は、 両締; 約 国が合意する時期及び場所において又は手段によって会合を開催する。

第五章 衛生植物検疫措置

4

第八十六条 適用範囲

この章の規定は、 両締 約国 間 の物品 の貿易に直接又は間接に影響を及ぼす可能性がある両締約国の全ての

衛生植物検疫措置であって、 世界貿易機関設立協定附属書一 A衛生植物検疫措置の適用に関する協定 (以 下

衛生植物検疫措置 の適用に関する協定」という。) に基づくものについて適用する。

第八十七条 権利及び義務の再確認

両締約国は、 衛生植物検疫措置の適用に関する協定に基づく衛生植物検疫措置に関する権利及び義務を再

確 認する。

第八十八条 照会所

方の締約国は、 衛生植物検疫措置に関する他方の締約国からの全ての妥当な照会に応ずることができ、

及び適当な場合には関連する情報を提供することができる照会所を指定する。

第八十九条 衛生植物検疫措置に関する小委員会

1 この章の規定を効果的に実施し、 及び運用するため、 両締約国は、 ここに衛生植物検疫措置に関する小

2 小委員会は、 次のことを任務とする。

委員会(以下この条において

「小委員会」という。

を設置する。

- (a) この章 の規定の実施及び運用について検討すること。
- (b) おける衛生植物検疫に係る事件の発生、 各締約国 の衛生植物検疫措置 (行政手続を含む。)についての相互理解を向上させるため、 両締; 約国 の衛生植物検疫に関する規制及び基準の変更又は導 両 締 約国

に

入その他の事項 (両締約国間の物品の貿易に直接又は間接に影響を及ぼす可能性があるものに限る。)

について情報を交換すること。

- (c) 方の締約国によって認められた衛生植物検疫に関する潜在的な危険についての情報を他方の締約国
- に通報すること。
- (d) 衛生植物検疫措置の適用から生ずることがある両締約国間の特定の問題を明らかにし、及び当該問題
- に取り組むため、科学に立脚した技術的な協議を行うこと。
- (e) 衛生植物検疫措置に関する国際的な場における両締約国間 「の協同の努力について協議すること。
- (f) 各締約国 の予算上 の資金の利用可能性及び関係法令に従うことを条件とした衛生植物検疫措置に関す

<u>ځ</u> 。

る

両締:

約

国間

の技術的

な協力

(能力の開発、

技術援助及び専門家の交流を含む。)について討議するこ

- (g) 委員会が委任するその他の任務を遂行すること。
- 3 小委員会は、 討議される問題に関連する必要な専門知識を有する両締約国政府の職員から成る。
- 4 小委員会は、 両締約国が合意する時期及び場所において又は手段によって会合を開催する。
- 5 この条の規定の適用上、 小委員会は、次のものによって調整される。

- (a) 日本国については、外務省又はその後継機関
- (b) ペルーについては、通商観光省又はその後継機関

第六章 強制規格、任意規格及び適合性評価手続

第九十条 適用範囲

1 的 $\sum_{}$ 障 の章 害に関する協定」という。) の規定は、 世界貿易機関設立協定附属 に定義する強 書一 制 規 A貿易の技術的障 格、 任意規格及び 適合性評価手続であって、 害に関する協定 (以 下 「貿易の 両 締 技術 約国

間 \mathcal{O} 物 品 の貿易に影響を及ぼす可能 性があるものについ て適用する。

- 2 ک の章 \mathcal{O} 規定 は、 次 \bigcirc ŧ のに うい 7 は、 適 用 L な
- (a) 政府機関が自らの生産又は消費の必要上作成する購入仕様
- (b) 衛生植: 物 検疫措 置 の適 用 に関する協定附属書Aに定義する衛生植物検疫措

第九十一条 目的

この章の目的は、次のとおりとする。

(a) 貿易の 技術的障害に関する協定の実施 の改善を通じ、 両締: 約 国間の貿易を増大し、 及び促進するこ

٢

(b) 強制規格、 任意規格及び適合性評価手続が貿易に不必要な障害をもたらすことのないようにすること

を確保すること。

(c) 両締約国間の協力を促進すること。

第九十二条 定義

この章の規定 の適用上、 貿易の技術的障害に関する協定附属書一に定める用語及び定義を適用する。

第九十三条 権利及び義務の再確認

両締: 約国 は、 貿易の技術的 障害に関する協定に基づく強制規格、 任意規格及び適合性評価手続に関する権

利及び義務を再確認する。

第九十四条 国際標準

1 各締約国は、 貿易の技術的障害に関する協定2.及び5.の規定が定める範囲内で、 関連する国際規格及び

指針 又は勧告を自国 の強制規格及び適合性評価手続の基礎として用いる。

2 方の締約国は、 国際標準化の活動において、 自国 の国内標準化機関が他方の締約国の関連する国内標

準化機関と協力するよう奨励する。 その協力は、 両締約国が構成員である地域標準化機関又は国際標準化

機関において行うことができる。

第九十五条 強制規格

1 方の締約 国 は、 他 上方の締: 約 玉 の強制規格が自国 の強制規格と異なる場合であっても、 他方の締 約国 $\overline{\mathcal{O}}$

強制規格を同等なものとして受け入れることに積極的な考慮を払う。 ただし、 他方の締約 国 \mathcal{O} 強 制 規 格 が

方 の締 約 国 の強制規格の目的を十分に達成することを一方の締約国が認めることを条件とする。

2 方の締? 約 国 は、 他 三方の締: 約 国 の強制規格を自国 の強制規格と同等なものとして受け入れないことを決

定する場合には、 他方の締 約国 |の要請 に応じ、 その決定に うい て説明する。

3 方の締? 約 国 が 他方 の締: 約 玉 の強制規格と類似 の強制規格を作成することに関心を有する場合には、 他

方の締約 玉 は、 方の締約 国 の要請に応じ、 自国 \mathcal{O} 強制 規格の作成に当たって利用 ľ た関 連 の情報 (研究

及び文書を含む。 第九十六条 ただし、 適合性 秘密 評 価 の情報を除く。) を実行可能な範囲内で提供する。

1 両締約国は、 一方の締約国が他方の締約国において行われた適合性評価手続の結果を受け入れることを

場合には、 促進するための広範な仕組 自 国 の区域内にお みが存在することを認識する。 いて用いられている当該仕組 みの範 一方の締約国 囲に関する情報を提供する は、 他方の締 約国 の要請が あった

2 場合には、 をとることができるようにその決定の理由につい 方の締約 他方の締約 国は、 他 国 方の締約国において行われた適合性評価手続の結果を受け入れないことを決定する 一の要請に応じ、 かつ、 自国 て説明する。 の法令に従い、 他方の締 約国 が適当なときに是正 手段

3 でな 定、 性 は を評価 方の締? い条件 指定又は 自 国 価するもの \mathcal{O} 約国 で、 区 一域に 承認を行うが、 は、 他 0 お 方 認定、 可能な場合には、 け 0 締 る機 約 指定又は 関 国におけ 他 であっ 方のは 締 承認を拒 · て特· る適合性 自 約 国に 国 定 \mathcal{O} 0) 否する場合には、 区域内における適合性評 おける機関であって当該 強 評 制 価 規格 機関を認定し、 又は任 意規格に 他方の締 指定、 強制 価 つい Ļ 約国 機 規格又は 関に与えられる条件より て適合性を評価 又は承認する。 の要請に応じ、 任意規格に その拒 する 方の . つ い Ł Ł 否の て適 締 \mathcal{O} 不 約 \mathcal{O} 利 理 認 合 玉

 \mathcal{O} 区域において承認する取決めを締結するための交渉を開始することについて他方の締約 方の 締 約 国 は、 他 方の締約 国に おいて適合性評価機関によって行われた適合性評価 手続の結果を自国 国 か ら要請を受

4

由

に

ついて説

明する。

けた場合において、 当該要請を拒否することを決定したときは、 他方の締約国に対し、 その決定の理由に

ついて説明する。

第九十七条 透明性

1 方の締約 玉 は、 貿易の技術的障害に関する協定に基づく世界貿易機関の事務局への通報と同時に、 貿

易の 技術的 障 害に関する協定第十条の規定に従って設けられた他方の締約国 の照会所に対し、 電子的 な手

段により、次のものに係る通報を行う。

- (a) 自国の強制規格案及び適合性評価手続案
- (b) に 安全上、 対処するために制定され 健康上、 環境の保全上又は国家の安全保障上生じている又は生ずるおそれがある緊急の た自国 \mathcal{O} 強制規格 及び適合性評価手続 間 題
- 2 英語版テキストを掲載するウェブサイトのアドレ 方の締 約 国による強制規格及び適合性評 価 手続に係る通報には、 スについての情報又は他 当該強制規格及び適合性 方 の締約 国 |の要請 が 評価 あった場合 手続の

写しに代えて主要な要件を含む当該強制規格及び適合性評価手続の英語の要約を含めることとする。 には当該英語版テキストの写しを可能であれば含めることとする。 当該写しが長大である場合には、 当該

3 後、 る。 生ずるおそれがある場合を除くほ 両締約国は、 いずれ 公衆及び他方の締約国 の締約国 安全上、 ŧ 健康上、 意見の提出 |が書| 面による意見を提出するために少なくとも六十日間 か、 環境の保全上又は国家の安全保障上の緊急の問題が生じている場合又は 期間 方の締約国による強制規格案及び適合性評価手続案に係る通 の延長についての合理的な要請に対して積極的な考慮を払う。 の期間を置くよう努め 報報 \mathcal{O}

4 制規格又は適合性評 方の締 約 国 は、 価 他方の締 手 続 \mathcal{O} 目 約 的 国 及び必要性に関する情報を提供する。 の要請があった場合には、 自国 が 制定した又は制定しようとしている強

5 ウ 日 .の期間. 各締 エ ブサ 約 内に公式のウェブサイトの一覧表を交換し、 国 イトにおい 上は、 制定された全ての て入手できることを確保するよう努める。 強制規格及び適合性評 適当な場合には、 [価手 続が 両締 ·無料 約国 0 当 該 は、 か この協定 覧表 つ、 の修正 公に利用可能 の効力 を交換する。 発生 な公式 から六十 \mathcal{O}

6 産品 方の締 を入港の際に留置する場合には、 約 国は、 強制規格を遵守していないことが認められたことにより他方の 当該産品の留置の理由について輸入者に直ちに通報するよう努め 締 約国 か ら輸出された

第九十八条 技術協力

る。

両締約国は、 特に次の目的のため、 協力及び技術援助を相互に提供することに可能な限り積極的な考慮を

払う。

- (a) この章の規定の実施を奨励すること。
- (b) 貿易の技術的障害に関する協定の実施を奨励すること。
- (c) 人的 資源 の形成及び訓練を含め、 標準化、 強制規格及び適合性評価手続に関連する機関を強化するこ

لح

(d) 標準化及び適合性評価の分野において国際機関における協力を増進すること。

第九 十九条 強制規 格、 任意規格及び適合性評価手続に関する小委員会

両 一締約国は、 ここに強制規格、 任意規格及び適合性評価手続に関する小委員会 (以下この条にお いて

「小委員会」という。)を設置する。

1

- 2 小委員会は、次のことを任務とする。
- (a) この章の規定の実施及び運用について監視を行うこと。
- (b) この章の規定及び貿易の技術的障害に関する協定に基づく強制規格、 任意規格及び適合性評価手続の

作成、 制定又は適用に関し、 締約国が提起した問題に速やかに取り組むこと。

- (c) 強制規格、 任意規格及び適合性評価手続の作成及び改善において協力を強化すること。
- (d) 強制規格、 任意規格及び適合性評価手続に関する情報の交換を行うこと。
- (e) 会 の下での進展に照らしてこの章の規定を検討し、 貿易の技術的障害に関する協定第十三条の規定に基づいて設置された貿易の技術的障害に関する委員 必要な場合には、この章の改正についての勧告を作

成すること。

- (f) 適当と認める場合には、 委員会に対しこの章の規定の実施及び運用に関する報告を行うこと。
- (g) こと。 この章 の目的を達成するために必要な場合には、 特定の問題又は分野を扱う特別作業部会を設置する
- (h) に関する情報の交換を行うこと。 強制規格、 任意規格及び適合性評価手続に関する活動に従事する地域的な場及び多国間 の場での活動
- (i) この章の規定及び貿易の技術的障害に関する協定の実施並びに両締約国間の貿易の促進に資すると両

締約国が考える措置をとること。

- (j) 委員会が委任するその他の任務を遂行すること。
- 3 小委員会は、両締約国政府の職員から成る。
- 4 小委員会は、 両締約国が合意する時期及び場所において又は手段によって会合を開催する。
- 5 この条の規定の適用上、小委員会は、 次のものによって調整される。
- (a) 日本国については、外務省又はその後継機関
- 6 (b) 5に規定する当局は、 ペルーについては、 自国 通商観光省又はその後継 の区域内における関連する機関及び者の間 機関 の調整を行うこと並びに必要に応

じて当該機関及び者の招集を確保することについて責任を負う。

第百条 情報の交換

方の締約国がこの章 の規定に従って要請する情報及び説明は、 両締約国が合意する合理的な期間内 可

能な場合には六十日以内)に、 印刷物で又は電子的に、 他方の締約国によって提供される。

第七章

国境を越えるサービスの貿易

第百一条 適用範囲

- 1 による国境を越えるサービスの貿易に影響を及ぼすものについて適用する。 この章の規定は、 一方の締約国が採用し、 又は維持する措置であって、 他方の締約国のサー 当該措置には、 次のものを含 ビス提供者
- (a) サービスの提供に影響を及ぼす措置

む。

(b) サ ピ ス の購入若しくは利用又はサー ビスに対する支払に影響を及ぼす 措置

(c)

サ

Ė

ス

の提供に関連して、

公衆一

般に提供されるサービス

(流通、

運送並

びに

· 電

党 気通

信網

及び

電気

通 信サー ピ スを含む。)へのアクセス及び当該サー - ビス の利用に影響を及ぼ はす措置

- (d) 方 \mathcal{O} 締 約国 \mathcal{O} 区域内に おける他 方の締約国 0 サー Ė ス提供者 の存在に影響を及ぼす措置
- (e) サ ピ ス の提供 を行うための条件として債権その 他 0 形式による金銭上の保証 を提供することに影響
- 2 この章の規定は、次のものについては、適用しない。

を及ぼす措置

(a) 及ぼす措置又は運輸権の行使に直接関係するサービスに影響を及ぼす措置。 航空運送サ ĺ ビスに関し、 運輸 権 (V) かなる方法で与えられるものであるかを問わない。) ただし、次に掲げる事項に に影響を

影響を及ぼすものを除く。

- (i) 航空機の修理及び保守のサービス
- ⑪ 航空運送サービスの販売及びマーケティング
- 回 コンピュータ予約システムのサービス
- (b) 第百四十四条に定義する政府調達

3 第百三条、 第百六条、 第百十条及び第百十一 条の規定は、 対象投資財産によるサー ビスの提供に影響を

及ぼす締約国の措置についても適用する。

注釈

両締

約国

は、

こ の 章

第十八条 $\widehat{}$ 方の締約国と他方の締約 国 の投資家との間の投資紛争の解決) \mathcal{O} 規定の 対象とはなら

(この3の規定及びこの章の附属書を含む。)

のい

かなる規定も、

投資協定

ないことを了解する。

4 ではなく、また、 1 この章の規定は、 て永続的に雇用される他方の締約 雇用市場への進出又は雇用に関し、 方の締約 国の雇用市場への進出を求める他方の締約国 玉 の国民に関し、 当該国民に対し、いかなる権利をも与えるものでは 方の締約国に対し、 7 の国民又は一方の締約国にお かなる義務をも課するもの

ない。

5 この章の規定は、 政府の権限の行使として提供されるサービスについては、適用しない。 かつ、一又は二以上のサー 政府の権限の

商業的な原則に基づかず、

ビス提供者と

の競争を行うことなく提供されるサービスをいう。

行使として提供されるサービスとは、

金融サービスの貿易に影響を及ぼす締約国

の措置に関し、

この章

(適用範囲及び定義を含

む。)及び投資協定の補足規定を定める。

6

附属書七は、

注 釈 こ の 6 の規定 の適 用上、 「金融サー ビスの貿易」 とは、 附属書七第二条1ffに定義する金融サ

ビスの貿易をいう。

第百二条 定義

1 この章の規定の適用上、

(a) その一部に対して行われる活動をいい、 「航空機の修理及び保守のサービス」とは、 いわゆるライン・メンテナンスを含まない。 航空機がサービスを提供していない間に当該航空機又は

(b) 「コンピュータ予約システムのサービス」とは、航空機の発着予定、空席状況、 運賃及び運賃規則に

関する情報が組み込まれたコンピュータ・システムを通じて予約を受け付け、 又は発券を行うことによ

n ^提供するサービスをいう。

(c) の協定の効力発生の日に存在しているもの又はその後に設立され、 「対象投資財産」 とは、一方の締約国の区域内にある他方の締約国の投資家の投資財産であって、こ 取得され、若しくは拡張されるもの

(d)

国

境を越えるサービスの貿易」

又は

「国境を越えるサービスの提供」

とは、

次の態様

のサー

-ビスの

を

いう。

提 供をいう。

(i) 方 ?の締約| 国 の区域か ら他方の締約国 |の区域 ^ (T) サー -ビス の提供

(ii) 方のは 締 約 玉 \mathcal{O} 区 域内 に おけるサー E スの提供であって、 方の締: 約 国 一の者により他方の締 約国 の

者に対して行わ

ħ

るも

(iii) 方の締約 国 \mathcal{O} 国民によるサービスの提供であって、 他方の締約国 の区域内において行わ れるもの

(f) (e) 附属書五第一編三十五を除くほか、 締 約国 の企業」 とは、 締約国 の法律に基づいて設立され、 「現行の」とは、この協定の効力発生の日において効力を有する 又は組織される企業をいう。

117

ことをいう。

- (g) 「締約国が採用し、又は維持する措置」とは、 次の措置をいう。
- (i) 締約国の全ての段階の政府又は機関が採用し、 又は維持する措
- (ii) 非政府 機関が、 締約国 [の全ての段階の政府又は機関によって委任された権限を行使するに当たっ
- (h) 「国民」とは、 採用し、 又は維持する措置 締約国 の法律の下で当該締約国の国民である自然人をいう。
- (i) 自 ス 由に行う機会をいう。 の販売及びマーケティング 「航空運送サー ビスの販売及びマーケティング」とは、 ただし、 (市場調査、 これらの活動には、 広告、 流通その他マー 航空運送サー 関係する航空運送人が自己の航空運送サー ケティングの全ての側面を含む。 ビスの価 格の決定及びサービスに適 を
- (j) 注釈 「サービス提供者」とは、 企業がサービスを直接ではなく、支店、 サービスを提供し、 代表事務所その他の対象投資財産を通じて提供し、又 又は提供しようとする者をいう。

は提供しようとする場合には、サービス提供者(すなわち、

当該企業)に対し、この章の規定に

用される条件を含まない。

約国 は、 基づいてサービス提供者に与えられる待遇が当該対象投資財産を通じて与えられる。 の区域外に所在する当該サービス提供者の部分に及ぼされる必要はない。 当該対象投資財産に及ぼされるものとし、 サービスが提供され、又は提供されようとする締 当該待遇

- (k) 「サービスの提供」には、 サービスの生産、 流通、 マーケティング、 販売及び納入を含む。
- (1) 力、 は はその上空において、 不定期 「運 運賃及びその条件並 輸 権」 の航空運送サー とは、 いずれかの締約国内の地点を出発地若しくは目的地として又は当該締約国内若しく 運航 F. びに数、 Ĺ スに係る権利 又は有償若しくは貸切りで旅客、 所有、 支配その他の航空企業を指定するため (運航地点、 運営路線、 貨物若しくは郵便物を運送する定期又 運送するもの の基準を含む。) 0 種 類、 提供する輸送 をい
- 2 この章の規定の適用上、

う。

- (a) を受益者として所有する場合をいう。 企業が いずれかの者によって「所有」されるとは、 当該者が当該企業の五十パーセントを超える持分
- (b) 企業がいずれかの者によって「支配」されるとは、 当該者が当該企業の役員の過半数を指名し、又は

当該企業の活動につき法的に指示する権限を有する場合をいう。

第百三条 補助金

1 方の締約国は、 サービス貿易一般協定に基づく自国の特定の約束の対象となるサービスの貿易に対し

て著しい影響を及ぼす新たな補助金又は贈与の導入を速やかに、 かつ、少なくとも毎年、 他方の締 約国に

通報する。

2 他 上方の締: 約 玉 |の補助・ 金又は贈与によって悪影響を受けていると認める一方の締約国 は、 他方の 締 約 国に

対 その問 題に ついて協議を行うよう要請することができる。 他方の締約国 は、 その要請に対 L 好意的

な考慮を払う。

注釈 この章に規定する 「協議」とは、 第二百八条の規定に基づく協議を意味しない。

3 両締約国は、 サービス貿易一 般協定第十五条1に規定する交渉又は他の多数国 間 の場で行われる類似の

交渉であって両締約国が参加するものの結果が両締約国について効力を生ずる場合には、 それらの交渉に

おいて合意される規律を適当なときにこの章の規定に組み込むため、それらの交渉の結果について共同で

検討する。

第百四条 内国民待遇

方 の締約国は、 他方の締約国 「のサービス及びサービス提供者に対し、 同様の状況において自国のサー Ė

ス及びサー ビス提供者に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

注釈

この条のいかなる規定も、

のものでないことにより生ずる競争上の固有の不利益を補償することを要求するものと解してはなら

いずれかの締約国に対し、関連するサービス又はサービス提供者が自国

ない。

第百 五条 最恵国待遇

方の締約国 は 他 方の締約国 のサー ビス及びサー ビス提供者に対し、 同様の状況において第三国のサ

ピ ス及びサー ピ ス提供者に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

第百六条 市場アクセス

1 ずれ の締約国 <u></u> 小地: 域を単位とするか自国の区域の全体を単位とするかを問わず、 次の措置を維持

又は採用してはならない

(a) サービス提供者の数の制限 (数量割当て、 独占、 排他的なサービス提供者又は経済上の需要を考慮す

るとの要件のいずれによるものであるかを問わない。)

(b) サ ピ スの取引総額又は資産総額 の制限 (数量割当てによるもの又は経済上の需要を考慮するとの要

件によるもの)

(c) サー ビスの事業の総数又は指定された数量単位によって表示されたサー ビスの総産出量の制限 (数量

割当てによるもの又は経済上の需要を考慮するとの要件によるもの)

注釈 この (c)に規定する制限には、 サービスの提供のための投入を制限する締約国 の措置を含まな

\ <u>`</u>

(d) サ ĺ 特定 ピ ス \mathcal{O} サ の提供に必要であり、 ビスの分野にお いて雇用され、 か つ、 当該提供に直接関係するもの 又はサー ビス提供者が雇用する自然人であって、 の総数 の制限 (数量割当てによるも 特 定 \mathcal{O}

 \mathcal{O} 又は経済上の需要を考慮するとの要件によるもの)

定の事業体について特定の形態を制限し、又は要求する措置

(e)

サ

ビス提供者が合弁企業その他

この法定

の事業体を通じてサービスを提供する場合において、

当該法

第百七条 現地における拠点

いずれの一方の締約国も、 他方の締約国のサービス提供者に対し、 国境を越えるサービスの提供を行うた

めの条件として、 自国 の区域内に代表事務所、 支店若しくは何らか の形態の企業を設立し、 若しくは 維持

Ļ 又は居住することを求めてはならない。

第百 八条 適合しない措置

第百四 条から前条までの規定は、 次の ものに つい ては、

適用

しない。

 \mathcal{O}

1

(a) これらの規定に適合し な 11 現 行 \mathcal{O} 措置 であって、 次に掲げるも

(i) 日本国に 0 7 て は

(A)

中央政

府

又は

都道

府県により維

持され、

附属

書五

第

編

の自国

の表に記載する措置

(B)

都道 府県以 外 0) 地 方 政 府により 維持 され る措 置

(ii) <u>~</u>° ルー については

(A) 中央政府 又は地域 政府により維持され、 附属書五第二編 の自国 の表に記載する措置

(B) 地方政府により維持される措置

(b) (a)に規定する措置 の継続又は即 時 の更新

(c) (a)に規定する措置 一の改正又は修正 (当該改正又は修正の直前における当該措置と第百四条から前条ま

での規定との適合性の水準を低下させない範囲に限る。

2 第百四条から前条までの規定は、 附属書六の自国の表に記載する分野、 小分野又は活動に関して締約国

が採用し、又は維持する措置については、適用しない。

第百九条 通報

1 方の: 締 約 国 は、 前 条 1 (c)の規定に従 1 附属書五 の自 国 \mathcal{O} 表に記載する現行の適合しない措置を改正

報する。

又は修正する場合には、

その改正又はその修正に

. つ い

て、

他方の締約国に対しできる限り速や

2 する新たな措置を採用する場合には、 方の締? 約国は、 この協定の効力発生の後に附属書六の自 当該措置につい て、 他方の締約国に対し可能な範囲内で通報する。 国 の表に記載する分野、 小分野又は活動 に関

第百十条 透明性

各締約国は、第一章の規定を実施するほか、次のことを行う。

(a) この章の規定の対象となる事項に関連する規制に関し、 利害関係者からの照会に可能な範囲内で応ず

か

. に 通

るよう努めること。

(b) この章の規定の対象となる事項に関連する規制を制定する場合には、当該規制の案に関する公衆から

受領した意見及び当該意見に対する検討結果を可能な範囲内で公表すること。

注釈

締約国は、

当該意見及び当該意見に対する検討結果を取りまとめ、及び最終的な規制を定める

文書とは別の文書において当該意見及び当該検討結果を公表することができる。

第百十一条 国内規制

1 締 約国 の権限のある当局は サービスの提供のために自国による許可が必要な場合には、 自国 の法令に

基づき完全であると認められる申請が提出された後合理的な期間内に、 当該申請に関する決定を申 -請者に

通知する。 当該締約国 の権限のある当局は、 申請 者の要請があった場合には、 当該申請の 処 理状況に関 す

る情報を不当に遅滞することなく提供する。

2 方の締約国は、 他方の締約国のサービス提供者に対する資格要件、 資格の審査に係る手続、 技術上の

基準及び免許要件に関連する措置であって、サービス分野において一方の締約国が採用し、 ものがサービスの貿易に対する不必要な障害とならないことを確保するため、 当該措置が次の基準に適合 又は維持する

することを確保する。

- (a) 客観的なかつ透明性のある基準 (例えば、サービスを提供する能力) に基づくこと。
- (b) サー ビスの質を確保するために必要である以上に大きな負担とならないこと。
- (c) の規定は、 免許の手続については、それ自体がサービスの提供に対する制限とならないこと。

締約国がサービス貿易一般協定に基づく自国の特定の約束に係る表において特定の約束を

3

2

行った分野に ついてのみ、 当該締約国を拘束する。 2の規定は、 締約国がサー ビス貿易一般協定に基づく

自国 の特定 の約束に係る表におい て特定の約束を行わなかった分野について、 可能な範囲 内で適用する。

注 釈 る表にお この 3 0 いて特定された関連するサービスの一若しくは二以上又は全ての小分野をいう。 規定 の適用・ Ę 「分野」 とは、 サー ビス貿易一般協定に基づく締約国 $\overline{\mathcal{O}}$ 特定の 約 東に · 係

両締 約国は、 サービス貿易一 般協定第六条4の規定に従い、 必要な規律の作成に関する双方の誓約を確

4

認する。 両 締 約国 は、 当該規律が世界貿易機関 \mathcal{O} 加盟国によって採択される範囲 内において、 適当な場合

に当該規律をこの章の規定に組み込むため、 当該規律について共同で検討する。

第百十二条 承認

1 他の方法により行うことができるものとし、 された要件又は与えられた免許若しくは資格証明を承認することができる。 適用する上で、また、 締約国は、 サービス提供者に対し許可、 4に規定する義務に従い、 免許又は資格証明を与えるための自国 関係国との協定若しくは取決めに基づいて、 いずれかの国において得られた教育若しくは経験、 その承認は、 の基準の全部又は 措置 又は自主的 \mathcal{O} 調 和その 部を に、 満た

行うことができる。

2 若しくは経験、 認する場合には、 くは資格 方の締 証 開を、 約 国が、 満たされた要件又は与えられた免許若しくは資格証明を承認することを求めるもの 第百五条 方 第三国において得られた教育若しくは経験、 の締約国と当該第三国との間の協定若しくは取決めに基づい \mathcal{O} 7 かなる規定も、 方の 締約国に対し、 満たされた要件又は与えられた免許若し 他方の締約 国に て、 お 又は自 į١ て得られた教育 主的 と解り に、 承

は取決めへの自国 か 将 2に規定する協定又は取決めの当事者である一方の締約国は、 来のものであるかを問 の加入について交渉し、又はこれと同等の協定若しくは取決めについて交渉するための わず、 他方の締約国が関心を有する場合には、 当該協定又は取決めが現行のものである 他方の締約国 が当該協定若しく

3

てはならない。

約国において得られた教育若しくは経験、 機会を十分に与える。 れるべきか否かについて意見を表明するための機会を十分に与える。 一方の締約国は、 承認を自主的に与える場合には、 満たされた要件又は与えられた免許若しくは資格 他方の締約国に対し、 証 明も 他方の締 承認さ

4 態様で承認を行ってはならな るに当たり、 1 ずれの締 国の間を差別する手段又は国境を越えるサービスの貿易に対する偽装した制限となるような 約国も、 サービス提供者に対し許可、 免許又は資格証明を与えるための自国 の基準を適用す

第百十三条 支払及び資金の移転

- 1 えるサー 各 締約国 ド は、 スの提供に関連するものが、 自国 \mathcal{O} X 域 に 向 け た又は自国 自由 に、 |の区域 か から つ、 遅滞なく行われることを認め の全ての資金の移転及び支払であって、 る。 国境を越
- 2 移転又は支払 各締約 国は、 の時点の市場における為替相場で行われることを認め 国境、 を越えるサービスの提供に関連する資金の移転及び支払が、 Ź. 自 由 利 用 可能通貨により
- 3 する場合には、 1及び2の規定に 資金の移転又は支払を妨げ、 カ かわらず、 締約国は、 又は遅らせることができる。 次の事項に関する自国 の法律を衡平、 無差別かつ誠実に適用

- (a) 破産、支払不能又は債権者の権利の保護
- (b) 証券、先物、オプション又は派生商品の発行、交換又は取引()
- (c) 法の執行 又は金融規制当局を支援するために必要な場合には、 資金の移転に関する財務報告又は記録

の保存

(d) 刑事犯罪

4

(e) 司法上又は行政上の手続における命令又は判決の履行の確保

の章 \dot{O} 1 か なる規定も、 国際通貨基金協定に適合する為替の 利用を含め、 同協定に基づく国際通貨基

金 \mathcal{O} 加 盟国としての 両締約国 の権利及び義務に影響を及ぼすものでは ない。 ただし、 締約 国 は、 第十三条

際通貨基金の要請による場合を除くほ

か、

0)

章の

規定に基づく義務であって

資本取引に関するものに反するような制限を資本取引に課してはならない。

第百十四条 実施

の規定に基づく場合又は国

両 締 約国は、 第十四条 の規定に基づいて設置する委員会の枠内において、 この章の規定の実施を検討し、

及び国境を越えるサー ビスの貿易に影響を及ぼす相互に関心を有するその他の事項を検討するために協 議を

第百十五条 利益の否認

1 によって所有され、 方の締約国は、 又は支配されていると認め、 他 |方の締約国の企業であって他方の締約国のサービス提供者であるものが第三国の者 かつ、 次のいずれかの場合に該当するときは、 当該

ビス提供者に対し、 この章の規定による利益を否認することができる。

(a) 一方の締約国が当該第三国と外交関係を有していない場合

(b) 当該第三国に関する措置であって、 当該他方の締約国 0 企業との取引を禁止するもの 又は当該 他 方の

置 を阻害することとなるものを一 方の締約 国が採用し、 又は維持する場合

の企業に対してこの章の規定による利益を与えることにより当該措置に違反し、

締

約国

2 方の締 約国は、 他方の締約 国の企業であって他方の締 約国 一のサ ビス提供者であるものが第三国 一の者

によって所有され、 又は支配されており、 カゝ つ、 当該サー ビス提供者が他方の締約国 の区域内におい て実

質的な事業活動を行っていない場合には、 事前 の通報及び協議を行うことを条件として、 当該サービス提

供者に対し、この章の規定による利益を否認することができる。

若しくは当該措

第八章 電気通信サービス

第百十六条 適用範囲

- 1 この章の規定は、次の措置について適用する。
- (a) のアクセス並びにそれらの利用に関するもの 締約国が採用し、又は維持する措置であって公衆電気通信の伝送網及び公衆電気通信の伝送サービス
- (b) 締約国が採用し、 又は維持する措置であって公衆電気通信の伝送網及び公衆電気通信の伝送サービス

の提供者の義務に関するもの

(c) 締約国 が採用し、 又は維持するその他の措置であって公衆電気通信の伝送網及び公衆電気通信の伝送

サービスに関するもの

- 2 第百二十五条及び第百三十一条の規定は、 電気通信サービスについても適用する。
- 3 含む。)に影響を及ぼす締約国の措置については、 この章の規定は、 自国の法令に規定する放送サービス 適用しない。 (ラジオ番組及びテレビジョン番組 の有線放送を
- 4 この章のいかなる規定も、 次の包若しくは心に規定することを要求し、又は心に規定することを妨げる

ものと解してはならない。

- (a) 建設し、取得し、賃貸し、運用し、 方の締約国が、 他方の締約国 のサービス提供者に対し、電気通信の伝送網又は伝送サービスを設置 又は提供することを許可すること。ただし、この協定におい て
- (b) 締約国が公衆一般に提供されない電気通信の伝送網若しくは伝送サービスを設置し、 賃貸し、 運用し、 若しくは提供すること又は締約国がそれらを自国の管轄の下にあるサービ 建設し、 ス提: 取 得 供

許可につき明示的に定める場合を除く。

者に義務付けること。

(c)

締約国

が、

企業内通信のための伝送網の運営者に対し、

公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信

の伝

送サービスを第三者に提供するために当該運営者の当該伝送網を使用することを禁止すること。

第百十七条 定義

この章の規定の適用上

(a) た、異なる設備又はサービスに対して異なる原価算定方式を用いることができる。 「原価 に照らして定められる」とは、 原価に基づくことをいい、合理的な利潤を含むことができ、ま

- (b) 加 入者(公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サー 「最終利用者」とは、 公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスの最終的な消費者又は ビスの提供者以外のサービス提供者を含
- (c) 「不可欠な設備」 とは、 次のíi及びíiiの要件を満たす公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送
- サ ĺ ビスに係る設備をいう。

(i)

単一

又は限られ

た数のサー

ビス提供者によって専ら又は主として提供されていること。

む。

)をいう。

- (ii) サー ピ スの提供において代替されることが経済的又は技術的に実行可能でないこと。
- (d) されるために割り当てられたものをいう。 専 用回 [線] とは、 二以上 の指定される地点 の間 [の電] 気通信設備であって、 特定 の利 用者の 利 用 に
- (e) に お 「主要なサービス提供者」 いて (価格及び供給に関する) とは、 参加 次のいずれかの結果として、 の条件に著しく影響を及ぼす能力を有するサービス提供者をい 基本電気通信サー ビスの 関 運する市場
- (i) 不可欠な設備の管理

う。

供

(ii) 当該市場における自己の地位 一の利用

注 釈 1 ペルーについては、 固定加入者回線の八十パーセント以上を地方において運用している地方

の電話会社は、 主要なサービス提供者とみなさない。

注 釈 2

この章の規定の適用上、

基本電気通信サービスには、

公衆一般に提供されない電気通信サー

ビス及び付. 加価値 サー ビスを含まない。 各締 約国は、 自国の区域内におけるいずれの電気通信

サ ĺ ・ビスが ?付加! 価 値サービスであるかを分類することができる。

(f) 「差別的でない」 とは、 同 様 の状況におい て同種の公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信 の伝送

(g) 「公衆電気通 信 の伝送網」 とは、 伝送網の定められた終端地点の間 での電気通信を可能とする公衆電

気通信の基盤をいう。

サ

・ビス

0

他

の利用者に与えられる待遇よりも不利でない待遇を

いう。

(h)

あ 求 つて、 している電気通信の伝送サービスをいい、 「公衆電気通信の伝送サービス」とは、 当該地点の終端において当該情報の形態又は内容に変更を伴わないものを含む。 締約国が公衆一般に提供されることを明示的に又は事実上要 典型的には、二以上の地点の間で顧客が提供する情報で 当該伝送サー

ビスには、特に、電信、電話、テレックス及びデータ伝送を含む。

- (i) 「電気通信」とは、光通信を含む電磁的手段による信号の送信及び受信をいう。
- (j) 「電気通信規制機関」とは、 電気通信の規制について責任を有する機関をいう。
- (k) 「利用者」 とは、 公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスの消費者、 加入者又は提供

者をいう。

第百十八条 アクセス及び利用

1

で適時に公衆電気通 方の締約 国 は、 信 他 三方の締: の伝送網及び公衆電気通信の伝送サー 約国 lのサー ビス提供者が透明性のある、 ビス \sim 0 アクセ 合理的な、 ス並びにそれら かつ、 差別的 $\overline{\mathcal{O}}$ 利用 でない条件 を 認め

られることを確保する。 その義務は、 特に、 2から6までの規定を通じて履行する。

2 \mathcal{O} 国境を越えて提供される公衆電気通信の伝送網及び公衆電気通信の伝送サービス 方の締約国は、 他方の締約国のサー ビス提供者について、 方の締約国内において又は (それらには、 一方の締 専用回 約国

線を含む。)へのアクセス並びにそれらの利用を確保するものとし、 このため、 5及び6の規定に従い

当該サービス提供者が次のことについて許可されることを確保する。

- (a) 提供に必要なものを購入し、 当該サービス提供者が当該公衆電気通信の伝送網に接続される端末その他の機器であってサービスの 又は賃借し、 及び接続すること。
- (b) 当該サ ビス提供者が専用回線又は自営回線を公衆電気通信 の伝送網及び公衆電気通信の伝送サービ

スと又は 他 このサー ビス提供者 の専用回線若しくは自営回線と相互に接続すること。

(c) 当該サー ビス提供者がサ ĺ ビスの提供に当たり、 自己 の選択する運 用 \mathcal{O} プロ トコ ル 電 気通信の伝送

網 及び伝送サ ビスを公衆 般にとって利用可能とすることを確保するために必要なプ 口 1 . Э ル 以 外の

ŧ \bigcirc を利用すること。

(d) デー タの変換を行い、 信号を送信 Ļ 及び機能を処理すること。

方の締 約 国 は、 他 方の 締 約 玉 のサ ビス提供者が 国 境 内 の及び国境を越える情報 の移 動 (当該) サー

3

デー

タベースに含まれ、

又は機械による判読

が

可能な他

の形態で蓄積された情報

0

アクセスのために公

ス く提供者 \mathcal{O} 企 業内通信を含む。) 0) ため並びにい ずれ か の締約 国又は世界貿易機 関 \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 加 盟 国に お 7

衆電 気通信 の伝送網及び公衆電気通信 の伝送サ ĺ ビスを利用することができることを確保する。

4 3 の規定にかかわらず、 締約国 は、 次の目的 のために必要な措置をとることができる。 ただし、 当該措

置を、 恣意的若しくは不当な差別の手段となるような態様又はサービスの貿易に対する偽装した制限とな

るような態様で適用しないことを条件とする。

- (a) 通信の安全及び秘密を確保すること。
- (b) 利用者の個人情報を保護すること。

5 各締約国は、 次のいずれかの場合を除くほか、 公衆電気通信の伝送網及び公衆電気通信の伝送サービス

のアクセス並びにそれらの利用に条件が課されないことを確保する。

(a) に、 公衆電気通信 当該提供者の伝送網及び伝送サービスを公衆一般にとって利用可能なものとする能力を確保するた の伝送網及び公衆電気通信の伝送サービスの提供者の公衆サービスとしての責任、 特

めに必要な場合

(b) 公衆電気通信の伝送網及び公衆電気通信の伝送サービスの技術的な統一性を保護するために必要な場

合

6 並びにそれらの利用の条件には、 5に定める基準を満たす場合に、公衆電気通信の伝送網及び公衆電気通信の伝送サービスへのアクセス 次の事項を含むことができる。

- (a) 公衆電気通信の伝送網及び公衆電気通信の伝送サービスと相互に接続するために特定の技術的インタ
- フ エー (インタフェー スのプロトコルを含む。)を利用するとの要件
- (b) る目標の達成を促進するとの要件 必要な場合には、 公衆電気通信の伝送サービスの相互運用性のための要件及び第百三十一条に規定す
- (c) 公衆電気通信の伝送網に接続される端末その他の機器の型式認定及び当該公衆電気通信の伝送網
- (d) 当該機器 専用回線 の接続に関連する技術上の要件 又は自営回線を公衆電気通信 の伝送網及び公衆電気通信の伝送サー ビスと又は他のサー -ビス
- (e) 届出、認可、登録及び免許

提供者

の専用回

線若しくは自営回線と相互

に接続することの

制

限

注釈 お この条の規定は、 いて公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サ 方の締約 国が他方の締約国 のサー ビス提供者に対し、 ビスを提供するために免許、 一方の締約国の区域内に 許可その他 \mathcal{O}

第百十九条 番号ポータビリティ

種類

の承認

の取得を要求することを妨げるものではない。

0)

各締約国は、 自国 の区域内において公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスの提供者が、

技術的に実行可能な範囲内で、 適時に、 カュ つ、 合理的な条件で、 携帯電話のサー ビスその他自国が指定する

サー ビスに番号ポ ータビリティを提供することを確保する。

注釈 この条の規定にかかわらず、ペルーは、番号ポータビリティを提供するに当たり、 経済的実行可能

性を考慮することができる。

第百二十条 競争条件の 確保 のための セー -フガー K

1 各締約国 は、 サ ĺ ピ ス提供者 (単独又は共同 で主要なサー ビス提供者であるものに限る。 が反競争的

行為を行 V, 又は 継続することを防止するために適切な措置を採用し、 及び維持する。

- 2 1 に規定する反競争的行為には、 特に次 の行為を含める。
- (a) 反競争的 な内 部 相 互補助を行うこと。
- (b) 競争者から得た情報について反競争的な結果をもたらすように利用すること。

(c) 電 気通信の伝送サービスの他の提供者がサービスを提供するために必要なものを、 当該他 の提供者が適

不可欠な設備に関する技術的情報及び商業上の関連する情報であって公衆電気通信の伝送網又は公衆

時に利用することができるようにしないこと。

第百二十一条 主要なサービス提供者による待遇

方の締約国は、 自国 「の区域内における主要なサービス提供者が、 他方の締約国の公衆電気通信の伝送網

ビス提供者自体、 及び公衆電気通信の伝送サービスの提供者に対し、 当該主要なサービス提供者の子会社若しくは提携する会社又は提携していない 次の事項について、 同様 の状況において当該主要なサ サー -ビス提

供者に与える待遇よりも不利でない待遇を与えることを確保する。

(b) 相互接続に必要な技術的インタフェースの利用可能性

(a)

同

種

の電気通

信サー

Ė

スの利用

可能性、

提供、

料金又は

品質

注釈 日 本国については、 この条の規定は、 不可欠な設備を管理する主要なサー ビス提供者につい てのみ

適用する。

第百二十二条 再販売

方の締約国は、 自国 \mathcal{O} 区域内における公衆電気通信の伝送サービスの提供者が、 他方の締約国の公衆電

気通信 の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスの提供者による再販売サービスの提供に対し、 不合理又は

差別的な条件又は制限を課さないことを確保する。

第百二十三条 相互接続

1 網及び公衆電気通信の伝送サービスの提供者の設備及び機器に対し、 る接続点に 方の締約国は、 おいても 自国の区域内における主要なサービス提供者が、 相互接続を提供することを確保する。 当該 覧相互: 接続は、 伝送網 他方の締約国の公衆電気通信の伝送 の技術的に実行可能ない 次の 要件を満たすものとす かな

(a) 差別的 でない 条件 (技術上 の基準及び仕様を含む。) 及び料金に基づくこと。

る。

- (b) 当該主要なサー ス 提供 当該 者が提供する品質よりも不利でない品質によって提供されること。 主要なサ ĺ ピ ピ ス提供者の子会社若しくは提携する会社 ス提供者 \mathcal{O} 同 種 \mathcal{O} サ ・ビス、 提携し て の同 1 な 種 7 サ \mathcal{O} サー ビス提供者 ピ スに対して当該主 0 同 種 \mathcal{O} サ 一要なサ Ė ス又は ĺ
- (c) れ 供 た、 のために必要でない伝送網 他方 \mathcal{O} 透明性のある、 締 約国 の公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスの提供者がそのサー かつ、 経済的実行可能性に照らして合理的な条件 の構 成部分又は設備に対して支払をする必要がないように十分に細分化さ (技術上の基準及び仕様を含 Ė ス の提

む。)及び料金 (原価に照らして定められるもの)に基づいて適時に提供されること。

- (d) 要請があった場合には、 利用者の多数に提供されている伝送網の終端地点以外の接続点においても提供されること。 必要となる追加的な設備の建設費を反映する料金が支払われることを条件と
- 2 ビス に関する約款であって、 各締約国は、 の提供者に一般に提供する料金及び条件を含むものを公に利用可能なものとすることを要求する。 自国 の区域内における主要なサービス提供者に対し、 当該主要なサービス提供者が公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サ 接続約款その他の標準的な相互接続
- 3 お 少なくとも次 ける主要なサー 方の締? 約 \mathcal{O} 国 いずれ は、 ビス提供者の設備及び機器と相互接続することができることを確保する。 他 方のは か の約款又は条件に従い、 締約国の公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サー 当該提供者 の設備及び機器を一 方 0 締 ビスの提供 約 玉 \mathcal{O} 区 一域内に 者が
- (a) 件、 接続 運営上及び技術上の条件並びに当該サービスの要求及び提供を行う場合の手続又は手順を含む。) 約款 (少なくとも、 相互接続に関連するサービスの一覧及び内容、 当該サー ビスの提供に係る条
- (b) サ ĺ その他 ビス提供者が公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスの提供者に一般に提供するも の標準的な相互接続に関する約款 (料 金 (可能な場合に限る。) 及び条件であって、主要な

のを含む。

- (c) 相互接続に関する協定であって効力を有するものに定める条件
- (d) 相互接続に関する協定であって新たなものの交渉を通じて提供される条件
- 4 各締約国 は、 主要なサービス提供者との相互接続に適用される手続を公に利用可能なものとすることを

 \mathcal{O} 標準的 な相互接続に関する約款の いずれかを公に利用可能なものとすることを確保する。

の区域内における主要なサービス提供者が相互接続に関する協定又は接続約款その

5

各締約国

は、

自国

確保する。

6 相 供者又はそれらの最終利用者につい は公衆電気通信の伝送サー 各締約 互接続業務以外 国 は、 主要なサー の目的のために利用 ビスの提供者の電気通信設備との相互接続業務を通じて取得したものを、 ビス提供者が公衆電気通信の伝送網若しくは公衆電気通信の伝送サ ての商業上機微な又は秘密の情報であって、 į 又は提供しないことを確保する。 公衆電気通信 ĺ の伝送網又 Ė ス 当該 0 提

7 (a) 日本国は、 1から3まで及び6の規定の適用範囲を不可欠な設備を管理する主要なサービス提供者に

限る。

他

(b) ペルーは、 1から3まで及び6の規定の適用範囲を不可欠な設備を管理する主要なサービス提供者に

限ることができる。

第百二十四条 専用回線によるサービスの提供及び価格

方の締約国は、 自国 の区域内における主要なサービス提供者が、 他方の締 約国 の公衆電気通信の伝送網

又は公衆電気通信の伝送サー ビスの提供者に対し、 合理的な、 差別的でない、 か · つ、 透明性のある条件及び

ビスであって公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスで

あるも のを提供することを確保する。

料金に基づき、

専用回線によるサー

注釈 日本国については、 この条の規定は、 不可欠な設備を管理する主要なサー ビス提供者についてのみ

適用する。

第百二十五条 独立の電気通信規制機関

1 か なる電気通信サー 各締約国は、 自 玉 ピ の電気通信規制 スの提供者に対しても責任を負わないことを確保する。 機関がい かなる電気通信サービスの提供者からも分離され、 カュ っ、い

2 各締約国は、 自国 の電気通信規制機関が行う決定及び当該電気通信規制機関が用いる手続が市場の全て

の参加者について公平であることを確保する。

第百二十六条 ユニバーサル・サービス

を有する。 各締約国は、 当該 自国 義務は、 が維持することを希望するユニバーサル 反競争的とはみなされない。 ただし、 ・サービスを提供する義務の内容を定める権利 当該: 義務は、 透明性 $\overline{\mathcal{O}}$ ある、 差別的でな V) 及

必要である以上に大きな負担とならないことを条件とする。 び競争中立的な態様で履行され、 かつ、 各締約国が定める内容の ユニバ ーサ ル • サー ピ スを確保するために

第百二十七条 免許基準の公の利用可能性

1 \mathcal{O} 承 公衆電気通 認が必要とされる場合には、 信 の伝送網又は 公衆電 各 気通 締 約 国 信 は、 \mathcal{O} 伝送サ 次 0 事 Ė 項を公に利用可能なも スの提供に免許、 許 可 のとする。 認可、 登録その 他 \mathcal{O} 種 類

- (a) 請 に係る決定を行うために通常必要とされる期間 全ての免許その 他 0 承認 に係る基準 -及び手 続並 びに 免許、 許可、 認 可 登録その 他 (T) 種 類の 承 認 0 申
- 2 (b) 締 約 締 約 玉 玉 \mathcal{O} 権 が付与する個別 限 のある当局は の免許、 申請に係る決定を行った後、 許可、 認可、 登録その他 不当に遅滞することなく、 の種 類 $\widehat{\mathcal{O}}$ 承 認 の条件 申請者に申請の結

申 果を通知する。 請 者 の要請に応じ、 免許、 当該締 許可、 認可、 約 国 \mathcal{O} 権限 登録その他 のある当局 この種類 は、 $\widehat{\mathcal{O}}$ 承認 拒 否の理由を申請者に通知する。 \mathcal{O} 申請を拒否する決定が行われる場合には

第百二十八条 希少な資源の分配及び利用

- 1 に係る手続 各 [締約] 国 を、 は、 客観的 電気通知 な、 信に関連する希少な資源 透明性のある、 カゝ つ、 (周波数、 差別的でない態様で適時 番号及び線路敷設権を含む。) に 実施する。 の分配及び利用
- 2 めに分配され 各締 約 国 は、 た周 分配された周波数帯の現状を公に利用 波数 0 詳 細 を提供することは、 要求され 可能なものとする。 な V ただし、 政 府 \mathcal{O} 特定 \mathcal{O} 利 用 \mathcal{O} た
- 3 るも 行使されることを条件とする。 策であって、 定と矛盾する措置では 締 のを定め、 約 玉 が 周 公衆電 波数 及び適 \mathcal{O} 気通信 スペ ない。 用する権利を留保する。 クト の伝送網 L ル 当該 を分配を たがって、 権利には、 又は し、 公衆 及び割 各締 電 ただし、 現在及び将来の必要性並びに周波数のスペクトル 気通信の伝送サー 約 国 り当て、 は、 当該権 周 波数 並 びに 利がこの協定 \mathcal{O} Ė スペクト 周波数を管理する措置 スの 提供 ル 者の 及び \mathcal{O} 他 数を制限する効果を有す 周 の規定に適合する態様で 波 数の は、 管 理に関う 第百六条 0 利用可 す る政 0 規

能性を考慮して周波数帯を分配する能力を含む。

第百二十九条 透明性

各締約国は、 公衆電 気通信 の伝送網及び公衆電気通信の伝送サー ビスへのアクセス並びにそれらの利用に

関する措置が公に利用可能であることを確保する。 当該措置には、 次の事 項に関するものを含む。

- (a) 料金その他のサービスの条件
- (b) 技術的インタフェースの仕様
- (c) 当該アクセス及び当該 利 用に影響を及ぼす標準の作成、 改正及び採択に ついて責任を有する機関
- (d) 公衆 電 気通信 の伝送網 \sim \mathcal{O} 端末その 他 \mathcal{O} 機器 \mathcal{O} 接 続 に適用される条件
- (e) 届出、認可、登録又は免許の要件

第百三十条 電気通信に関する紛争解決

- 1 方 方の締 の締 約 玉 約 国は、 の法令に従って紛争を解決するため、 他 方の 締 約 国 \mathcal{O} 公衆電気通 信 の伝送網又は公衆電気通信の伝送サー 方の 締約 国 の電気通信 規制 機関又は Ė 電 ス の提供 気通 信 者が、 紛 争解
- 決機関を適時に利用することができることを確保する。

2

各 締 約約 国 は、 自 玉 の法令に従い、 公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスの提供者で

関に申し立てることができることを確保する。 あって関係する電気通信規制機関の決定に不服を有するものが、 又は当該決定を取り消す場合を除くほか、 その申立てを行ったことを根拠として当該電気通信 いずれの締約国も、 当該決定の再検討を当該電気通信 適当な当局が当該決定の執行を停止 規制機 規制 機

注釈 \mathcal{O} 利用を確保する旨の定めがある場合を除くほか、 公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サー 行政上の決定について再検討するよう申し立て ビスの提供者は、 締約国の法令に当該申立て

ることができな

関の決定に従わないことを認めてはならない。

3 信規制 審査 該決定の執行を停止し、又は当該決定を取り消す場合を除くほか、 して当該電気通信規制機関 各締約国 を受けることができることを確保する。 機 関 は、 の最終的な決定に不服を有するものが、 公衆電 気通信 の決定に従わないことを認めてはならない。 の伝送網又は公衆電気通信の伝送サー いずれの締約国 独立 した司法当局による当該決定につい ₽ 当該司法当局が当該決定を差し止 当該審査が行われていることを根拠と ビスの提供者であって関係する電 て 0 司 法上 気通 当 の

第百三十一条 国際機関との関係

両 締 約国は、 電気通信網及び電気通信サービスの世界的な互換性及び相互運用性のための国際的標準が重

要であることを認め、 関係国際機関 (国際電気通信連合及び国際標準化機構を含む。) の作業を通じて当

国際的標準を促進することを約束する。

第百三十二条 他の章との関係

この章の規定と第一章 (第十条及び第十一条を除く。)、 前 章 (附属書七第八条を除く。) 及び第十二章

の規定並びに投資協定 (それらの附属書を含む。) とが抵触する場合には、 その抵触 の限りにおいて、この

章 の規定が優先する。 この章の規定と第十条、 第十一条又は附属書七第八条の規定とが抵触する場合には

その抵触の限りにおいて、後者が優先する。

第九章 商用目的の国民の入国及び一時的な滞在

第百三十三条 一般原則

1 この章の規定は、 両締 約 国 間 の特恵的な貿易関係、 附属書八の規定に従い商用 目的の国民の入国及び一

時的な滞在を相互主義に基づいて促進したいという両 締約 国 \mathcal{O} 希望、 入国及び一時的 な滞在 \mathcal{O} ため の透 明

性を有する基準及び手続を定める必要性並びに国境の安全を確保し、 並びに各締約国 一の国内労働力及び永

続的な雇用を保護する必要性を反映したものである。

2 に基づく物品若しくはサー 各締約国は、 この章の規定に関する措置を1に規定するところに従ってとるものとし、 ビスの貿易又は投資活動の遂行を不当に妨げ、又は遅らせることのないよう迅 特に、 この協定

第百三十四条 適用範囲

速に当該措置をとる。

1 時的_` この章の規定は、 な滞在 に影響を及ぼす措置につ 方の締 約 玉 の国民であって、 7 て適用する。 この章 商用目的で他方の締約国に入国するもの 0 7 かなる規定も、 他 の章 の規定に関 0 入国及び一 義務

2 の章 Ó 規定は、 国籍、 市 民権又は永続的な居住若しくは雇用に関する措置については、 適用しない。

を課するものと解してはならな

3 締約 ک 国 の章 の国民 かい の一時的な滞在を規制するための措置 かなる規定も、 方の締: 約国が 自国への他方の締約国 自国 の国境を保全し、 の国民の 入国又は自国における他 及び自国 一の国境を越える自然 方の

\ \ \ 人の秩序ある移動を確保するために必要な措置を含む。) ただし、 当該措置がこの協定に基づく物品若しくはサービスの貿易又は投資活動の遂行を不当に妨 を適用することを妨げるものと解してはならな

げ、又は遅らせるような態様で適用されないことを条件とする。

注釈 特定の国籍を有する自然人に対しては査証を要求し、他の国籍を有する自然人に対しては要求し

ないという事実のみをもって、この協定に基づく物品若しくはサービスの貿易又は投資活動の遂行

を不当に妨げ、又は遅らせているとはみなさない。

第百三十五条 定義

この章の規定の適用上、

(a) 「入国及び一時的な滞在」とは、 他方の締約国の商用目的 の国民が永続的に居住する意図を有するこ

となく一方の締約国に入国し、及び滞在することをいう。

(b) 「出入国管理に関する措置」 とは、 商用目的の国民の入国及び一時的な滞在に影響を及ぼす措置をい

う。

(c) 国民」とは、 締約国の法律の下で当該締約国の国民である自然人をいう。

(d) 「商用目的の国民」とは、 附属書八に定める活動に従事する締約国の国民をいう。

第百三十六条 入国及び一時的な滞在の許可

1 て、 方の締約国は、この章の規定 入国及び一時的な滞在に適用される現行の出入国管理に関する措置に適合するものに対 (附属書八を含む。) に従い、 他方の締約国の商用目的 į の国民であっ 入国

時

的な滞在を許可する。

2 が し不当な障害とならないこと及び必要な事務費を考慮して当該手数料を定めることを確保する。 他方の締 方の締約 約 国 国 は、 の商用目的 自国 の権限のある当局により入国及び一時的な滞在に係る申請に課される手数料自体 の国民による入国及び一時的な滞在であって、この章の規定に基づくものに対

第百三十七条 情報の提供及び手続の円滑化

にとって重要であることを認識 方の締約国 は 第五 条の規定を実施するほ して、 次のことを行う。 か、 入 国 及び一時的な滞在に関する情報の透明性が 両 締 約 国

- (a) 他 方の締約国に対し、 この章の規定に関する自国 の措置の内容を知ることができる資料を提供するこ
- (b) する説明資料 この協定の効力発生の日の後六箇月以内に、 (関係法令への言及を含む。) を包括的な文書により、 この章の規定に基づく入国及び一時的な滞在 他方の締約国 「の国民が知ることが の要件に関

できるような方法で作成し、公表し、 及び両締約国において公に利用可能なものとすること。

- (c) 集 的 にすること。 Ĺ の国民に対する入国及び一時的な滞在の許可であって、この章の規定に基づくものに関する数値を収 可能な範囲内で、 維持し、 及び他方の締約国 自国 の法令に従い、 の要請があった場合には、 出入国管理に関する文書の発給を受けた他方の締 他方の締約国が利用することができるよう 約 国 の商用目
- (d) 化 Ļ 自国 か の法令に従い、 つ、手続を円滑化 他 方の締約 į 及び迅速化するため 国 |の商用 目的の国民による入国及び一時的な滞在に関する要件を簡素 の措置をとるよう可能な限り努めること。

第百三十八条 商用目的の国民の 入国及び一 時的な滞在に関する小委員会

1 両締 統国は、ここに商用目的 0 玉 民 0) 入国及び一 時的な滞在に関する小委員会 (以下この条にお いて

2 小委員会は、次のことを任務とする。

小

委員会」という。)を設置する。

- (a) この章の規定の実施及び運用について検討すること。
- (b) この章の規定に基づく商用目的の国民の入国及び一時的な滞在に影響を及ぼす措置に関する情報を交

換するための手続を定めること。

(c) 商用目的の国民 の入国及び一時的な滞在を相互主義に基づいて一層促進するための措置の作成につい

て検討すること。

(d) 次条の規定に基づいて協力の対象となる事項を監視すること。

(e) 委員会が委任するその他の任務を遂行すること。

3 小委員会は、 少なくとも三年に一回会合を開催し、 並びに両締約国が合意する時期及び場所において又

第百三十九条 協力

は手段によって会合を開催する。

両締: 約国は、 第百三十三条に定める原則を考慮して、次のことを行う。

(a) 附属書八に掲げる商用目的の国民に対する査証政策に関する意見交換を行うこと。

(b) この章の規定に基づく商用目的 の国民の入国及び一時的な滞在に影響を及ぼす枠組みにおける計画及

び技術 (生体情報による本人認証技術及び事前旅客情報システムの使用に関するものを含む。) の実施

に関する意見交換を行うこと。

(c) この章 の規定に基づく商用目的 の国民の入国及び一時的な滞在の円滑化を促進するため、 多数国間の

場において積極的に調整するよう努めること。

第百四十条 紛争解決

1 7 ずれの締 約国も、 この章の規定に基づく入国及び一時的な滞在の拒否については、 第十五章の規定に

定める紛争解決手続を開始することができない。 ただし、 次の回及び的の要件を満たす場合は、 この

(a) 入国及び 時的な滞在が拒否された事案に一定の類型があること。

でない。

(b) 該当する締約 国 \mathcal{O} 商 用目 的 0 玉 民が当該事案に関 し行政上 の救済措置を可能な限り尽くしたこと。

2 他 |力の締: 約 玉 0 権 限 \mathcal{O} ある当局による当該事案に関する最終的な決定が、 行政上 一の救 (済措) 置が 開 始され

当該決定が行われないことが1份に規定する一

方の締

約国

 \mathcal{O}

玉

民に

た日

 \mathcal{O}

後

年

以内に行わ

れず、

か

つ、

起因する遅延によるものでない場合には、 1 (b) に規定する救済措置は、 尽くされたものとみなす。

第百四十一条 出入国管理に関する措置

この章、 第一章、 第十五章及び第十六章に特に定める場合を除くほか、この協定のい かなる規定も、 出入

限り

国管理に関する措置について締約国に義務を課するものではない。

第百四十二条 透明性

1 各締約国は、 第五条の規定を実施するほか、 可能な範囲内で、 商用目的の国民の入国及び一時的な滞在

に関する申請及び手続に関し、 利害関係者からの照会に応ずるよう努める。

2 各締約 国 は、 入国 査 証 の申 請 が 自国 の法令に基づき完全であると認められた後二十執務日を超えない . 合

は、 当該 申 請 \mathcal{O} 処 理 状 況 に関する情報を不当に遅滞することなく提供するよう努める。

第十章 政府調達

理的

な期

間

内

に、

当該.

申

請に関する決定を申請者に通知する。

各締約

国は、

申

-請者

の要請が

あ

った場合に

第百四十三条 適用範囲

1 の 章 の規定は、 次に規定する政府調達 購 入又は借入れ (購入を選択する権利 の有無を問わない。

のような方法を通じて行う契約によるもの) に関する措置であって、 締約国が採用 Ĺ 又は維持するもの

について適用する。

(a) 附属書九において特定する調達機関による政府調達

- (b) 附属書九において特定する物品、 サー ビス及び建設サービスの政府調達
- (c) 調達計 画 の公示を行う時点において、 締結される契約の価額が附属書九において特定する基準額以上

であると見積もられる政府調達

注釈 締約国が採用し、 又は維持する政府調達に関する措置には、 公共事業に関する特別の許可に係る

契約を含む。

2 1 ず ħ の締約国 $\overline{\psi}$ こ の 章 の規定に基づく義務を回避することを目的として、 政府調達に係る契約を作

成し、 企画 Ų 又は立案してはならない。

注釈

の章

 \mathcal{O}

か

なる規定も、

١ ر 締約国

がこの章の規定に反しな

い限りにお

いて、

新たな調達に関する

政策、 手続又は契約 の方法を、 作成することを妨げるものではない。

第百四 干四四 条 定義

この章の規定 の適 開上、

(a) 「政府調達」 とは、 政府用 の物品、 サービス又はそれらを組み合わせたものの調達をいう。ただし、

商業的 販売又は商業的再販売のための調達及び商業的販売又は商業的再販売のための物品又はサービス

の生産又は供給において用いるための調達を除く。

- (b) 事後においても伝達することができるものによることをいい、 「書面により」とは、文字又は数字による表現であって、判読し、 また、 及び複製することができ、かつ、 電子的に送信され、及び保存され
- (c) た情報によることを含むことができる。 「サービス」には、 別段の定めがある場合を除くほか、 建設サービスを含む。
- (d) ラベルによる表示に関する要件であって物品、 針 れるものを含むことができ、また、 することが義務付けられてい 又は特性を一般的及び反復的な使用のために規定する、 「任意規格」 とは、 物品若しくはサービス又は関連の生産工程若しくは生産方法についての規則、 ない、 ものをいう。 任意規格は、 サー 任意規格には、 それらの事項のうちいずれかのもののみでも作成する ビス又は生産工程若しくは生産方法について適用さ 認められた機関が承認した文書であって遵守 専門用で 語、 記号、 包装又は証票若しくは 指
- (e) 「供給者」とは、 第百四十五条 調達機関に対し物品又はサービスを提供し、又は提供し得る者をいう。 内国民待遇及び無差別待遇

ことができる。

- 1 びサー のに対し、 方の締約国は、 ビスに 即 時にか 対し、 この章の規定の適用を受ける政府調達に関する措置について、 並びに他方の締約国 つ無条件で、 国内の物品、 の供給者であって他方の締約国 サービス及び供給者に与える待遇よりも不利でない待遇を の物品及びサー 他方の締約国 ビスを供給するも の物品及
- 2 方の締 約国 は、 この章 の規定の適用を受ける政府調達に関する措置について、 次のことを確保する。

与える。

(a)

自

国

 \mathcal{O}

調

達

機関

が、

国内

に設立された供給者を、

他方

の締

約国

の自然人若しくは企業との提携関

係

 \mathcal{O}

程 玉 一内に設立された他 度に基づ Į, て、 又は の供給者より 他 方の締約 も不利に取 国 の自然人若しくは企業が当該供給者を所有していることに基づ ŋ 扱わ ないこと。 1

- (b) サ 自 ・ビス 国 0 が 調 他 達 方の締: 機 関 が、 約国 玉 内に設立された供給者を、 の物品又はサービスであることに基づい 当該供給者が特定 .て差別. $\overline{\mathcal{O}}$ 調 しないこと。 達 のために提供する物品
- 3 び (この章の規定の適用を受ける政府調達に関する措置を除く。) については、適用しない。 課徴金の 0) 条 の規定は、 徴収の方法その他の輸入に関連する規則及び手続並びにサービスの貿易に影響を及ぼす措置 輸入について又は輸入に関連して課される全ての種 類の関税及び課徴金、 当該関税及

7

文は

第百四十六条 原産地規則

方の締約国は、 この章の規定の適用を受ける政府調達のために他方の締約国から輸入され、又は供給さ

れる物品又はサー ビスにつき、 通常の貿易において一方の締約国が適用する原産地規則と異なる規則を適用

してはならない。

注釈 通常の貿易において適用するサービスについ ての原産地規則は、 サービス貿易一般協定第二十八条

f)及び(gの規定に従って解するものとする。

第百四十七条 契約の評価

この章の規定を実施する上で、契約の価額の算定に当たっては、

(a) 評価については、 全ての形態の 報 酬 (特別報酬 料金、 手数料及び利子を含む。)を考慮する。

次の規定に従う。

(b) 調達機関は、 この章の規定 の適用を回避する意図の下に、 評価の方法を選択してはならず、 また、い

かなる調達をも分割してはならない。

(c) 調達 計 画が選択権条項を必要とする旨定めている場合は、 評価の基礎は、 選択権を行使して行う購入

を含む最大限の調達価額の総額とする。

第百四十八条 調達の効果を減殺する措置の禁止

1 札 の評価及び落札の決定において調達の効果を減殺するような措置を課し、 各締約国は、 自国 の調達機関が、 供給者、 物品若しくはサービスの資格審査及び選択において、又は入 求め、 又は考慮することがな

いことを確保する。

2 と 関が属する締約国内 過程におい この条の規定の適用上、 投資を行うこと、 て考慮し、 の開発を奨励 見返り貿易を行うこと又はそれらと同様のことを要求することにより、 求め、 調達の効果を減殺するような措置とは、 又は課する条件であって、 又は当該締約国 \mathcal{O} 国際収支を改善させるものをいう。 現地調達を行うこと、 調達機関が調達に先立ち、 技術の使用を許諾するこ 当該 又は 調 調達機 達の

第百四十九条 技術仕様

1 号、 て、 定める適合性評価手続に係る要件は、 技術仕様であって、 専門用語、 又は当該障害をもたらす効果を有するものとして、立案され、 包装、 証票及びラベル又は生産工程及び生産方法について規定したもの並びに 調達される物品若しくはサービスの特性 両締約国間の貿易に対する不必要な障害をもたらすことを目的とし (例えば、 制定され、又は適用されてはならな 品質、 性能、 安全、 寸法) 調達機関が 、 記

\ <u>`</u>

- 2 調達機関は、 技術仕様について、適当な場合には、次の回及び回に規定する要件に従って定める。
- (a) デザイン又は記述面の特性よりも性能に着目して特定すること。
- (b) 国際規格が存在するときは当該国際規格又は国際規格が存在しないときは国内の強制規格、 認められ

た国内の任意規格若しくは建築基準に基づくこと。

3 保する。 とができない場合において、 ン若しくは型式、 各締約国 ただし、 は、 自国 それらを用いなければ調達 産地又は生産者若しくは供給者を要件とし、又はそれらに言及することのないことを確 の調達機関が、 入札説明書に「又はこれと同等のもの」というような文言を付するときは 技術仕様において、 の要件の説明を十分に明確な又は理解しやすい方法で行うこ 特定の商標若しくは商号、 特許、 著作権、 デザイ

4 者に求めないこと又は当該者から受けないことを確保する。 各締約国は、 公正な競争を妨げる効果を有する方法により、当該調達に商業上の利害関係を有する可能性がある 自国 の調達機関が、 特定の調達のためのあらゆる技術仕様の立案又は制定に利用し得る助

この限りでない。

5 各締約国 自国 の調達機関を含む。)は、この条の規定に基づき、天然資源の保存を促進し、 又は環境

を保護するために、 技術仕様を立案し、 制定し、又は適用することができる。

第百五十条 入札の手続

1 各締約国は、 自国 |の調達 機関が、この章の規定に適合する入札の手続であって、 自国の法令に基づくも

のによって契約を締結することを確保する。

2 各締約国 は、 自国 の調達機関が、 1 かなる供給者に対しても、 特定の調達に関する情報を競争を妨げる

効果を有する方法により与えないことを確保する。

3 各締約国 は、 自国 の調達機関が、 透明性の ある、 かつ、 公平な方法であって、 次のことを満たすものに

より調達を実施することを確保する。

(a)

この章

の規定に合致するものであること。

- (6) 利益相反を回避するものであること。
- () 腐敗行為を防止するものであること。() 君孟札及を[第一次] のであること。

第百五十一条 供給者の資格の審査

ないことを確保する。 方の締約国は、 自 国 資 格 の調達機関が供給者の資格 の審査に係る手続は、 の審査 次の規定に合致するものでなければならな の過程において、 他 方の締約国 の供給者を差別

1

- (a) に ることができるよう、 は当該供給者が当該手続を早期に完了することができるよう、 入札の手続への参加 また、 のため 当該手続を早期に完了することが調 めい かなる条件も、 関心を有する供給者が資格の審査に係る手続を開始す 適当に 達 制度の効率的 早 い時 期に公示される。 な運用と両立する場合
- (b) を有してい 入札 の手 続 ることを確保する上で不可欠なものに限定され の参 加 0 ため 0 1 かなる条件も、 潜在的な供給者が当該入札に係る契約を履行する能力 なけ れば ならな
- (c) 締 事 供 必 業活 給組 約 要な情報 供給者に 国 織 動及び当該供給者 \mathcal{O} 供給者が不利となるものであってはならない。 \mathcal{O} 間 要求される参加 資 の法的関係に妥当な考慮を払い 金上 一の保 証 の世界的 並 \mathcal{O} ため び)に技術: 0) な事業活動 条件 的資格を含む。 (供給者の資金上、 ・つつ、 \mathcal{O} 双方に基づいて判断しなければなら 調達機関が属する締約 及び 供給者の資金上、 資格 商業上及び技術上 の審査は、 玉 商業上及び \mathcal{O} 玉 区 内 一の能 域内にお \mathcal{O} ない 力を証 供給者より 技術 ける供 上 明するために 0 能 É 力は、 他 方 \mathcal{O}
- (d) 他方の締 約国 の供給者を供給者の名簿に記載しないようにするため、 又は特定の調達計 画について他

方の締約国の供給者を考慮しないようにするため、 供給者の資格の審査の過程及び当該資格の審査に必

要な期間を利用してはならない。

(e) 対して不必要な障害をもたらすことを目的として又は当該障害をもたらす効果を有するものとして、 一方の締約国 (自国の調達機関を含む。) は、 自国の調達において、 他方の締約国の供給者の参加に 登

録 制度又は資格の審査に係る手続を採用し、又は適用してはならない。

(f) 調達機関は、 公示又は入札説明書において事前に定める条件に基づいて資格の審査についての決定を

行う。

ることができる。

(g) 調達 機関は、 調達 の要件を満たすために不可欠な場合には、 関連する過去の経験を有することを求め

(h) する供給者として認め、 調達機関は、 特定の調達計画への参加のための条件を満たしている他方の締約国の供給者を資格を有 及び当該供給者に対して当該調達計画に参加することを認める。 特定の 調達計

Ŕ 画に参加しようとする供給者であっていまだ資格を有するに至っていないと認められるものについて

資格の審査に係る手続を完了するために十分な期間がある場合には、考慮される。

- 調達機関は、 資格を有する供給者の常設名簿を保持することができる。 当該調達機関は、次のことを
- 確保する。

(i)

- (i) 供給者がいつでも資格の審査の申請をすることができること。
- (ii) 当該常設名簿に記載されることを要請する全ての供給者であって、 資格を有するものの名称を適当

な短期間内に当該常設名簿に記載すること。

(j) 資格を有するに至っていないと認められる供給者が調達計画に参加しようとするときは、 他方の締約国又は調達機関は、 次条1の規定により調達計画 の公示が行われた場合にお 速やか いて、 いまだ に資格

 \mathcal{O}

審査に係る手続を開始するよう努める。

- (k) 定を通知するものとする。 めることをやめる場合には、 調達機関は、 資格を有する供給者となることを申請したいかなる供給者に対してもその申請に係る決 調達機関は、 当該供給者からの要請に応じ、 資 格 の審査 の申請を拒否し、 書面により説明を速やかに提供する。 又は資格を有する供給者として認
- (1) 各締約国は、次のことを確保する。
- (i) 各調達機関及びその構成機関が、 異なった手続をとる必要があることを十分に実証する場合を除

くほか、単一の資格の審査に係る手続をとること。

(ii) 調達機関 の間における資格の審査に係る手続の相違を最小限にするための努力が払われること。

2 1 の規定は、 破産、 清算若しくは支払不能又は調達に関する虚偽の申告のような理由 に基づいて供給者

ただし、その措置は、

この章の内国民待遇及び無差別待遇の規定

に合致することを条件とする。

を排除することを妨げるものではない。

第百五十二条 調達計画の公示

1 各締約 国は、 個 Þ 0 調達 計 画 に うい て、 第百五十七条に定める場合を除くほ か、 自 国 \mathcal{O} 調達機関 が、 関

心を有する供給者 の当該調 達 計 画 \mathcal{O} 参 加 を招 請する旨 \mathcal{O} 調 達 計 画 \mathcal{O} 公示を、 附属 書 九 に掲げる適当な出

版物 において、 事 前 に公に利用可能なものとすることを確保する。

2 個 Þ の調達計 画 の公示における情報には、 調達計画 [の説] 明、 調達計画に参加するために供給者が満たす

べ き条件、 調達機関 の名称、 調達計 画に関連する全ての文書を入手することができる場所の住所及び入札

書の提出期限を含める。

3 各締約国は、 自国 の調達機関が、 関心を有する供給者に対し、できる限り広範なかつ無差別の機会を与

法は、単一の電子的な窓口を通じて無料で機会を与えるものとすることができる。 える方法により、 調達計画の公示を適時に公に利用可能なものとすることを確保するよう努める。その方

4 報を検討し、 とが必要となったときは、 札説明書に定める開札の期日又は入札書の受領の最終期日の前に当該公示を修正し、又は再度公示するこ る供給者に提供される。 用可能なものとする。 個 々の調達計画について、 及び当該情報に対応することができるような適当に早い時期に、 特定の調達計 修正 調達計画の公示を公に利用可能なものとした場合において、当該公示又は入 の公示又は再度公示される公示は、 画に関して特定の供給者に提供される重要な情報は、 当初の公示と同一の方法により公に利 同時に他の全ての関係 供給者が当該情 Ö あ

第百五十三条 調達予定の公示

関する公示 調達機関は、 (以下「調達予定の公示」という。) を行うことを奨励される。 会計年度のできる限り早い 時期に、 適当な文書又は電子的な手段により、 調達予定の公示には、 将来 の調 調達の対 達予定に

第百五十四条 入札の期限

象となる事項及び調達計

画の公示を行う予定日を含めるべきである。

各締約国は、次のことを確保する。

- (a) 1 ずれ の期限も、 他方の締 約国 の供給者及び国内の供給者が入札の行われる前に入札書を準備し、 か
- つ、提出することができるよう決定されること。
- (b) 自国 一の調 達機関が、 期限の決定に当たり、 合理的と認める自己の必要性に基づき、 調達計画 \mathcal{O} 複雑な

達 の公示が公に利用可能なものとなるために生ずる時間その他の要素を考慮すること。

第百五十五条 入札説明書

予想される下請契約

の範囲、

外国及び国内の地点から入札書を郵送するため通常要する時

間

調

- 1 供給者に提供される入札 説明書には、 供給者が有効な入札書を準備 Ļ カゝ つ、 提出するために必要な全
- ての情報を記載する。
- 2 説明を求める合理的な要請に速やかに応ずることを確保する。 各締約国は、 又は要請が あった場合には当該入札説明書を送付することを確保し、 自 国 の調達機関が、 入札の手続に参加する供給者に対し、 及び当該入札説明書についての 入札説明書を利用可能なものと
- 3 各締約国は、 入札の手続に参加する供給者からの関連情報を求める合理的な要請に対し自国の調達機関

が速やかに応ずることを確保する。ただし、その情報は、 当該入札の手続において、 競争者よりも当該供

給者による落札のために有利となるものであってはならない。

第百五十六条 落札

1 V . V) 合したものでなければならず、 t 落札の対象とされるためには、 例外的 調達 機関 に有利な事項を記載した入札書を受領した場合には、 は、 他 \mathcal{O} 入札書に記載された価格よりも異常に低い かつ、 入札書が、 参加の条件を満たした供給者から提出されたものでなければなら 開札の時に調達計画の公示又は入札説明書の基本的要件に適 当該入札書を提出した入札者が参 価格又は他 の入札書に記載され た事 加 項 \mathcal{O} 条 Ĵ な

2 入札 ができる。 件を満たし、 能力があると決定された入札者であって、 調 説明書に定める特定の評価基準により最も有利であると決定された入札を行ったものを落札者とす 達機関は、 か 公共の利益 つ、 契約の条件を履行することができることを確保するため、 のために契約を締結しないと決定した場合を除くほか、 最低価格による入札を行ったもの又は調達計画 当該入札者に照会すること 十分に契約を履行する の公示若しくは

る。

第百五十七条 限定入札

1 段若しくは一 達機関が、 第百五十一 最大限に可能な範囲内での競争を避けるために、 方の締約国の生産者若しくは供給者の保護の手段となるように、この条の規定に基づく入札 条から前条までの規定は、 次の場合には、 適用する必要がない。ただし、一方の締約 又は他方の締約国 「の供給者に対する差別 国 I の 調 \mathcal{O} 手

の手続を用いないことを条件とする。

- (a) 合。 締 合若しくはこの章の規定に従って定められた参加の条件を満たしてい 約国 第百 ただし、 五 の法令によりなれ合いによるものである場合、 + 当初の 条から前条までの規定に基づく入札に応ずる入札がない場合又は行 入札 の要件が契約 の締結に当たって実質的に修正されないことを条件とする。 入札の基本的要件に合致してい な 1 供給者によるも わ れた入札が、 ない もの のである場 で 、ある場 方の
- (b) \mathcal{O} されることが可能であり、 るものであるため、 物品若しくはサービスがない場合 物品又はサービスが、 又は技術的な理由により競争が 美術品であるため、 かつ、 他に合理的に選択される物品若しくはサービス又は他の合理的な代替 特許権、 存在しないために、 著作権その 他 の排 特定の供給者によっての 他 的 権 利 の保護との関連を有す み供給

- (c) から前条までの規定に基づく入札手続によっては必要な期間内に物品又はサービスを入手することがで 調達機関の予見することができない事態によりもたらされた極めて緊急な理由のため、 第百五十一条
- (d) 当初の調達には含まれていない物品又はサービスの追加の納入又は提供を当初の供給者から受ける場

きない場合において真に必要なとき。

合において、

次のいずれかに該当するとき。

- (i) によりできないとき。 され 追 加 た既存の の物品又はサービスのための供給者の変更が経済的又は技術的な理由 の供給品、 ソフトウ 、エア、 サービス又は設備との互換性又は相互運用性の要件を含む。 (当初の調達により購入
- (ii) 追加 の物品又はサー ビスのための供給者の変更が調達機関に対して著しい不都合又は費用の実質的

な重複をもたらすとき。

(e) 合。 調 達機関 調査、 当該契約が履行された後においては、そのような物品又はサービスは、第百五十一条から前条まで 実験、 の要請により開発された原型又は最初の物品若しくはサービスを当該調達機関 研究又は独自の開発に係る特定の契約の過程において、かつ、当該契約の対象として、 が調達する場

の規定に従って調達される。

注釈 ことを証明するため、限られた生産又は供給を行うことを含めることができるが、 能な品質基準に合致する形で当該物品又はサービスを多量に生産し、又は供給することができる 最初の物品又はサービスの独自の開発には、実用実験の結果を取り入れるため、及び受入れ可 商業的採算を

確立し、又は研究開発の費用を回収するために多量に生産し、又は供給することを含まない。

- (f) 商品市場において購入される物品
- (g) 常 産 の処分を対象とすることを意図するものであり、 は供給者でない企業による例外的な処分又は清算中の若しくは管財人により管理されてい 極めて短 い期間 においてのみ生ずる例外的に有利な条件の下で購入される場合。この(gの規定は、 通常の供給者からの日常の購入を対象とすることを る企業の資 通

意図するものではない。

(h) 賞者との間で設計契約を締結することを目的として独立の審査員団によって審査されるものとし、 に、適格な資格を有する供給者に対する当該設計コンテストへの参加に関する第百五十二条に規定され 契約が、 設計コンテストの受賞者との間で締結される場合。ただし、当該設計コンテストは、その受 特

ているような調達計画の公示について、この章の原則に合致する方法で行われることを条件とする。

2 各締約国 は、 1 の規定に基づく入札の手続を用いる必要がある場合にはいつでも、 自国 \mathcal{O} 調 達機関 が 記

又は当該入札の手続の正当性を示す報告書を作成することを確保する。

第百 五. 十八条 調達 に関する情報 の透明性 録を保管し、

1

各締約国

は、

自

国

 \mathcal{O}

調

達 機

関

が、

附属

書九に掲げる適当な出版物により、

落札の決定の後、

例えば、

次

 \mathcal{O} 情報を公に利用可 能 なものとすることを確保する。

(b) 契約 を締 結する調 達 機関 \mathcal{O} 名称及び住所 (a)

調達される物品又は

サー

ビスの特質及び可能な場合には、

その数量

(c) 落札 \mathcal{O} 日

(d) 落札者 \mathcal{O} 名称及び住所

(e) 落札 価 額

(f) 用いられた調達方法

2 各締約国 は、 ** \ ずれの締約国 の供給者の要請があった場合にも、 自国 の調達機関が情報を速やかに提供

た、 落札とならなかった理由並びに落札とされた入札の特色及び相対的な利点に関する適切な情報を含み、 することを確保する。 当該情報には、 落札者の名称を含む。 当該情報には、 当該供給者が落札者とされなかった場合には、 当該供給者の入札が ま

3 なく、 に ととなる場合には、 ができる。 て落札 うい 方の締約国は、 ての情 調達が公正かつ公平に行われたことを確認するために必要な落札に関する追加の情報を求めること \mathcal{O} 他 価 一方の締 |格に 報を提供する。 つ 当該情報 自国 7 約国は、 ての情報を公表することができる。 の供給者が落札者とされなかった場合には、 報は秘密とするものとし、 落札とされた入札の特色及び相対的な利点についての情報並びに落札 方の締約国は、 公表する権利を慎重に行使することを条件として、 方の締: その公表が将来の 約国 は、 第十五章の規定の適用を妨げること 他 方 の締 入札における競争を害するこ 約国と協議 Ļ か 原則と \mathcal{O} 価 他

第百五十九条 苦情申立ての手続

方の締約国

の同意を得た後でなければ、

当該情報を公表してはならない

1 \mathcal{O} 協 各締約国は、 議により当該苦情を解決するよう供給者に奨励する。 政府調達におけるこの章の規定に対する違反に関する供給者の苦情について、 この場合には、 調達機関は、 苦情申立ての 調 達 機関と 制度

により是正措置がとられることを妨げないように、 当該苦情について公平かつ時宜を得た考慮を払う。

- 2 につき苦情を申し立てることを可能とする、 各締約国は、 供給者が関心を有し、又は有していた政府調達におけるこの章の規定に対する違反の疑い 無差別な、 時宜を得た、 透明性のある、 かつ、 効果的な手続
- 3 を定める。 各締約国は、 苦情申立ての手続を書面により定め、 かつ、 当該手続を一般に利用可能なものとする。
- 4 各締約国 は、 この章 の規定の適用を受ける政府調達の全ての側 面に係る文書が少なくとも三年間保管さ

れることを確保する。

- 5 苦情申立ての手続を開始し、 \mathcal{O} 関 期間は、 心を有する供給者は、 十日を下回ってはならない。 苦情の原因となった事実を知り、 当該期間 内に調 達機関に通知することを要求されることがある。 又は合理的に知り得た時から一定の期間内に ただし、 そ
- 6 所でない検討機関は、 あって任期中に外部からの影響を受けない構成員から成るものにより、取り上げられるものとする。 苦情申立ては、 政府調達の結果にいかなる利害関係をも有していない公平なかつ独立した検討機関で 当該検討機関の意見若しくは決定を司法上の審査の対象とするか、又は少なくとも 裁判

次の手続を有するものとする。

(a) 参加者は、 当該検討機関の意見が出され、又は決定が行われる前に意見を述べることが認められるこ

<u>ا</u> -

- (b) 参加者は、代理人及び補佐人を認められること。
- (c) 参加者は、全ての手続に参加することができること。
- (d) 手続を公開で行うことが認められること。
- (e) 当該検討機関の意見又は決定がその根拠に関する説明とともに書面により与えられること。
- (f) 証人の出席が認められること。
- (g) 当該検討機関に対し文書が開示されること。
- 7 苦情申立ての手続においては、次のことを定める。
- (a) この章の規定に対する違反を是正し、 当該暫定的措置の結果として、調達の過程が停止されることがある。 商業上の機会を維持するための迅速な暫定的措置に関するこ ただし、 苦情申立ての手続に

おいては、 当該暫定的措置を適用すべきか否かを決定するに当たり、公共の利益を含む関係者の利益に

及ぼす著しい悪影響を考慮することができることを定めることができる。

- (b) 申し立てられた苦情の正当性について評価すること及び適当な場合には当該正当性について決定する
- (c) 適当な場合には、この章の規定に対する違反の是正又は損失若しくは損害に対する賠償に関するこ 当該賠償については、入札の準備又は苦情の申立てに係る費用に限定することができる。
- 8 苦情申立ての手続は、 関連する商業上その他の利益を保護するため、原則として合理的な期間内に完了

させる。

第百六十条 政府調達における電子的な手段の利用

- 1 両締約国は、 政府調達が インターネット又はこれと同等の コンピュー タを使用する電気通信網を通じて
- 行われる機会を提供するよう努める。

この章の規定に基づく供給者の商業上の機会を促進するため、自国

の区域内における政府

2

各締約国は、

調達に係る供給の機会に関する包括的な情報を利用するための単一の電子的な窓口を採用し、 又は維持 す

るよう努めるものとし、また、政府調達に関する措置に関連する情報を利用可能なものとする。

3 両締約国は、 入札説明書の提供及び入札書の受領について、 可能な範囲内で、 電子的な手段の利用を奨

励する。

4 両締約国は、 政府調達における電子的な手段の利用に関し、 次のa及びbの条件を満たす政策及び手続

の採用を確保するよう努める。

- (a) 許可 のな い及び探知されない変更から文書を保護するものであること。

タ及び当該通信網を通過中のデータについて、

適当な水準の保護を提供す

るものであること。

(b)

調達

機関

の通信網上のデー

第百六十一条 例外

1 この章 O7 か なる規定も、 締約 国が自国 の安全保障上の重大な利益の保護のために必要と認める措置又

は情報であって、 武器、 弾薬若しくは 軍需 品 0 調達又は国家の安全保障のため若しくは国家の防 衛上 0 目

的 げるものと解してはならない。 のために不可欠の調達に関連するものにつき、 当該措置をとること又は当該情報を公表しないことを妨

2 この章のい かなる規定も、 締約国が、 次のいずれかの措置を講ずること、 実施すること又は維持するこ

お とを妨げるものと解してはならない。ただし、それらの措置を、 いて恣意的若しくは不当な差別の手段となるような態様で、又は貿易に対する偽装した制限となるよう 同じ条件の下にある場合の 両締約国間に

- な態様で適用しないことを条件とする。
- (a) 公衆の道徳、 公の秩序又は公共の安全の保護のために必要な措置
- (c) 知的財産の保護のために必要な措置

(b)

動物

又は植物

の生命又は健

康の保護のために必要な措

置

(d) 心身障害者、 慈善団体又は刑務所労働により生産される物品又はそれらにより提供されるサービスに

関する措置

注釈 (b) の規定には、 環境を保護するための措置を含むことが了解される。

第百六十二条 訂正又は修正

1

る。 意された適用範囲が変更されることにより見込まれる影響に関する情報とともに他方の締約国に通 そのような訂正又はその他の修正が純粋に形式的又は軽微なものである場合には、第二百二十三条の 方の締約国は、 附属書九に関する訂正又は例外的な場合のその他の修正を、この章に定める相互に同 報 す

合にお る。 \mathcal{O} 維持することを目標として、 規定にかかわらず、三十日以内に他 に定める相互に同意された適用範囲につき当該訂正又はその他 通 報を受領 両締 いては、 約 玉 した締 間 両締: で当該提案及び当該要求について合意が得られない場合には、 約 約 国 玉 は、 は、 当該 第十五 当該訂正又はその他の修正 訂 方の締約 章に定める紛争解決手続を利用することができる。 正又はその 国 他 からの異議の申立てがない限り効力を生ずる。 の修 Ē が行われ の提案及び補償的 の修 ħ る前 正 立が行わ の権 利及び義務の均 な れる前 当 調 整 該 \mathcal{O} 訂 \mathcal{O} 要求につい 水準 正 又はその 衡 と同 並 等の その び 7 他 にこの 協 他 (T) 水 修 準 議 \mathcal{O} 正 を 場 す 章

2 ない。 ことを目的として、 される場合には、 されるような計 \mathcal{O} 章 によっても遂行されなくなるような計 \mathcal{O} 他 . の 規. 画 補 定に 及び当該 当該再行 償を提案することを要しない。 か か 編 調 わ らず、 達 成を実施してはならない 機関 締 \mathcal{O} 約 任 務 国 は、 が 1 画を含む。 ず 自 n 玉 0 1 \mathcal{O} ず 政 調 ħ 府 達 機関 機 の締約国 を実施することができる。 関 0 $\widehat{\mathcal{L}}$ 再編 ŧ 0 章 成 この章に規定する義務を回 O(当該調 規 定の 達 対象となるか 機関 当 が 該 ?行う調: 再 編成 否か 達 が 避する が を . 分散 実施 問 わ

第百六十三条 調達機関の民営化

政府 が附 属書九において特定する調 達機関 の持分を保有し、 又は当該調達機関の役員を指名することがで

は、 は、 きる場合においても、 当該調達機関については、 政府による監督が排除される前に、 当該調達機関に対する政府による監督が実効的に排除されたときは、 適用しないものとし、 又はその後できる限り速やかに、 また、 補償を提案することを要しない。 当該調達機関の名称を他方の締約 この章の規定 方の 締 約 国

第百六十四条 利益の否認

国に通報する。

1 ることができる。 \mathcal{O} 1 ずれ 方の締 か 約 の場合に該当するときは、 国 は、 他 方のは 締 約 国 の企業が第三国 当該他方の締約 の者によって所有され、 国 の企業に対し、この章の規定による利益を否認 又は支配されており、 カゝ 次 す

- (a) 一方の締約国が当該第三国と外交関係を有していない場合
- (b) 置 締 約国 を阻害することとなるものを一方の締約国が採用し、 当該第三国に関する措置であって、 の企業に対してこの章の規定による利益を与えることにより当該措置に違反し、 当該: 他 一方の締: 約 玉 又は維持する場合 0 企業との取引を禁止するもの又は当該他 若しくは当該 方の

2

行っていないと認める場合には、 所有され、 又は支配されており、 かつ、 事前 の通報及び協議を行うことを条件として、 当該供給者が他方の締約国の区域内において実質的な事業活動を 当該供給者に対し、 この

章の規定による利益を否認することができる。

第百六十五条 追加的な交渉

方の締約国は、 この協定 の効力発生の日の後、 この章の規定に従って他方の締約国に与えた利益を超え

な利益を第三国に与える場合には、

他方の締約国

の要請に応

Ľ 他 方の締 約国との間 で、 当該追加的な利益を相互主義に基づき他方の締約国に対しても与えることを目

的として交渉を行う。

て政府調達

の市

場へ

のアクセスに関する追加的

第百六十六条 政府調達に関する小委員会

1 この章の規定を効果的に実施し、 及び運用するため、 両締約国 は、 ここに政府調達に関する小委員会

を設置する。

2 小委員会は、次のことを任務とする。

(以下この条において「小委員会」という。)

(a) 各締約国の政府調達の市場に関する利用可能な情報 (統計に関する情報を含む。) を分析すること。

- (b) 一方の締約国の供給者によるこの章の規定の適用を受ける他方の締約国の政府調達の市場への効果的
- (c) この章の規定の適用について監視すること並びに生じ得る問題を特定し、及び当該問題に対処するた

なアクセスについて評価すること。

めの場を提供すること。

- (d) 委員会に対し小委員会の所見を報告すること。
- (e) 委員会が委任するその他の任務を遂行すること。

3

両締約国は、 それぞれの政府調達 の市場へ の両締約 国 の供給者によるアクセスを最大化することを目的

ため、 として、それぞれ 各締約国は、 の政府調 この協定の効力発生 達 の制度に対する理解を増進するため、 の日 の後 一年以内に、 協力のための具体的な措置 相互に合意する条件で協力する。 **(**政 府の職員又 この

は関心を有する供給者に対する訓練及び研修 のための計画であって、 政府調達の機会を特定する方法、 そ

れぞれの政府調達 の市場への参入方法その他の方法に関するものを含む。) を作成し、及び実施する。 当

該措置の作成に当たっては、 各締約国における中小企業 (零細企業を含む。) について特別の考慮を払う

ものとする。

- 4 小委員会は、両締約国政府の職員から成る。
- 5 小 委員会は、 両 締 約 国が合意する時期及び場所において又は手段によって会合を開催する。

第十一章 知的財産権

第百六十七条 一般規定

1 両 締 約 国 は、 この章 の規定及び両 締 約 国が 締結している国際協定に従い、 知的 財 産の十分にして、 効果

的 な カン つ無差別な保護を与え、 及び 確保し、 並びに侵害、 不正 使用及び違法な複製 の対処として知 的

産権を行使するための措置をとる。

2 両 締約 国 は、 また、 知的 財 産に関する制 度 の運 闸 にお ける効率性及び透明性を促進する。

3 両 締 約 玉 は、 世界貿易機関設立協定附 属 書 С 知的 ?所有権 の貿易関 連 \mathcal{O} 側 面 に関する協定 (以下この章

にお いて 「貿易関連 知 的所有権協定」という。) その 他 (T) 両締 約国 |が締結 L てい る知的財産 に関する多数

国間 の協定 (世界知的 所有権機関の主催の下で締結された多数国間 の協定を含む。) に基づく現行 \mathcal{O} 権 利

及び義務を再確認する。 この章 かい かなる規定も、 貿易関連知的 所有権協定その他 \mathcal{O} 両締 約 国 |が締 結 して

1 、る知的 財産 に関する多数国間 の協定に基づいて両締約国 が有する現行の権利を害し、 及びそれらの協定

財

に従って両締約国が負う現行の義務を免れさせるものではない。

注釈 この条及び第百七十八条の規定の適用上、 「現行の」とは、 この協定の効力発生の日において効

力を有することをいう。

4 の章に規定する「知的財産」とは、 次の全ての種類の知的財産をいう。

(a) 第百七十四条から第百八十条までの規定の対象となるもの

(b) 貿易関連 知的 所 有権協定又は貿易関連知的 所有権協定に規定する関連する国際協定に基づくもの

第百六十八条 内国民待遇

民に与える待遇よりも不利でない 方の締約国 は、 貿易関連 知的 待遇を他 所有権協定第三条及び第五条の規定に従い、 上方の締: 約 国 0 国 民に与える。 知的 財産 の保護に関 自 国

注釈 この条及び次条の規定の適用上、

(a) 「国民」 とは、 貿易関連知的 所有権協定におけるものと同一の意味を有するものとする。

(b) 「保護」 には、 知的 財産権 の取得可能性、 取得、 範囲、 維持及び行使に影響を及ぼす事項並びに

この章において特に取り扱われる知的 財産権の使用に影響を及ぼす事項を含める。

第百六十九条 最恵国待遇

知的 財産 の保 護に関 į 方の締約 国が第三国 の国民に与える利益、 特典、 特権又は免除は、 貿易関連知

的 所有権協定第四条及び第五条の規定に従い、 他方の締約国 の国民に対して即時かつ無条件に与えられる。

第百七十条 手続事項の簡素化及び調和

1 各締約国 は、 自 国 \mathcal{O} 知的 財 産 に関する制度の効率的な運用を確保するため、 知的 財産に関する自国 一の行

政上の手続を簡素化するための措置をとるよう努める。

2 各締 約 玉 は、 改正された国際特許分類に関する千九百七十一年三月二十四 日 0 ストラスブ ル 協定に基

づく特許及び実用新案の分類を使用する。 各締約国 は、 改正された標章 -の 登 録の ため 0 商 品 及び サ ĺ E ス

 \mathcal{O} 玉 際分類に関する千九百五十七年六月十五日のニー ス協定に基づく商品及びサー ピ ス 0 分類を使用す

る。

第百七十一条 知的財産権の取得及び維持

1 各締約国は、 知的 財 産権 の取得について権利が付与され、 又は登録される必要がある場合には、 権利の

取 得 のための実体的な条件が満たされていることを条件として、 保護期間が不当に短縮されないように、

与又は登録 付与又は登録のための手続を合理的な期間内に行うことを確保する。 のための出 |願が、 国内出願として行われるか、 又は適用可能な国際協定に基づく国際出 この場合において、 知的財産権 [願とし が付

て行われるかについては、 問わないものとする。

2 各締約国は、 次のことを含む商標、 意匠及び特許 の登録のための制度を設ける。

(a) 出願 人に対し、 文書により (電磁的手段によることができる。 出 .願 0 拒絶 の決定を理由を付して通

知すること。

(b) 出願人が行政機関による拒絶に対して不服を申し立てる機会

(c) 出 願 人が 行政 機関による最終的 な拒 絶に つい て司法上 の審査を求める機会

(d) 利害関係者が次のことを行う機会

(i) 出 願 又は登録に対して異議を申し立てること (自国の法令に規定する場合に限る。)。

道 登録の取消し又は無効を求めること。

第百七十二条 透明性

各締 約国は、 自国 \mathcal{O} 知的 財 産に関する制度の運用における透明性を一層促進するため、 自国 の法令に従っ

用 て可 可 能 能 な範 なものとする情報に限る。 囲 にお いて、 知的 財産権 及び の出 自 願 玉 又は登録に関する情報 \mathcal{O} 知 的 財 産制度に関する他 (自国の法令において公開し、 の関連する情報を公開 Ļ 又は公に利 又は 公に

利用可能なものとするために適切な措置をとる。

第百七十三条 知的財産の保護についての啓発の促進

画 締 約国 は、 知的 財 産 の保 護 12 つい ての 啓発 知 的 財 産 0 使用 及び 知的 財産 権の行使につい ての教育及び

普及の計画を含む。)を促進するための必要な措置をとる。

第百七十四条 特許

各 締 約国 は 特 許 出 願 に係 る保護 $\widehat{\mathcal{O}}$ 対象が コ ンピ ユ] タ プ 口 グラムに関連することのみを理由として、

当該特 を特 許 \mathcal{O} 許 対象 出 願 か が ら除外するか否かについ 拒絶され ないことを確保する。 ての各締 もっとも、 約 玉 \mathcal{O} 自主性に影響を及ぼすものではない。 0 条 \mathcal{O} 規定は、 コ ンピ ユ タ プ 口 グラ ム自体

第百七十五条 意匠

各締 約国は、 意匠に つい て の十分か つ効果的 な保護を確保する。 各締約国は、 また、 意匠 |登録 出 願 人 \mathcal{O} 要

請があった場合には、 権限 \mathcal{O} ある当局 が、 出願 のあった意匠が意匠登録を受けることができるか否かについ

て、 物品の全体の意匠ではなく物品の部分の意匠に基づいて判断することができることを確保する。

第百七十六条 商標

1 字、 る。 用によって獲得された識別性を商標の登録要件とすることができる。 ができるものは、 組合せであって、 識することができることを登録の条件として要求することができる。 各締約国は、 標識自体によっては関連する商品又はサービスを識別することができない場合には、 図形及び色の組合せ並びにこれらの標識の組合せ)は、 商品又はサービスの商標の権利者に対して十分かつ効果的な保護を与える。 ある事業に係る商品又はサービスを他の事業に係る商品又はサービスから識別すること 商標とすることができるものとする。その標識 商標として登録することができるものとす (特に単語 (人名を含む。)、文字、 各締約国は、 標識を視覚によって認 各締約国 標識又はその は、 数 使

2 という。)第六条の二並びに貿易関連知的所有権協定第十六条2及び3の規定に従い、広く認識されてい 各締約国は、千九百六十七年の工業所有権の保護に関するパリ条約 (以下この章において「パリ条約」

第百七十七条 地理的表示

る標章を保護する。

- 1 護又は原産地 同 この条の規定の適用上、 の意味を有するものとする。 名称の保護に関する自国の法令であって、 「地理的表示」とは、 もっとも、この協定のい 貿易関連知的所有権協定第二十二条1に規定するものと 貿易関連知的所有権協定に適合するもの かなる規定も、 締約国に対し、 地理的 0) 表示 改正 の保 を
- 2 各締約国 は、 貿易関連知的所有権協定に従い、 かつ、 自国の法令に規定する方法により、 地理的 表示の

求めるものでは

ない。

十分かつ効果的

な保護を確保する。

3 節 お 的所有権協定第二十二条1に規定する地理的表示であり、 れるものを特定するものであり、 7 附 の規定及びペルーの法令に従い、ペ 1に規定する地理的 属 書十の 当該 商 1に掲げるぶどう酒及び蒸留酒の各表示 品品 \mathcal{O} 確 表示として保護されている。 立した品質、 当該各表示は、 社会的評 ルーにおいて地理的表示として保護される適格性を有することに合 価そ 0 日 <u>~</u>° 本 他 ル 国 の特 は、 1 \mathcal{O} そのため、 は、 法令に従い、 性が当該 日本国を原産地とする商品であって、 附属 書十の 商 貿易関連知的 品品 貿易関連 \mathcal{O} 1に掲げる各表示が貿易関 地 理的 知 原産 所有権協定第一 的 所有権協定第二十二 地に主として帰せら 日本国に 一部第三 連知

意する。

4 的 節 条1に規定する地理的表示として保護されている。 れるものを特定するものであり、 お の規定 いて、 附 所有権協定第二十二条1に規定する地理的 属書十の2に掲げるぶどう酒及び蒸留酒の各表示は、ペルーを原産地とする商品であって、ペルーに 当該 及び 日本国 商 品 の確立した品質、 の法令に従 い、 当該各表示は、 社会的評価その他 日本国において地理的表示として保護される適格性を有することに合 表示であり、 <u>~</u>° 日本国 ルー の特性が当該商 の法令に従い、 は、 そのため、 附属 書十の2に掲げる各表示が貿易関連知 品 貿易関連知的 貿易関連知的 0 地 理的 原産 所有権協定第一 地に主として帰 所有権協定第二十二 一部第三 せら

5 表示に関する附属書十を修正することができる。 両 締約 国 は、 協 議 の結果相 互に同 意する場合には、 その修正 この条の規定に従って保護される両 は、 外交上の公文の交換により 締 確認される。 約 玉 \mathcal{O} 地 理的

意する。

第百七十八条 著作権及び関連する権利

関する世界知的 の保護に関する国際条約 両 締 約国 は、 所有権機関条約に基づく現行の権利及び義務を再確認する。 文学的及び美術的著作物 (p | マ条約) の保護に関するベルヌ条約、 著作権 に関する世界知的 所有権機関条約及び実演及びレ 実演家、 レ コー ド製作者及び放送機関 コ ドに

第百七十九条 開示されていない情報の保護

各締約国は、 貿易関連 知的 所有権協定第三十九条の規定に従い、 自国の法令において、 開示されていない

情報を効果的に保護することを確保する。

第百八十条 不正競争

各締約国は、 パリ条約第十条の二の規定に従い、 不正 競争行為からの効果的な保護を与える。

第百八十一条 権利行使に関する一般規定

- 1 両締 約 玉 は、 自 国 \mathcal{O} 法令における知的 財 産 権 の行使に関する規定が、 貿易関連知的所有権協定 (特に第
- 兀 + 条 か ら第六十一 条まっ での規定) に適合することを確保する。
- 2 各 締 約 国 は、 知的 財 産権 の効果的 な行使を確保するため、 知的財産権 の行使に関 して権限の ある当局 \mathcal{O}
- 特別な専門知識の開発を促進する。
- 3 情 報 各締約 の収集及び分析を促進するよう努める。 国 は、 知的 財 産権 の侵害、 特に知的財産権を侵害する物品 さらに、 各締約国 は、 知的 の貿易に関する統計資料その他 財産権の侵害を防止し、 及び阻 この関連 止
- するための最良の慣行に関する情報の収集を促進するよう努める。

4 各締約国は、 知的財産権の行使に関して権限のある当局間の調整及び当該権限のある当局による共同行

動を促進するよう努める。

第百八十二条 国境措置に係る権利行使

1 各締約国は、 自国 の税関当局が、 権利者の申立てに応じ、 又は職権により、 自国に輸入され又は自国か

ら輸出されようとしている不正商標商品又は著作権侵害物品の解放を国境で停止することに関する手続を

定める。

2 1 の規定に基づく輸入及び輸出に関する停止については、 物品 の解放の停止を行う締約 国 |の権| 限 \mathcal{O} ある

当局 は、 当該物品 の荷送人又は荷受人及び輸入者又は輸出者の名称及び住所を場合に応じて権利者に通知

する。

第百八十三条 民事上の救済に係る権利行使

各締約国は、 自国 の司法当局が、 侵害活動を行っていることを知っていたか又は知ることができる合理的

な理由を有していた侵害者に対し、 知的財産権の侵害によって権利者が被った損害を補償するために適当な

賠償を当該権利者に支払うよう命ずる権限を有することを確保する。

第百八十四条 刑事上の制裁に係る権利行使

各締約国は、 少なくとも故意による商業的規模 の商標の不正使用及び著作物の違法な複製について適用さ

れる刑事上の手続及び刑罰を定める。 制裁には、 同 様 \mathcal{O} 重大性を有する犯罪に適用される刑罰の程度に適合

した十分に抑止的な拘禁刑又は罰金を含める。

第百八十五条 インターネット・サービス・プロバイダ

1 各締約国 は、 インターネット ・サー ビス ・プ 口 ロバイダ (以下この条において Ī SP」という。

作権及び関連する権利を侵害するコンテンツをサー バー から削除することを奨励するため、 Ι S P 0 責任

の制限についての法的枠組みを設ける。

2 各締約国 は、 正当な理由がある場合には、 著作権及び関連する権利を侵害された権利者が、 当該著作権

及び関連する権利を侵害したと疑われる者を特定するための情報をISPから迅速に入手することができ

るようにするための手続を定める。

第百八十六条 協力

両 締 約国は、 両締約国間 の貿易及び投資を更に促進する上で知的財産の保護の重要性が増大していること

が

を認識して、 それぞれ自国の法令に従い、 かつ、自己の利用可能な資源の範囲内で、 知的財産の分野におい

て協力する。

第百八十七条 知的財産権に関する小委員会

1 この章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、 両締約国は、 ここに知的財産権に関する小委員会

(以下この条において「小委員会」という。) を設置する。

- 2 小委員会は、次のことを任務とする。
- (a) この章の規定の実施及び運用について検討及び監視を行うこと。
- (b) の効率的な、 この章 の規定に基づく知的財産 か つ、 透明性のある運用を促進するため、 の保護及び知的 財産権 知的財産に関連するあらゆる問題につい の行使を強化し、 並 びに知的財 産に関する制度 て討議

すること。

(c) 相互の合意に基づいて形成された協力活動であってこの章の規定に関連するものについて、 当該協力

(d) 委員会に対し小委員会の所見及び討議の結果を報告すること。

活

動を促進するために討議すること。

3 小委員会は、両締約国政府の職員から成る。

第百八十八条 他の考慮事項

1 であり、 的及び経済的福祉の向上をもたらす方法により、 知的財産権の保護及び行使は、 並びに知的 財産権の保護及び行使は、 技術的知見の創作者及び使用者の相互の利益となるように、 権利と義務との間 技術革新の促進並びに技術の移転及び普及に資するべき の均衡に資するべきである。 かつ、社会

2 あって貿易関連知的 をとる両締約 この章の規定は、 国の権利を支持するような方法で解釈され、 所有権協定及び公衆の健康に関連するものに従い、 貿易関連知的所有権協定並びに世界貿易機関 及び実施される。 の閣僚会議又は一般理事会による決定で 公衆の健康を保護するため の措置

3 貿易を不当に制限し若しくは技術の国際的移転に悪影響を及ぼす慣行の利用を防止するために必要とされ る適当な措置をとることを妨げるものではない。 この章 Ò 7 かなる規定も、 締約国が、 権利者によるこの章に規定する知的財産権 ただし、 当該措置がこの協定その他の両締約国が締結し の濫用を防止し、 又は

第十二章 競争

ている国際協定に適合する場合に限る。

第百八十九条 反競争的行為

1 各締約国は、 自国 の法令に従い、自国の市場の効率的な機能を通じて両締約国間の貿易及び投資の流れ

を円滑にするため、反競争的行為に対して適当と認める措置をとる。

2 この章の規定の適用上、 「反競争的行為」とは、それぞれの締約国の競争法令に基づき罰則又は排除に

係る措置の対象とされる行動又は取引をいう。

第百九十条 反競争的行為の規制に関する協力

1 両締約国は、 それぞれ自国 の法令に従い、 かつ、 自己の利用可能な資源の範囲内で、 反競争的行為の規

制の分野において協力する。

2 この条の規定に基づく協力の実施に関する詳細及び手続については、 実施取極で定める。

第百九十一条 無差別待遇

各締約国は、 同様の状況にある者の間で国籍を理由とした差別を行うことなく、 自国の競争法令を適用す

る。

第百九十二条 手続の公正な実施

各締約国は、 反競争的行為を規制するため、 自国の関係法令に従い、 行政上及び司法上の手続を公正な方

法で実施する。

第百九十三条 透明性

各締約国は、 自国 の競争法令及び競争政策の実施の透明性を促進する。

第百九十四条 第七条1の規定の不適用

第七条1の規定は、この章の規定については、適用しない。

第十三章 ビジネス環境の整備

第百九十五条 基本原則

方の締約国 は、 自 玉 の法令に従い、 自国 にお いて事業活動を遂行する他方の締約国 [の者のためのビジネ

ス環境を一層整備するために適切な措置をとる。

第百九十六条 ビジネス環境の整備に関する小委員会

1 この章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、 両締約国は、 ここにビジネス環境の整備に関する

小委員会(以下この章において「小委員会」という。) を設置する。

- 2 小委員会は、次のことを任務とする。
- (a) に おいて「連絡事務所」という。)が報告する所見を検討すること。 次条の規定に従って各締約国により指定されるビジネス環境の整備に関する連絡事務所(以下この章
- (b) み、 自己の発意により、又は連絡事務所が報告する所見に基づき、ビジネス環境に関連する問題に取り組 及び速やかに当該問題を解決するための方法を追求すること。
- (c) 両締約国に対し、 小委員会の所見及び決定 (両締約国がとるべき措置に関するものを含む。) を報告

すること。

- (d) 適当な場合には、 (ごに規定する決定に関し両締約国がとった措置について検討すること。
- (e) (c)に規定する決定及び(d)に規定する検討の結果を適当な方法で公に利用可能なものとすること。
- (f) 委員会に対し心に規定する所見及び決定を速やかに報告すること。
- (g) ること。 作業の不必要な重複を避けるため、この協定に基づいて設置する他の小委員会と適当な方法で協力す その協力の形態には、次のことを含めることができる。
- (i) 検討の結果を当該他の小委員会に報告すること。

- 当該他の小委員会から意見を求めること。
- 一当該他の小委員会の構成員を小委員会に招請すること。
- (iv) 適当な場合には、 当該他の小委員会に対し関連する問題を送付すること。
- (h) 委員会が委任するその他の任務を遂行すること。

3 小委員会は、 両締; 約国政府 の職員から成る。小委員会は、 両締約国政府以外の関係団体の代表者であっ

て、 取り組まれ る問題に関連する必要な専門知識を有するものを招請することができる。

約国が合意する時期及び場所において又は手段によって会合を開催する。

第百九十七条 連絡事務所

4

小委員会は、

両締;

- 1 各締約国 は、 自 玉 における連絡事務所を指定し、 及び維持する。
- 2 方の締 約 国における連絡事務所は、 次のことを任務とする。
- (a) あるものに関する当該者からの苦情、 方の締約国 の法令その他の措置であって、 照会又は協議の要請を受領すること。 他方の締約国 の者の事業活動に悪影響を及ぼすおそれが
- (b) 一方の締約国 の関係当局に対し、 (a)に規定する苦情、 照会又は協議の要請を送付すること。

(c) 苦情を提出し、 照会を行い、 又は協議の要請を行った者に対し、 一方の締約国 の関係当局からの回答

を送付すること。

- (d) て、 苦情を提出し、 必要な情報及び助言を提供すること。 照会を行い、又は協議の要請を行った者に対し、一方の締約国の関係当局と協力し
- (e) 必要な場合には、 他方の締約国の法令その他の措置であって、 一方の締約国の者の事業活動に悪影響

に提出すること。 を及ぼすおそれがあるものに関する当該者からの苦情、 照会又は協議の要請に関連する情報を小委員会

- (f) て所見を報告すること。 (a)から(e)までに規定する任務の遂行について、 関連する小委員会又は次条に規定する協議の場に対し
- 3 的な期間 各締約国における連絡事務所は、 内に回答するよう努める。 苦情を提出し、 照会を行い、 又は協議の要請を行った者に対し、 合理
- 4 ては、 方の締約国における連絡事務所と他方の締約国の者との間の通信であって、2に規定するものについ 他方の締約国政府が連絡窓口として指定する当局又は団体を通じて行うことができる。

5 各締約国の連絡窓口は、 2eの規定の目的のため、 自国の連絡事務所に対しても、 関連する情報を提供

することができる。

6 2から5までの規定は、 一方の締約国の者が他方の締約国の関係当局又は一方の締約国の連絡事務所と

直接接触することを妨げ、 又は制限するものと解してはならない。

7 連絡事務所は、次のものとする。

(a) 日本国については、外務省又はその後継機関

ペルーについては、通商観光省又はその後継機関

(b)

第百九十八条 協議の場

この章のい かなる規定も、 両 締約国におけるビジネス環境の整備のために両締約国間の協議の場を利用す

ることを妨げるものと解してはならない。

第百九十九条 小委員会の決定の実施

1 第百九十五条の規定を実施するに当たり、 第百九十六条に規定する小委員会の決定は、 尊重されなけれ

ばならない。

2 両締約国は、 小委員会の決定の実施を容易にするために協力することができる。

第十四章 協力

第二百条 基本原則

両締; 約国は、 両締約国 の法令に従い、 両締約国間の貿易及び投資を自由化し、 及び円滑化し、 並びに両締

約国 0 国民の福祉を増進することを目的として、この協定に基づく協力であって相互 の利益に資するもの を

合には、 当事者であってその一方又は双方が両締約 国政府以外の団体であるもの の間での協力を奨励 及

び円滑にする。

促進する。このため、

両締約国は、

次の分野において、

両締約国

政府間で協力し、

並びに必要かつ適当な場

(a) 貿易及び投資の促進

(b) 製造業

(c) 漁業

(d) 科学技術及び環境

(e) 情報通信技術

- (f) 観光
- (g) 農業
- (i) (h) 運輸

両締約国が相互に合意するその他の分野

第二百一条 協力の範囲及び形態

この章の規定に基づく協力の範囲及び形態については、 実施取極で定める。

第二百二条 実施

国の予算上の資金の利用可能性及び関係法令に従うことを条件とする。 この章の規定に基づく協力の実施は、 協力に係る費用の負担に関する両締約国の相互の合意並びに各締約

第二百三条 協力に関する小委員会

この章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、

両締約国は、ここに協力に関する小委員会(以下

1

この条において「小委員会」という。)を設置する。

2 小委員会は、次のことを任務とする。

- a 協力に関する情報を交換すること。
- (b) この章 の規定の実施及び運用について検討及び監視を行うこと。
- (c) この章の規定に関連する問題について討議すること。
- (d) 委員会に対し、この章の規定の実施に関連する問題 (両締約国がとるべき措置を含む。) に関する小
- (e) 委員会の所見及び討議の結果を報告すること。 必要な場合には、 委員会に対し、この章の規定に基づく協力活動について勧告を行うこと。
- f 両締約国間の更なる協力の方法を特定すること。
- (g) 委員会が委任するその他の任務を遂行すること。
- 3 ため、 尊重するものとし、 小委員会は、 当該枠組み及び当該制度との間で情報を共有する。 政府開発援助に関する両締約国 また、 適当な場合には、 協力活動及び協 間 の既存の協 治計画 議の枠組みその他協力のための既存 の効果的 かつ効率的な実施を確保する の制度を
- 4 小委員会は、 討議される問題に関連する必要な専門知識を有するものを招請することができる。 両締約1 .国政府の職員から成る。小委員会は、 両締約国政府以外の関係団体の代表者であっ

- 5 小委員会は、 両締約国が合意する時期及び場所において又は手段によって会合を開催する。
- 6 小委員会は、その規則及び手続を定める。

第十五章 紛争解決

第二百四条 適用範囲

1 この協定に別段の定めがある場合を除くほ か、 この章に定める紛争解決手続は、 この協定 の解釈又は適

用 に関する両締 約 玉 間 の紛争の回避及び解決について適用する。 この章に定める期間その 他 0 規則及び手

2 1 \mathcal{O} 規定に か か わ らず、 この章の規定は、 第五章、 第六章及び第十二章から前章までの規定について

は、適用しない。

続

であって、

仲裁裁判所に関するものは、

両

|締約国

の相

互

の同意により修正することができる。

第二百五条 協力

両 締 約国は、 この協定 の解釈又は適用について合意に達するよう常に努めるとともに、 この協定の解釈又

は適用に関するいかなる問題についても、 迅速かつ相互に満足すべき解決を得るために、 協力その他のこの

協定に定める手段を通じあらゆる努力を払う。

第二百六条 あっせん、調停又は仲介

1 の合意により、いつでも開始することができるものとし、 いずれの締約国も、 あっせん、 調停又は仲介を随時要請することができる。いずれの手続も、 また、いずれかの締約国の要請により、 両締 いつで 約国

2 中においても、 仲裁裁判所が裁定を下すまでの間、 あっせん、 調停又は仲介を継続することができる。 両締約国が合意する場合には、 この章に定める仲裁裁判手続の進行

も終了することができる。

3 れ あ カコ つせ つ、 ん、 その後の手続においていずれ 調停又は仲介に係る手続及びそれらに係る手続におい の締約国 の権利をも害するものではない。 て両締約国がとる立場は、 秘密とさ

第二百七条 紛争解決の場の選択

1 う。)は、当該紛争を解決するための場を選択することができる。 る問 この協定及び両締約国が締結している他の一の国際協定 題について紛争が生ずる場合には、 協議を要請する締約国 (世界貿易機関設立協定を含む。) (以下この章において「申立国」とい の対象とな

2 両締約国が別段の合意をする場合を除くほか、 特定の紛争に関し、申立国が1に規定するいずれか一の

協定に基づく仲裁裁判所の設置を要請したときは、 当該特定の紛争に関し、 当該特定の紛争を解決するた

めに選択された手続以外のいかなる手続をも利用することはできない。

第二百八条 協議

1 方の締約国は、 第二百四条に規定するこの協定の解釈又は適用に関するいかなる問題についても、 他

方の締約国に対し書面により協議を要請することができる。

2 び 申 に申立ての根拠となる事実及び法的根拠の記載を含む。 立国 は、 他方の締約国に対して行う要請において、当該要請の理由 を掲げるものとする。 (対象となっている措置 の特定並

3 十日以内に書面により回答する。 協 議を要請された締約国 (以下この章において 「被申立国」 という。) は、 その要請を受領した日 この後

4 両締約国 は、 次のい がれかに定める期間内に誠実に協議を開始する。

(a) 緊急 の場合には、 協議 の要請が受領された日の後十五 一日以内

注釈 ス 緊急の場合には、 (腐敗しやすい物品又は定められた期日の後に貿易上の価値を失うサービスを含む。) に関す 品質が短期間に低下し、 又は現在の状態が短期間に悪化する物品又はサービ

_ _ _

る場合を含む。

- (b) 他の全ての場合については、 協議の要請が受領された日の後三十日以内
- 5 当該協議に参加することを可能とするよう努める。 被申立国は、 協議の対象となる問題についての専門知識を有する関係する政府機関その他の規制団体が
- 6 するものではない。 がこの協定の運用及び適用に この条の規定に基づく協議は、 各締約国 は、 **\ かなる影響を及ぼすかについての検討を含む。)を可能とする十分な情報 当該協議が行われている間に、 秘密とされ、かつ、その後の手続においていずれの締約国の権利をも害 対象となる問題の十分な検討 (当該問 題
- を提供するものとし、 の基準で取り扱う。 また、 交換した秘密の情報を当該秘密 の情報を提供した締約国が取り扱う基準と同
- 7 締約 協 議は、 国が別段の合意をする場合を除くほか、 直接に対面して又は両締約国に利用可能なあらゆる技術的手段によって行うことができる。 協議を直接に対面して行うときは、 各締約国において交互に 両

第二百九条 仲裁裁判所の設置

行う。

1 結果又はこの協定に基づく義務に反する措置を被申立国がとった結果として、この協定に基づいて直接又 所の設置を要請することができる。ただし、申立国が、この協定に基づく義務の履行を被申立国 は間接に申立国に与えられた利益が無効にされ、又は侵害されていると認めることを条件とする。 申立国は、 次のいずれかの場合には、 問題について検討するため、 被申立国に対し書面により仲裁裁判 が怠った

(a) 被申立国が、 協議の要請を受領した日の後十日以内に回答しない場合又は当該要請を受領した日 の後

三十日以内に協議を開始しない場合

(b) 締 約国 前条 が当該協 の規定に基づく協議 議により問題を解決することができない場合 の要請が受領された日の後五十日以内 (緊急の場合には三十日以内) に、 両

注釈 仲裁裁判 所の設置 の要請は、 この協定の義務を遵守してい ないとの主張を伴うことなく、 利益の

無効化又は侵害のみを根拠とする場合には、認められない。

2 申立ての根拠となる事実及び法的根拠 この条の規定による仲裁裁判所の設置の要請には、 (違反があったとされるこの協定の規定その他適用可能な国際法の 当該要請 の理由、 付託する措置その他の事項並びに

関連規定を含む。)を明記する。

3 両締約| 国が別段の合意をする場合を除くほか、 仲裁裁判所は、 この章の規定に適合する方法により選定

され、任務を遂行する。

第二百十条 仲裁裁判所の構成

- 1 両締約国は、 仲裁裁判所の設置に当たり、 次の手続を適用する。
- (a) 仲裁裁判所は、三人の構成員から成る。

自国民を任命することができる。

``

(e)

の規定により仲裁裁判所の裁判長となる第三の

(b) 方の 締 約国 は、 仲 裁 裁 判所の 設置 の要請が受領された日の後三十日以内に一人の仲裁 人を任 命

者を四 人まで提案し、 並びに任命した一 人の仲裁人及び提案する第三の仲裁人の候補者を書面に ょ ŋ 他

方の締約国に通報する。

- (c) た候補 両締 者 約 の中かり 国 は、 5 仲裁 裁判 仲裁裁判所の裁判長となる第三の仲裁人を合意により任命するよう努める。 所の設置 の要請が受領された日の後四十五 日以内に、 (b) の規定により提案され
- (d) り 第三の仲裁人について合意することができない場合には、 いず れ カ の締約国が (b) の規定により一人の仲裁人を任命しなかった場合又は両締約国 いまだ任命されていない一人又は二人以上 がcの規定によ

仲

-裁人の

候

補

 \mathcal{O} 仲裁人は、七日以内に、 心の規定により提案された候補者の中からくじ引で選ばれる。

- (e) を有してはならず、 かなる資格においても紛争において提起される対象事項を取り扱ったことがあってはならない。 仲裁裁判所の裁判長は、 いずれかの締約国により雇用され、 いずれかの締約国の国民であってはならず、 又は雇用されたことがあってはならず、 いずれかの締約国に日常の住居 及びい
- (f) 仲裁裁判所の設置の日は、 仲裁裁判所の裁判長が任命された日とする。
- 2 する全ての権限及び任務を有するものとする。 \mathcal{O})仲裁· この 条の規定により任命された仲裁 人を最初の仲裁 人の任命に係る規定と同様の方法で任命する。 人が辞任 仲裁裁判所が行う検討は、 し、 又は職務を行うことができなくなった場合には、 後任の仲裁人は、 後任 の仲裁人が任命される時ま 最 初 の仲は 裁 人が 後任 有

第二百十一条 仲裁人の資格

で停止されるものとする。

仲裁人は、次の回から回までに規定する要件を満たすものとする。

(a) に 法律、 関する国際協定から生ずる紛争の解決についての専門知識若しくは経験を有すること。 国際貿易その他この協定の対象となる事項についての専門知識若しくは経験を有し、 又は貿易

- (b) 客観性、 公平性、 信頼性及び判断の健全性を基準として、 厳格な審査の上選任されること。
- (c) いずれ の締約国からも独立しており、 いずれの締約国とも提携しておらず、 又はいずれの締約国 の指

示をも受けていないこと。

第二百十二条 仲裁裁判所の任務

仲裁裁判所は、次のことを任務とする。

1

(a) 定との適合性についての評価を含む。 自己に付託された問題 の客観的な評価 を行 (事案の事実関係並びにこの協定を適用する可能性及びこの協 い、 並びに紛争の解決のために必要な認定を行い及び裁定

(b) 両 『締約』 両締約国と定期的に協議を行い 国 が 相互に満足すべき解決を図るための十分な機会を与えること。 (当該協議 の機会は、 両締約国に均等に与えるものとする。)、及び

を下すこと。

2 仲 裁裁判所は、 この章の規定に適合する追加的な規則及び手続を採択することができる。

第二百十三条 仲裁裁判手続

1 両締約国は、 仲裁裁判所における口頭陳述を少なくとも一度行う権利を有し、並びに最初の及び反論の

ための意見書を提出する機会を有する。 両締約国は、 仲裁裁判手続における表明、 陳述又は反論 の場に出

席する機会を与えられる。

2 仲裁裁判所の会合、 仲裁裁判所における口頭陳述、 評議及び仲裁裁判所に提出された全ての文書は、 秘

密のものとして取り扱う。

3 2 の規定に かかわらず、 いずれの一方の締約国も、 紛争に関する見解について公に表明することができ

る。 ただし、 他方の締 約国 が秘密であると指定して仲裁裁判所に提出した情報又は意見書については、こ

れを秘密 っ も のとし て取り扱う。 方の締約 国が秘密のものとして情報又は意見書を提出した場合には

他方の締約国

は、

当該情報又は意見書に

うい

て公開し得る秘密でない要約を提出するよう要請することが

できる。その要請を受けた一方の締約国は、 当該要請を受け入れて当該要約を提出するか、 又は理 由 [を示

すことを必要とすることなく当該要請を拒否することができる。

4 仲 裁裁判所の設置から十日以内に両締約国が別段の合意をする場合を除くほか、 仲裁裁判所の付託事項

は、次のとおりとする。

「この協定の関連規定に照らし、 仲裁裁判所の設置の要請において付託された問題を検討し、 及び裁

定を下す。」

- 5 締約 各締約国は、 国が別段の合意をする場合を除くほか、 自国が任命した仲裁人に係る費用及び自国が仲裁裁判手続に参加する費用を負担する。 仲裁裁判所のその他の費用は、 両締約国が均等に負担する。 両
- 6 1 仲 場合には、 裁裁判手続の場所は、 仲裁裁判手続は、 両締: 約国 両締約国において交互に行う。 の相互の同意により決定されるものとし、また、その決定が行われな
- 7 仲 裁裁判手続並びに仲裁裁判所に提出される文書及び仲裁裁判所が作成する文書 (裁定を含む。 にお
- 8 ける言語は、 方の締約 国が仲裁裁判所に提出した情報又は意見書 英語とする。このため、 両締約 国は、 意見書の提出及び口頭陳述を英語により行う。 (仲裁裁判所の質問に対する回答を含む。)
- 9 仲 裁裁 判所の裁定の起草は、 両締約国 の参加なしに、 カゝ つ、 提供された情報及び行われた陳述に照らし

7

ては、

他方

の締約国に利用可能なものとしなければならない。

10 仲裁裁判所は、 裁定その他の決定をコンセンサス方式によって行うよう努めるが、過半数による議決で

当該決定を行うこともできる。

て行うものとする。

につ

第二百十四条 仲裁裁判手続における情報

- 1 なる関係者に対しても情報の提供を要請することができるものとし、 仲裁裁判所は、 いずれかの締約国 の要請により、 又は自己の発意により、 また、 適当と認める範囲内で、 関係する問題 の 一 定の 側 いか 面 に
- 2 仲 裁裁判所は、 必要かつ適当と認める関係情報の提供を両締約国に要請することができる。 両締 約国

ついての意見を得るために専門家と協議することができる。

3 は、 仲 裁 仲裁裁判 裁 料所は、 所による当該関係情報の要請に応ずるものとする。 情報の提供を要請し、 又は専門家と協議する前に、 両締約国と協議の上、 適当な手続を

定める。

仲裁裁判

所は、

両締約国に対し次のことを行う。

- (a) 締 約国が意見を述べるための適当な時間を与えること。 1の規定により情報の提供を要請 Ų 又は専門家と協議する意図を有する旨を事前に通報し、 及び両
- (b) 間 を与えること。 1の規定により得た情報又は専門家の意見の写しを提供し、 及び両締約国が意見を提出するための時

裁定の準備のために1の規定により求めた情報又は専門家の意見を考慮するに当たり、

4

仲裁裁判所は、

当該情報又は専門家の意見に関して両締約国が提出した意見も考慮することができる。

第二百十五条 仲裁裁判手続の併合

仲裁裁判所は、 両締約国の同意を得て、 同一の措置又は同一の問題に関する二以上の仲裁裁判手続を併合

することができる。

第二百十六条 仲裁裁判所の裁定

ことができるようにするため、

仲裁裁判所の設置

 \bigcirc

日

の後九十日以内

(緊急の場合には六十日以内)

1 仲裁裁判所は、 両 締 約国が 裁定案 (説明) 部分並 びに仲裁裁判所の認定及び結論から成る。) を検討する

裁定案を提示する。 仲裁裁判所は、 当該, 九十日又は当該六十日 の期間内に 両締約国に対し裁定案を提示す

ることができないと認める場合には、 両締約国 の同意を得て、 その期間を延長することができる。 締 約 国

は、 裁定案が提示された日の後十五日以内に、 仲裁裁判所に対し当該裁定案についての意見を書面により

提出することができる。

2 仲裁裁判所は、 裁定案が提示された日の後三十日以内に裁定を下す。

3 裁定には、次の事項を含める。

に、

(a) 事案の事実関係並びに対象となる措置にこの協定を適用する可能性及び当該措置のこの協定との適合

性

についての認定(その理由を含む。)

- (b) 一方の締約国が被る貿易上の悪影響であって、 他方の締約国がこの協定の義務に従うことができない
- (c) ことによりもたらされるものの程度についての参考となる所見 いずれかの締約国の要請がある場合には、 両締約国の考慮に付するために提案する実施に関する選択

肢

- 4 行 仲 0 た陳述並 裁 裁判所の裁定は、 びに第二百十四条の規定により提供された情報に基づくものとする。 この協定の関連規定、 関係する国際法の規則、 両締約国 が提出した意見書及び
- 5 仲 又はこの協定に定める両締約国 裁裁判所は、 裁定において、 この協定に定める両締約 の権利及び義務を減ずることはできない。 国 の権利及び義務に新たな権利及び義務を追加
- 6 仲 裁裁判所の裁定 (認定を含む。) は、最終的なものであり、 かつ、 両締約国を拘束する。

第二百十七条 仲裁裁判手続の停止及び終了

1 仲裁裁判手続は、 両締約国が合意する場合にはいつでも、十二箇月を超えない期間停止することができ

る。 が停止され この場合には、 た期間延長されるものとする。 第二百十三条4、 前条1及び2並びに第二百十九条5に定める期間は、 仲裁裁判手続は、 いずれ、 かの締約 国 一の要請により、 仲裁裁判手続 7 つでも再

開されるものとする。

2 きを除っ が 仲 解決され 裁裁判手続が十二箇月を超えて停止された場合には、 くほ てい か、 ないときは、 設置 の根拠を失う。 この章 仲裁 \mathcal{O} 11 か 裁判所の設置 なる規定も、 \mathcal{O} 締 根 仲裁裁判所は、 約 拠が失われた場合におい 国 が 同 の問 題に関して新たな仲 両締約国 て、 が別段の合意をすると 両 締 約 裁 玉 裁 間 判 \mathcal{O} 手 紛 続 争

3 報することにより仲裁裁判手続を終了することについて合意することができる。 両 .締約1 国 は、 両締約 国に対 し裁定が下される前であ ħ ば į,) つでも、 仲裁裁判所 の裁判長に対 し共 同 . で 通

を要請することを妨げるものでは

な

1

第二百十八条 裁定の実施

- 1 被申立国は、 第二百十六条の規定による仲 裁裁判所の裁定を迅速に実施する。
- 2 被 申立国 は 裁定が下された日の後三十日以内に、 当該裁定を実施するために合理的かつ必要と判断す

る期間を申立国に通報する。

- 3 裁定を実施するための相互に合意する期間を決定するため、 申立国が2の規定により通報された期間を受け入れることができないと認める場合には、 協議を行う。 両締約国は、
- 4 行わ きでは に付託することができ、 意することができない場合には、 両締約国が裁定が下された日の後四十五日以内に裁定を実施するための期間について3の規定により合 れる場合には、 ないとの指 針が与えられるべきである。 仲裁裁判所に対し、 仲裁裁判所は、 申立国は、 当該妥当な期間は当該裁定が下された日から十五箇月を超えるべ 当該裁定を実施するための妥当な期間について決定する。 当該裁定を実施するための期間についての問題を仲裁 この十五箇月 の期間は、 特別な事 情があるときは、 仲 裁 裁 判所 短縮 が
- 5 を開 合には、 被 が始する。 申立国 相互に満足すべき代償その他の代替措置の提供を図るため、 は、 2から4までの規定により決定された期間内に裁定を実施することができないと認める場 その期間の満了までに申立国と協議

又は延長することができる。

6 実施したか否かについて両締約国間で意見の相違がある場合には、いずれの締約国も、 被 申立国が2から4までの規定により決定された期間内に第二百十六条に規定する仲裁裁判所の裁定を 当該意見の 相違に

ついての問題を仲裁裁判所に付託することができる。

第二百十九条 未実施(利益の停止)

1 すべき代償その他の代替措置について合意されなかった場合には、 前条2から4までの規定により決定された期間の満了の日の後二十日以内に同条5の規定に従って満足 申立国は、 被申立国に対し、この協定

2 被申立国 が前条2から4までの規定により決定された期間内に裁定を実施していないことが、 同 条 6 \mathcal{O}

の義務の適用を停止する意図を有する旨を通報することができる。

に基づく譲許その他

後三十日以内に、 被申立国 に 対し、 この協定に基づく譲許その他 の義務の適用を停止する意図を有する旨

申立国

は、

その確認が行わ

れ

た 日

 \mathcal{O}

規定により問題を付託された仲裁裁判所により確認された場合には、

を通報することができる。

3 十日が経過 1 及び2の規定による譲許その他の義務の適用の停止は、 した後に行うことができる。 ただし、 当該譲許その他の義務の適用の停止は、 この条の関係する規定による通報の 次のことを条件 日の後三

(a) 当該譲許その他の義務の適用の停止に関連する紛争について協議又は仲裁裁判手続が進行している間

においては、行わないこと。

- (b) 時的なものであり、 かつ、 相互に満足すべき解決が両締約国間で得られ、 又は裁定が実施された時
- (c) 裁定が実施されないことによる無効化又は侵害の程度と同等の程度に限定されること。

(d)

当該

12

解除されること。

許 又は 義務 の適用を停止することができず、 又は効果的でない場合は、 この限りでない

無効化又は侵害に関連する分野と同一の分野に限定されること。

もっとも、

当該分野における譲

4 被 申立国 は 申 立国によるこの協定に基づく譲許その他 の義務の適用 の停 止 に . つ い て1か ら3までに規

定する条件が満たされ てい ない と認める場合には、 申立国に 対し協議を要請することができる。 申 立 玉

は、 その要請 が受領された日 の後十日以内に協議を開始する。 こ の 4 の規定による協議 0 要請 が受領され

ない場合には、 た日の後三十日以内に両締約 被申立[国 は、 当該問題を仲裁裁判所に付託することができ、 国が当該条件が満たされてい るか否かについての問題を解決することができ 仲裁裁判所は、 当該条件が 満

たされているか否かについて決定する。

5

第二百十条1回の規定にかかわらず、 前条及びこの条の規定を適用するために設置される仲裁裁判所の

判所 裁判 され と 同 仲裁人は、できる限り、 た日 は 所の仲裁人は、 一の者とする。 両締 の後六十日以内に裁定を下す。 約国が異なる期間について合意する場合を除くほか、 これが可能でない場合には、 第二百十条1の規定により任命する。 当該仲裁裁判所が検討する問題の発端となった裁定を行った仲裁裁判所の仲裁人 当該裁定は、 前条及びこの条の規定を適用するために設置される仲 両締; 前条及びこの条の規定により設置される仲裁 約国を拘束する。 当該仲裁裁判所が検討する問題が 付託 裁 裁

第十六章 最終規定

第二百二十条 附属書、付録及び注釈

この協定 の附]属書、 付 録及び注釈 は、 ک 0 協 定 の不 可 分の 部を成す。

第二百二十一条 目次及び見出し

この協定の目次並びにこの協定中の 章、 節及び条の見出 しは、 引用上の便宜 のためにのみ付されたもので

あって、この協定の解釈に影響を及ぼすものではない。

第二百二十二条 効力発生

この協定は、 両締約国 !が別段の合意をする場合を除くほか、 この協定の効力発生に必要なそれぞれの国内

法上の手続が完了した旨を通告する外交上の公文を両締約国政府が交換する日の属する月の後二番目の月の

初日に効力を生ずる。この協定は、 第二百二十四条の規定に従って終了しない限り、 効力を有する。

第二百二十三条 改正

1 両締約国は、この協定を合意によって改正することができる。その改正は、 両締約国によりそれぞれの

国内 法上の手続に従って承認されるものとし、また、両締約国が合意した日に効力を生ずる。この協定の

改正は、この協定の不可分の一部を成す。

2 1 の規定に か かわらず、 次に掲げるもののみについての改正は、 外交上の公文を両締約国政府が交換す

ることにより合意することができる。

(a) 附属書一 (ただし、 統一システムの改正に伴う改正であって、 附属書 の規定に従って一方の締 約国

により他方の締約国 の原産品に適用される関税率の変更を伴わないものに限る。

(b) 附属書三

- (c) 附属書四
- (d) 附属書十(ただし、第百七十七条5の規定に従う場合に限る。)

第二百二十四条 終了

両締約国が別段の合意をする場合を除くほか、 いずれの一方の締約国も、 他方の締約国に対して書面によ

領した日の後一年を経過した時に終了する。 る通告を行うことにより、この協定を終了させることができる。この協定は、 他方の締約国が当該通告を受

第二百二十五条 正文

1 この協定は、 日本語、 スペイン語及び英語をひとしく正文とする。 正文の間に相違がある場合には、 英

語の本文による。

- 2 1の前段の規定にかかわらず、
- (a) (i) 附属書 第二編は、 ひとしく正文である日本語及び英語により作成される。
- (ii) 附属書 第三編は、 ひとしく正文であるスペイン語及び英語により作成される。
- (b) 附属書四は、英語のみにより作成される。
- (c) (i) 附属書五第一 編及び附属書六第一 編は、 ひとしく正文である日本語及び英語により作成される。
- (ii) 附属書五第二編及び附属書六第二編は、ひとしく正文であるスペイン語及び英語により作成され

る。

- (d) (i) 附属書八第一編は、 ひとしく正文である日本語及び英語により作成される。
- (ii) 附属書八第二編は、 ひとしく正文であるスペイン語及び英語により作成される。
- (e) (i) 附属書九第一編は、 ひとしく正文である日本語及び英語により作成される。

(ii) 附属書九第二編は、 ひとしく正文であるスペイン語及び英語により作成される。

以上の証拠として、下名は、 各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二千十一年五月三十一日に東京で、 日本語、 スペイン語及び英語により本書二通を作成した。

日本国のために

松本剛明

ペルー共和国のために